社会復帰促進等事業に関する令和2年度成果目標の実績評価 及び令和3年度成果目標(案)

# 目 次

令和3年度	令和2年度	事業名	頁
事業番号	事業番号	尹未仁	貝
1	1	外科後処置等経費	1
2	2	義肢等補装具支給経費	2
3	3	特殊疾病アフターケア実施費	3
4	4	社会復帰特別対策援護経費	4
5	5	CO 中毒患者に係る特別対策事業経費	5
6	6	独立行政法人労働者健康安全機構運営費・施設整備費	7
7	7	労災疾病臨床研究事業費補助金事業	16
8	8	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基	17
0	0	づく介護料支給費	''
9	9	労災就学等援護経費	18
10	10	労災ケアサポート事業経費	19
11	11	休業補償特別援護経費	21
12	12	長期家族介護者に対する援護経費	22
13	13	労災特別介護施設運営費・設置経費	23
14	14	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	25
15	16	過労死等防止対策推進経費	26
16	17	安全衛生啓発指導等経費	28
17	21	職業病予防対策の推進	31
18	22	じん肺等対策事業	34
19	23	職場における受動喫煙対策事業	36
20	24	職場における化学物質管理促進のための総合対策	38
21	25	産業保健活動総合支援事業	40
00	00	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着によ	40
22	26	る長時間労働の抑制等のための取組	42
23	27	メンタルヘルス対策等事業	45
24	28	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発	47
0.5	00	職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康	40
25	29	管理啓発等経費	48
26	30	建設業等における労働災害防止対策費	50
27	31	第三次産業等労働災害防止対策支援事業	52
28	32	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	54
29	33	機械等の災害防止対策費	55
30	35	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	57

36	家内労働安全衛生管理費	59
37	女性就業支援・母性健康管理等対策費	61
38	多言語相談支援事業	64
39	外国人技能実習機構に対する交付金	65
41	労働災害防止対策費補助金経費	67
42	産業医学振興経費	69
44	未払賃金立替払事務実施費	71
45	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き	73
40	方・休み方の見直し	/5
46	テレワーク普及促進等対策	76
47	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取	78
47	組	70
48	中小企業退職金共済事業経費	80
49	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	82
50	個別労働紛争対策費	84
51	雇用労働センター設置・運営経費	86
	37 38 39 41 42 44 45 46 47 48 49 50	37       女性就業支援・母性健康管理等対策費         38       多言語相談支援事業         39       外国人技能実習機構に対する交付金         41       労働災害防止対策費補助金経費         42       産業医学振興経費         44       未払賃金立替払事務実施費         45       過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し         46       テレワーク普及促進等対策         47       医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組         48       中小企業退職金共済事業経費         49       独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費         50       個別労働紛争対策費

		1								· 準局補償課)				
	事業名	外科後処置等約	圣費						事業番号 (令和3年度) 事業番号 (令和2年度)	1				
Ą	事業の別	社会復帰促進事		担当係	福祉係									
5	<b>単施主体</b>	都道府県労働局							担当床	1曲1111术				
事業	目的及び必要性(何のため)	労働者に対し、	義肢装着のため	の断端部の再手	-術、醜状の軽減	のための再手	りに、労災保険給 術を行う等、外科 して実施する必要:	後処置に要す						
制度	対象 (誰/何を 対象に)	症状固定後の被	皮災労働者											
概要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	外科後処置に 実施医療機関に また、外科後処	醜状を軽減し	得る見込みのある	る者等に対し、									
	実施 体制	都道府県労働局	号において、手術	等に要した費用		旅費に関する	申請に基づき支給	を行う。						
	F度予算額 (千円)	52,025	30年度予算額 (千円)	54,951	令和元年度 予算額 (千円)	60,601	令和2年度 予算額 (千円)	54,617	令和3年度 予算額 (千円)	46,079				
	F度決算額 (千円)	55,999	30年度決算額 (千円)	45,336	令和元年度 決算額 (千円)	30,314	令和2年度 決算額 (千円)	39,796	令和3年度 雇用勘定予	0 (千円)				
	29年度 算執行率 (%)	107.6	30年度 予算執行率 (%)	82.5	一般勘定予算額 令和元年度 全和2年度 (									
それ	元年度評価と Lを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	<b>艾しているところ</b> で	であり、引き続き	を施策を継続							
2 年度目	アウトカム 指標		でに要する期間に決定した割合を		アウト 2 指 年 【C 度 実	票 84.4%	件数:90件、1か月	以内に決定し	た件数:76件)					
標	アウトプット 指標	申請について、	本省通達等に基	づいて適正に	積 アウト 指 【C	票 中間に	こついて、支給要件	‡等を確認し、;	迅速•適正に処理	!することができ				
Ø.	目標を達成(未 達成) 里由(原因) 済後の課題		1か月)を定めた うことを定めてお				課題として、業務等	実施計画等にな	おいて標準処理期	朋間内の迅速•				
踏: す	由(原因)を まえた改善 べき事項 今後の課題	引き続き目標を	達成できるよう者	<b>『道府県労働局</b>	へ指導を続ける。	)								
	評価		А			成果目標を達	成しているところ	であり、引き	続き施策を継続					
	和3年度 事業概要	令和元年度と同	]様											
	3年度目標  トカム指標)	申請から決定ま	でに要する期間	を1か月以内と	し、その期間内に	決定した割合	を80%以上とする。							
	3年度目標 トプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。												
目標! その? (ア! 設定 合!	3年度目標の 設定の理由、 K準の考え方 ウトカム指標 が困難な場 はその理由)	定の理由、												
要求	年度予算概算 の主要事項 との関係	-												
向(	4年度要求に ナた事業の 方向性	執行実績等を踏	ばまえ、要求を行り	 い、引き続き適り										

												準局補償課)		
	事業名	義肢等補装具費	<b>費支給経費</b>								事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	2		
事	事業の別	社会復帰促進事	事業(根拠法令	労働者災害補償	貨保険活	去第29条第	第1項第	1号)				15 11 15		
)	€施主体	都道府県労働局	<del></del>								_ 担当係	福祉係		
事	目的及び必要性(何のため)	労働者が、両上	下肢の亡失、機	能障害等により	義肢等	補装具を	必要と	する場合	りに、労災保険給 計に、その購入等Ⅰ 正、その購入等Ⅰ	こ要した費用を				
業/制	対象 (誰/何を 対象に)	症状固定後の被	状固定後の被災労働者											
度概要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	義肢等補装具 具業者に対し支							いて、その費用を 。	被災労働者本	人又は委任され	た義肢等補装		
	実施 体制													
	F度予算額 (千円)	3,361,584	3,361,584 30年度予算額 2,957,881 令和元年度 予算額 2,979,074 予算額 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円)											
	F度決算額 (千円)	2,754,955 30年度決算額 (千円) 2,946,995										算額 0 (千円)		
	29年度 予算執行率 (%) 82.1 30年度 予算執行率 (%) 99.8 令和元年度 予算執行率 (%) 99.8 (%) 98.4 令和2年度 予算執行率(%) 94.1								94.1	<ul><li>一般勘定予:</li><li>※予算執行率は行 考慮していない</li></ul>	0 (千円) 政経費を			
それ	和元年度評価と それを踏まえた 利3年度事業の 見直し													
2 年度目	アウトカム 指標		でに要する期間 こ決定した割合る		2年度実	アウト 指: 【C	±± 95.5%		牛数:9,621件、1 <i>た</i>	定した件数:9,192	件)			
標	アウトプット 指標	申請について、この理を行う。	本省通達等に基	づいて適正に	績	アウト 指: 【C	標	申請に た。	こついて、支給要件	-等を確認し、	迅速•適正に処理	!することができ		
の理	目標を達成(未 達成) 里由(原因) う後の課題	標準処理期間( 適正な処理を行							課題として、業務領		おいて標準処理其	閉内の迅速•		
踏ます	由(原因)を まえた改善 でき事項 な後の課題	引き続き目標を	達成できるよう者	<b>『道府県労働局</b>	へ指導	を続ける	•							
	評価		Α		引き続	き目標を	達成で	きるよう	都道府県労働局々	へ指導を続ける	<b>5</b> .			
	和3年度 事業概要	令和元年度と同	<del></del>											
	3年度目標  トカム指標)	申請から決定ま	でに要する期間	を1か月以内と	し、その	)期間内に	に決定し	た割合る	を85%以上とする。					
	3年度目標 トプット指標)	申請について、	本省通達等に基	づいて適正に処	理を行	ið.								
目標: その2 (アウ 設定 合は	3年度目標の 設定の理由、 k準の考え方 ウトカム指標 が困難な場 はその理由)	ないが、それに何	代わり申請から ット指標について	を給決定までの には、本経費が初	期間を 皮災労(	短縮する 動者の申	ことで、 請に基つ	事業の対 うき給付	査し、支給する事 効率性を高めるこ を行うものであり	とができるよう	目標を設定した。			
要求	年度予算概算 の主要事項 との関係		-											
向(	4年度要求に ナた事業の 方向性	執行実績等を踏	まえ、要求を行	い、引き続き適け	刃に実力	施する。								

											(11111	準局補償課)
:	事業名	特殊疾病アフタ	一ケア実施費								事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	3
事	事業の別	社会復帰促進事		担当係	福祉係							
ᢖ	<b>ミ施主体</b>	都道府県労働局	3								担当床	他们旅
事	目的及び必 要性 (何のため)	労働者が、後遺 及び検査等の必	症状に動揺をき	たしたり、後遺障 とともに、症状は	章害に付 固定後に	t随するst に必要なt	実病を発症 昔置を行い	させる	おそれのある場、その通院に要	合、医療機関	ものとして、症状症で診察、保健指導合するもの。被災	草、薬剤の支給
業/制度	対象 (誰/何を 対象に)	症状固定後の初	按災労働者									
概要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	して、医療機関	後遺症状に動揺 での診察、保健排 ケアのための通	旨導、薬剤の支給	給及び	倹査等の				るせき髄損傷	、精神障害等の2	0傷病を対象と
	実施 体制	都道府県労働 給を行う。	局においてアフク	おいてこれに係	系る費用(委託費	・通院費)の支						
	■度予算額 (千円)	3,857,635	30年度予算額 (千円)	3,787,294	令和3年度 予算額 (千円)	3,636,894						
	度決算額 (千円)	3,526,832     30年度決算額 (千円)     3,371,473     令和元年度 決算額 (千円)     3,373,479     令和2年度 決算額 (千円)									令和3年度 雇用勘定予 一般勘定予	0 (千円)
	29年度 算執行率 (%)	91.9 30年度 予算執行率 88.4 令和元年度 予算執行率 (%) 87.9 令和2年度 予算執行率(%) 87.9										昇領 〇 (千円) 政経費を 。
それ	元年度評価と を踏まえた 3年度事業の 見直し	◆和売年度郵便										
2年度目	アウトカム 指標	から決定までに	D交付申請及び前要する期間を1か 要する期間を1か た割合を80%以」	1月とし、その	2年度実	アウト 指述 【C	標(	0.3% 申請件	+数:3,998件、1 /:	か月以内に決策	≧した件数:3,209	件)
標	アウトプット 指標	申請について、処理を行う。	本省通達等に基	づいて適正に	績	アウト 指標 【C	標		ついて、支給要件	井等を確認し、i	迅速•適正に処理	!することができ
の現	目標を達成(未 達成) 理由(原因) なの課題		1か月)を定めた うことを定めてお						果題として、業務等	実施計画等にお	おいて標準処理其	閉内の迅速•
踏ます	由(原因)を まえた改善 べき事項 な後の課題	引き続き目標を	達成できるよう都	邓道府県労働局	へ指導	を続ける。	Þ					
	評価		Α			,	成果目標	を達成	成しているところ	であり、引き	続き施策を継続	
	和3年度 『業概要	令和元年度と同	]様									
	3年度目標 トカム指標)	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする。										
	3年度目標 トプット指標)	申請について、本省通達等に基づいて適正に処理を行う。										
目標! その! (アウ 設定 合は	3年度目標の 設定の理由、 K準の考え方 フトカム指標 が困難な場 での理由)	2の理由、 特殊疾病アプターケア実施費については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定 の考え方 なじまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 かム指標 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であ 困難な場 ため、被災労働者の支援を図るべく、申請を適正に処理することを目標とした。									とした。	
要求	年度予算概算 の主要事項 この関係						=					
向(	4年度要求に けた事業の 方向性	執行実績等を路	皆まえ、要求を行り	ハ、引き続き適り	辺に実施	色する。						

	事業名	社会復帰特別文	対策援護経費								事業番号(令和3年度)事業番号(令和2年度)	4 4	
Ę	事業の別	社会復帰促進事											
5	実施主体	都道府県労働局	 ⋽								_ 担当係 -	福祉係	
事	目的及び必要性(何のため)		て、就職準備金	や移転費用を補	損する	ための援			りに、労災保険給 るもの。被災労働:				
業/制度	対象 (誰/何を 対象に)	症状固定後の扱	<b>長動障害者等</b>										
概要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	振動障害者等 用等を支給する		った当該労働	者の賃金助成、記	∥練、講習の費							
	実施体制	都道府県労働局	那道府県労働局において、各援護金に関する申請に基づき支給を行う。										
	F度予算額 (千円)	361,935	30年度予算額 (千円)	347,776	予	1元年度 ·算額 千円)	342	,939	令和2年度 予算額 (千円)	341,182	令和3年度 予算額 (千円)	321,935	
	F度決算額 (千円)	341,976 30年度決算額 (千円) 300,496										算額 0 (千円)	
	29年度 算執行率 (%)	94.6 30年度 予算執行率 86.4 令和元年度 予算執行率 (%) 95.6 令和2年度 予算執行率(%) 79.6									一般勘定予 ※予算執行率は行 考慮していない	0 (千円) 政経費を	
それ	元年度評価と いを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	<b></b>	いるところで	であり、	引き続き	施策を継続				
2 年度目	アウトカム 指標		でに要する期間に決定した割合る		2 年度実	アウト 指す 【C	標	89.2% (申請f	牛数: 203件、1か.	月以内に決定	した件数:181件)		
標	アウトプット 指標	申請について、処理を行う。	本省通達等に基	づいて適正に	績	アウト 指標 【C	摽	申請に た。	ついて、支給要件	‡等を確認し、;	迅速•適正に処理	!することができ	
のĦ	目標を達成(未 達成) 理由(原因) 済後の課題		1か月)を定めた うことを定めてお						果題として、業務될	実施計画等には	おいて標準処理期	閉内の迅速•	
踏: す	由(原因)を まえた改善 でき事項 分後の課題	引き続き目標を	達成できるよう者	邻道府県労働局	へ指導	を続ける。	o						
	評価		Α				成果目	標を達	成しているところ	であり、引き	続き施策を継続		
	和3年度 事業概要	令和元年度と同	]様 										
	13年度目標 トカム指標)	申請から決定ま	でに要する期間	を1か月以内と	し、その	期間内に	決定し	た割合る	<u>ド</u> 80%以上とする。				
	13年度目標 トプット指標)	申請について、	本省通達等に基	づいて適正に処	理を行	ゔゔ。							
目標! その? (ア・ 設定	3年度目標の 設定の理由、 水準の考え方 ウトカム指標 ごが困難な場 まその理由)	定の理由、 社会復帰特別対策援護経質については、支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定にな もの考え方 しまないが、それに代わり申請から支給決定までの期間を認縮することで、事業の効率性を高めることができるよう目標を設定した。 カム指標 本な、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難である 困難な場 トカ、被災労働者の支援を図るべく、申請を適下に処理することを目標とした。									<i>t</i> =。		
要求	年度予算概算 の主要事項 との関係						-	-					
令和· 向(	4年度要求に けた事業の 方向性	執行実績等を路	いまえ、要求を行	い、引き続き適け	辺に実)	施する。							

	事業名	CO中毒患者に	係る特別対策事	業経費							事業番号 (令和3年度) 事業番号 (令和2年度)	5
粤	事業の別	社会復帰促進事	事業(根拠法令 🤅	労働者災害補償	保険	去第29条第	第1項第1	号)				機構・団体管 理室
j	<b>実施主体</b>	(一社)福岡県社	土会保険医療協会	会 社会保険大	牟田吉	野病院					担当係	機構調整第二係
<b>業</b>	目的及び必 要性 (何のため)	下「CO中毒患者 生労働省策定) 後継の医療機関 本事業は、CO	皆」という。)のリノ により、平成17年 間において、COF D中毒患者の特性	ヽビリテ <del>ー</del> ション: ∈度末に廃止され 中毒患者の特性 生を十分考慮し <i>1</i>	施設と いたこと を十分 に診療:	して運営さ こから、従 <sup>・</sup> 考慮した 体制、社会	されていた 前、国が 診療体制 会復帰促	た大牟  大牟田   や社会  進支援	号)11条に基づき。 田労災病院が、「 労災病院に行わ 会復帰促進支援存 条体制を整備するそ に該当するため、	労災病院の再約 せていた機能• は制を整備する ものであり、労働	編計画」(平成16 役割を引き続き 。 動者災害補償保	年3月30日厚 確保するため、 険法29条1項1
米/制度											委託する。	
要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	CO中毒患者特有の症状に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託する。 ・医療、看護体制等の整備 ・リハビリテーション(グループワーク等)の実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施										
	実施 体制	(一社)福岡県社	土会保険医療協会	会 社会保険大	牟田吉	野病院						
	F度予算額 (千円)	453,942	30年度予算額 (千円)	469,029	子	1元年度 ·算額 千円)	480,	570	令和2年度 予算額 (千円)	498,674	令和3年度 予算額 (千円)	499,072
29年度決算額 (千円)		453,942	30年度決算額 (千円)	469,029	令和元年度 決算額 (千円)		480,570		令和2年度 決算額 (千円)	498,564	令和3年度 雇用勘定予	0(千円)
	29年度 算執行率 (%)	100.0	30年度 予算執行率 (%) 100.0 令和元年度 予算執行率 (%) 令和元年度 予算執行率 (%) 100.0 予算執行率(%)						一般勘定予 ※予算執行率は行 考慮していない	O(千円) 政経費を		
それ	元年度評価と Lを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	<b></b>	\るところ <sup>-</sup>	であり、引	けき続き	を施策を継続			
2	アウトカム 指標	療等を提供する特性を十分考慮 その一環として 実施日数をアウ	特有の症状に応っことを目的として 酸した診療体制等 実施するグループ リトカム指標とし、 11日以上とする。	、当該患者の を整備する。 プワークの年間 令和2年度に	2	アウト 指: 【C	標	あった。 【目標: 委託先	2年度においては。 。 達成の理由】 :医療機関に対し、 ウを行うための診	適宜、必要な	指導等を行うこと	:により、グルー
年度目標	アウトプット 指標	項について適切・患者に必要が施するための人する。 ・高齢化した患ため、療養生活	がき、委託先において実施する。 はリハビリテーショ 員(10名を基本と 最者の看護負担の を支援するための 基本とする)を配	ョンを適切に実 とする)を確保 D軽減等を図る の人員(患者2	年度実績	アウト 指 【C	標	·患者2【目標注 委託先	ジリテーションを適 2名あたり1.5名の 達成の理由】 :医療機関に対し、 ション等を行うた&	療養生活を支 適宜、必要な	援するための人! 指導等を行うこと	員を配置した。 :により、リハビ
σŧ	目標を達成(未 達成) 里由(原因) 冷後の課題	委託先医療機関	という 「「	必要な指導等を	行うこ。	とにより、	目標を達	成した。	o			
踏ます	由(原因)を まえた改善 でき事項 う後の課題	引き続き、委託る。	先期間に対し、道	適宜、必要な指導	を行う	iなどして.	、グル <del>ー</del>	プワー	ク、リハビリテ <del>ー</del> シ	ョン等を行うた	めの診療体制の	整備に努め
	評価		Α				成果目	標を達	成しているところ	であり、引き	続き施策を継続	
	和3年度 事業概要	令和2年度と同	様									
	3年度目標  トカム指標)								、当該患者の特性 13年度においてに			整備する。その
	3年度目標  トプット指標)									する。		

令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	上記のアウトカム指標は、本事業の目的である、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等や社会復帰促進支援体制等の整備による成果を計測するためのものであることから、入院患者の症状に応じた適切な医療等を提供するために必要な実施日数を水準とした。なお、実施日数は以下のとおり算出した。 ・週の実施日数(3日間)×年間47週(52週(1年間の週数)ー5週(休日の合計週数))=141日
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-
同けた事業の 方向性	以下の理由により今後も引き続き実施する必要がある。 ①炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)11条において、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない」と規定されていること ②平成16年、坂口厚生労働大臣(当時)が国会の場において、患者については国が最後まで責任を持って対応していきたいと考えている旨の答弁をしていること ③CO中毒による入院患者は、現在、平均年齢が80歳を超えていることや、その特性から療養環境を変えることは医療上問題があること

		(労働基準局安全衛生	三部計画課、化-	产物質刈束課 <i>)</i>
	事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費 (1) 労災病院の運営 (2) 医療リバビリテーションセンターの運営 (3) 総合せき損センターの運営 (4) 産業殉職者慰霊事業 (5) 治療就労両立支援センターの運営	事業番号(令和3年度)	6
		(6)労働安全衛生総合研究所の運営 (7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 (8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	事 業 番 号 (令和2年度)	
-	事業の別	社会復帰促進事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号):(1)~(3)、(5)、(8)被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号):(4)安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号):(6)~(8)	担当係	機構・団体管 理室 機構調整第一
5	<b>実施主体</b>	(独)労働者健康安全機構		係
		(1) 労災病院の運営 全国に29の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成し、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテー た高度・専門的医療を提供する。 ※労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入(医業収入)で賄っている。	ション、職場復帰	に至る一貫し
		(2) 医療リハビリテーションセンターの運営 労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度 及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1か所)を設置し、専門のリハビリテ 等の病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成 生活支援機器等の開発も行う。さらに、隣接する職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用 に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。	<del>ー</del> ションスタッファ するなどにより対	が、被災労働者 応する。また、
		(3)総合せき損センターの運営 労働災害等による外傷により脊椎、せき髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合も する。この施設では、総合的なせき髄損傷の専門施設として、重度障害者が麻痺を克服し、生活自立を目指す ンを行い、さらに、重度障害者の支援機器等の開発などを行う。	<del>さき損センター</del> (2	2か所)を設置
		(4) 産業狗職者慰霊事業 産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みころも霊堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表を始め政列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行う。	(財界、労働団体	の代表等の参
	目的及び必要性 (何のため)	(5)治療就労両立支援センターの運営 全国9か所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査 及び指導(①作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止②傷病による休業等からの職場復帰③治療と就労る 等を実施する。		
		(1)から(5)については、独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。		
		(6)労働安全衛生総合研究所の運営 応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うほか、労働災害の発生現場における原因調査、 等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細 び研究を行う。また、研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表して や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害 明した上で、行政に報告する。	な究明と防止策に いる。その他、重	こついて調査及 重大な労働災害
		(7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 吸入ばく露試験等の化学物質に係る発がん性試験等を計画的に実施する。		
		(8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施する。		
	対象 (誰/何を 対象に)	(1)労働者・労災指定医療機関等 (2)(3)被災労働者 (4)産業殉職者及びその遺族 (5)労働者 (6)事業者、労働者 (7)事業場で取り扱われる化学物質 (8)(独)労働者健康安全機構が運営する施設		

事業/制度概要

# (1)労災病院の運営

全国に29の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成し、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供する。

※労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入(医業収入)で賄っている。

### (2)医療リハビリテーションセンターの運営

労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1か所)を設置し、専門のリハビリテーションスタッフが、被災労働者等の病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより対応する。また、生活支援機器等の開発も行う。さらに、隣接する職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。

### (3)総合せき損センターの運営

労働災害等による外傷により脊椎、せき髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(2か所)を設置する。この施設では、総合的なせき髄損傷の専門施設として、重度障害者が麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーションを行い、さらに、重度障害者の支援機器等の開発などを行う。

### (4)産業殉職者慰霊事業

産業災害により殉職された人を慰霊するため、高尾みころも霊堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表を始め政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行う。

### 事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)

# (5)治療就労両立支援センターの運営

全国9か所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査研究、労働者に対する健康相談及び指導(①作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止②傷病による休業等からの職場復帰③治療と就労の両立)に係る事例の収集・集積等を実施する。

(1)から(5)については、独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。

### (6) 労働安全衛生総合研究所の運営

応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うほか、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握 等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及 び研究を行う。また、研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。その他、重大な労働災害 や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学技術的な側面から究 明した上で、行政に報告する。

# (7)日本バイオアッセイ研究センターの運営

吸入ばく露試験等の化学物質に係る発がん性試験等を計画的に実施する。

### (8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費

中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施する。

### <sup>美施</sup> (独)労働者健康安全機構において実施 体制

運営費交付金 29年度予算額 (千円)	9,726,443	運営費交付金 30年度予算額 (千円)	9,646,667	運営費交付金 令和元年度 予算額 (千円)	10,195,027	運営費交付金 令和2年度 予算額 (千円)	11,232,396	運営費交付金 令和3年度 予算額 (千円)	12,022,985
29年度決算額 (千円)	9,986,100	30年度決算額 (千円)	10,208,130	令和元年度 決算額 (千円)	9,991,749	令和2年度 決算額 (千円)	9781474	令和3年度 雇用勘定予算	算額 O(千円)
29年度 予算執行率 (%)	97.6	30年度 予算執行率 (%)	105.8	令和元年度 予算執行率 (%)	98 <b>.</b> 0	令和2年度 予算執行率(%)	87.1	一般勘定予: ※予算執行率は行 考慮していない。	算額 O(千円) 政経費を
施設整備費補助金 29年度予算額 (千円)	3,955,974 (30年度への 繰越額 1,007,545)	施設整備費補助金 30年度予算額 (千円)	4,009,819 (令和元年度 への繰越額 376,575)	施設整備費補助 金 令和元年度 予算額 (千円)	2,985,529 (令和2年度へ の繰越額 689,852)	施設整備費補助 金 令和2年度 予算額 (千円)	3,483,982 (令和3年度への 繰越額121,843)	施設整備費補助 金 令和3年度 予算額 (千円)	1,439,507
29年度決算額 (千円)	2,877,864	30年度決算額 (千円)	3,330,689	令和元年度 決算額 (千円)	2,205,325	令和2年度 決算額 (千円)	3173455	令和3年度 雇用勘定予 一般勘定予	0(千円)
29年度 予算執行率 (%)	97.6	30年度 予算執行率 (%)	91.7	令和元年度 予算執行率 (%)	96.1	令和2年度 予算執行率(%)	91.1	※予算執行率は 考慮していな	O(千円) は行政経費を
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	<b>붗しているところ</b> ₹	であり、引き続き	施策を継続			

### (1)労災病院の運営 1)患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を 提供するため、患者満足度調査を実施し、患者 から満足のいく医療が受けられている旨の評 ①患者満足度:86.6% 価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以 ※入院92.5%、外来81.9%、入院外来平均86.6% 上、入外平均80%以上得る ②患者紹介に関する地域の医療機関等との連 携機能を強化すること等により、労災病院全体 で地域医療支援病院の基準以上である「患者 ②患者紹介率:79.3%、患者逆紹介率:70.5% 紹介率を76%以上、逆紹介率63%以上」を確 ③地域における高度医療機器の利用促進を図 るため、ホームページ、診療案内等による広報 を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を 延べ35.000件以上実施する。 ③高度医療機器を用いた受託検査:32,698件 4安定的な病院運営を図るため、医療サービ スの質の向上や所在する医療圏の地域医療構 想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の 検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの ④病床利用率:72.8% 構築における各労災病院の取組を推進するこ とにより、病床利用率を76.2%以上とする。 (2)医療リハビリテーションセンターの運営 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し 医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWな どが連携し、高度専門的医療を提供するととも 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:90.7% に、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化に取り組むことにより、医 ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者78人/四肢脊椎の障 害・中枢神経麻痺患者の退院患者数86人 学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の 割合を80%以上確保する。 (3)総合せき損センターの運営 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医 がったる。日本では、 「大きない」が連携し、受傷直後の早期治療から早期リハ ビリテーションに至る一貫した高度専門的医療 の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:83.4% ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者121人/外傷性脊椎・ せき髄損傷患者の退院患者数145人 である退院患者の割合を80%以上確保する。 アウトカム 指標 アウトカム (1)10020 指標 (4)産業殉職者慰霊事業 $3\times4\times(2)$ 慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施 (8)()] 慰霊の場にふさわしいとの評価:100% 、来堂者、遺族等から慰霊の場にふさわしい ※満足の評価44人/参拝者・参列者(アンケート回答者)44人 との評価を90%以上得る。 (5)治療就労両立支援センターの運営 年 治療と仕事の両立について支援した罹患者に 対し、病院、職場及び両立支援コーディネー 度 それぞれの対応に関してアンケートを行 有用であった旨の評価:90.6% い、病院、職場及び両立支援コーディネ 績 ※「有用であった」旨の回答87件/回答者数96件

によるトライアングル型サポート体制が有用で あった旨の評価を80%以上から得る。

(6) 労働安全衛生総合研究所の運営 第4期中期目標(5年間で50件)に向けて、調査 及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労 働安全衛生に関する基準の制定及び改正等 の貢献の件数を10件以上とする。

(7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 発がん性試験等の成果を厚労省行政検討会に 提供するほか、国内外に発信し、有害性評価 の進展に資する。

労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する 基準の制定及び改正等への貢献の件数:16件

、長期吸入試験等について、厚生労働省の「化学物質のリスク評価検討会(R2.10.5有害性評価小委員会、R2.6.11発がん性評価ワーキンググループ、R3.2.25遺伝毒性評価ワーキンググループ)」に報告し、試験結 果の評価が行われた。

また、試験結果がIARC(国際がん研究機関)等海外の研究機関にお いても評価され、国際誌に掲載された(2020.10~11IARC monograph Vol.128会議、2020.11.27 Lancet Oncology誌等)。

2年度目標		(8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 ①「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、随意契約の事前点検等、調達の合理化に努めることとし、「契約監視委員会」についても年間4回以上開催、契約の点検を実施し契約の適正化を図る。②契約締結状況については、(独)労働者健康安全機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。		(8) ①調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施、また、「契約監視委員会」についても引き続き計4回(6月、9月、12月、3月)開催、契約の点検を実施し事務処理等の適正化を図った。 ②契約締結状況をホームページで随時公表した。
		(1) 労災病院の運営 ①地域医療を支援するため、地域の医療機関 の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら 症例検討会や講習会等を行うことにより、年間 840回以上の講習を実施する。 ②医療機関等を対象としたモデル医療情報、		(1) ①症例検討会及び講習の実施件数:308件
		事業者や労働者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、70万件以上のアクセス数を得る。 ③各労災病院から治験コーディネーター研修		②労災疾病研究に関するホームページへのアクセス数:1,174,156件
		等への積極的な職員派遣による治験実施体制の強化、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を4,180件以上確保する。		③治験症例数: 4,546件
		(2) 医療リハビリテーションセンターの運営 年間12回を目標に職業リハビリテーションセン ター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)と の間で、職業評価会議を開催し、個々の患者 のリハビリテーションの評価を行い、患者毎の リハビリーションのプログラムの改良及び退院 後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促 進を図る。		(2) 職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数:12回
		(3)総合せき損センターの運営 多職種間でせき損検討会を開催し、年間100症 例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログ ラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図 る。		(3) せき損検討会の開催実績:25回開催、検討症例実績:139症例
	アウトプット 指標	(4)産業殉職者慰霊事業 満足度調査に基づく参拝者等からの要望等に ついて、年4回以上の検討会を開催する。	アウトプット 指標 【(1)①×②〇 ③〇(2)~(8)	(4) 検討会の開催実績:4回
		(5)治療就労両立支援センターの運営 ①第3期中期目標期間中に開発した予防法・ 指導法について、産業保健総合支援センター を介し、事業場への普及啓発を行う。令和元年 度から開始した研究テーマについて、事例導を 実践する。 ②両立支援マニュアルを活用して、両立支援 コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例 収集を行う。併せて、収集した支援事例 に、地域における企業の担当者等を招いた形での事例検討会を実施する。令和元年度に更 新した両立支援マニュアルを、研修会を通じて 普及を図る。	Ö	(5) ①第3期中期目標期間中に開発した予防法・指導法の成果物である「深夜勤務者のための食生活ガイドブック」等について、全国の産業保健総合支援センターを介し、事業場への普及を行った。令和元年度から開始した研究テーマ(19件)について、事例の集積を行うため、生活習慣病等の指導を実践し、「予防医療モデル調査研究に関する検討会」において中間評価を行った。②令和元年度から支援対象を全ての疾患に拡大し、引き続き両立支援チームにより両立支援の事例収集を行った。また、事例検討会については、両立支援コーディネーター基礎研修修了者及び地域企業等の人事・労務担当者を対象とし、23か所の産業保健総合支援センターにおいて実施した。さらに、医療機関向け両立支援マニュアルについては、「治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル」の更新を行い、両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとして活用し、コーディーネーターの養成を行った(令和2年度3,402人養成)。
		(6)労働安全衛生総合研究所の運営 第4期中期目標に基づくプロジェクト研究18課 題を実施する。		(6) プロジェクト研究課題実施数:18件
		(7)日本バイオアッセイ研究センターの運営 国が指定した物質について、長期吸入試験を GLP基準に従い実施する。		(7) 対象物質に係る発がん性試験を適正に実施した結果、一定の有害性 が認められた2-ブロモブロパン(ラット:2週間、13週間、がん原性試 験)の試験結果を厚生労働省HPに公表した。
		(8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 令和2年度度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施する。		(8) 令和2年度施設整備計画に基づき、適切な調達を行った。

1)労災病院の運営

い が 対 物的。 いまで、 ・患者高足度、 利用者の視点に立った医療サービス提供のため、各労災病院に設置された患者サービス委員会の活動を通じて、患者満足度調査の調査結果を業務の改善に反映するとともに、良質で安全な医療を 提供するため各労災病院で「労災病院間医療安全相互チェック」を実施したことに加え、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、医療安全に関する研修を開催し、また、医療 の安全性及び透明性の向上により患者からの信頼を確保できたため。

<患者紹介率•逆紹介率>

いずれも目標値を上回った

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染リスク回避による開業医への受診抑制により、紹介件数、逆紹介件数ともに件数自体は、前年度を下回っている。

<高度医療機器を用いた受託検査> 緊急事態宣言の解除を受け、紹介患者数確保のための開業医への訪問の再開、検査時における新型コロナウイルス感染症対策の徹底、各労災病院の感染症対策状況をホームページ及び広報誌で 周知する取組を実施し、作数の確保に努めたが、患者による新型コロナウイルス感染症の感染リスク回避のための開業医への受診抑制により、各労災病院への紹介患者による検査依頼数が減少し たことが大きな要因である。

(受託檢查件数四半期推移)

\Z=0.\Xx±

<病床利用率> 緊急事態宣言の発令により、行政の要請によるコロナ専用病床の確保及び同一病棟における院内感染防止のための一部病床の休床、緊急を要しない患者の入院の延期、関連学会による院内感染 防止の提言を踏まえた一部診療科の手術制限率により入院患者数を確保できなかったこと、開業医への受診抑制に伴う開業医からの各労災病院への紹介患者数の減少による各労災病院の新規入 院患者数の減少が要因である。また、PCR等検査機器の積極導入及び当該検査の実施による新型コロナウイルス感染症対策の徹底、ホームページや院外報による感染対策の周知並びに紹介患者 数確保のための開業医への訪問について一部再開そ行ったものの、従来の患者数を確保することができなかった。 なお、コロナ専用病床を除くと、令和2年度の一般病床の病床利用率は76.6%であり、目標値(76.2%)は達成している。

(病床利用率四半期推移)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	累計
R1年度	79.8%	79.7%	79.8%	81.3%	80.2%
R2年度	68.7%	72.3%	75.2%	75.0%	72.8%
コロナ除く	72.4%	75.3%	78.7%	80.0%	76.6%

く地域の医療機関の医師等に対する識習会等開催回数>

床例検討会及び護習会は対面・集合形式により殆どが病院内で実施されるものであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から密とならない広さの会場の確保が必要であり、病院で 症例検討会及ひ講賞会は対面・集合形式により殆どか病院内で実施されるものであるか、新空コロナウイルスの紫症の恋染症の恋染症が成れらいるどこならないなどの会境の確保が必要であり、病院で 条件を満たする場は新型コロナウイルスを発症対策のために、感染対策本部会議・院内感染対策を負金等の開催を優先する必要があった。症例検討会の院外開催を検討したものの、構成員が研究 の会議への出席が必要であることや、症例検討会に使用する医療用高精細モニターの院外持ち出しが不可能なことにより、開催に向けて会場の融通を可能な限り調整したものの、開催回数を減少せ ざるを得なかった。また、院外の会場で地域住民を対象とした講習会を計画していたが、緊急事態宣言の発令により、予定していた会場が休館したことから中止せざるを得なかったことも要因の一つで ある。このため、急遽電子(VEE)会議システム形式による講習会の実施に努めたが、目標回数に達することができなかった。 【開催回数四半期推移】

(開催回数四半期推移) RH:(第1四半期)198回→(第2四半期)230回→(第3四半期)310回→(第4四半期)154回 合計892回 R2:(第1四半期)26回→(第2四半期)71回→(第3四半期)105回→(第4四半期)108回 合計310回 ※新型コロナウイルス感染症の影響拡大が始まったR2.3月から開催回数が減少し、R2年度第1四半期では回数が激減している。その後、一部講習会のWEB形式開催等感染対策を考慮した開催形式 の採用により、回数は徐々に回復している。

アンファンス (第1四半期)7回→(第2四半期)15回→(第3四半期)30回→(第4四半期)26回 合計 78回

<労災疾病研究に関するホームページへのアクセス数> 両立支援コーディネーター研修の参加者等へのPRリーフレットの配付、産業保健総合支援センターのメールマガジン(産業医、事業場労務担当者等が対象)による普及サイトPR等を実施したため。

<治験症例数>

~ イルスワクチンのコホート調査(当機構のほか国立病院機構及び地域医療機能推進機構が参加。)及び一般使用成績調査(PMS)に参加したため。

(2)医療リハビリテーションセンターの運営

にたはポソニンリア・プラビマン・少地名 〈医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合〉 ・主治医に加え、関連する診療科の医師・リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高める よう患者ごとのプログラムの作成に努めたため。 ・退院後のOOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介

2年度目標を達成(未

護指導などを行ったため。 ・頸椎損傷患者及び高齢な患者が増える中、全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだため。

達成) の理由(原因) ・今後の課題

<職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数> 定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテ<del>ー</del>ションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図ったため。

(3) 総合せき損センターの運営 <医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合> くせき損検討会の開催実績> も主治医に加え、関連する診療料の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう患者にとのプログラムの作成に努めたため。 ・脊髄損傷患者などをヘリコフターで受け入れ、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供したため。 ・脊髄損傷者に対する日常生活の支援活動として、生活機器や住宅改修相談(現地調査を含む。)などの相談・支援活動を行ったため。

(4) 産業拘職者慰霊事業

〈慰霊の場にふさわしいとの評価>

〈検討会の開催実績>

〈検討会の開催実績>

〈検討会の開催実績>

《検討会の開催実績>

・新型コナウイルス感染症の拡大を防止するため、産業拘職者合配慰霊式の規機を縮小、国歌は奏楽のみとして開催した。これにより参列者人数が縮減され、式典時間内に御遺族全員の献花を行えるようになった。また、参列ができなかった遺族のために式典の様子を動画で配信するとともに、式典の様子が伝わるよう写真を多用したパンフレットを作成し、遺族に送付したため。
・霊堂職員に対して、施設の目的や歴史、遺族等への心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいもでなしに必要な事項をまとめて「接遇マナーマニュアル」を基にトレーニング(OJT)を行うとともに、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講に、栄堂者が安全に参拝できるように取り組んだ生め。
・高量の大きる電堂内外表をの他の後に事りにより、納骨堂が休留となったことから、納骨堂11階に奉安している「霊位」、「永遠の灯」を管理事務所2階に移設し、仮祭壇を設置することにより、休館中においても遺族が参拝できる環境の整備に努めたため。

(5)治療就労両立支援センターの運営 <有用であった旨う評価> 四半期ごとに各分野の問題点を集約し、全施設へのフィードバックするとともに「治療就労両立支援センター所長・事務長会議」等により情報共有を行ったため。また、両立支援サポート体制の中核として機能するド両立支援コディネーター」に対して各種研修を受講させることにより、より質の高い両立支援のサービスの提供を可能としたため。

<事業場への普及啓発> 第3期中期目標期間中に開発した予防法・指導法の成果物等について事業場向けの広報誌である「産業保健21」等に掲載するとともに冊子を増刷し、全国の産業保健総合支援センター等を介し事業 場への普及を行ったため。また、予防法・指導法開発のため、19テーマの研究に係る事例収集に取り組み、「予防医療モデル調査研究に関する検討会」においてすべての研究の継続が承認されたた

、事所収率・事的機能は、矢病拡大に伴い、各治療就労両立支援センター(部)が積極的に支援を行ったため増加している。なお、事例検討会については、23か所の産業保健総合支援センターにおいて各 地域の両立支援コーディネーター基礎研修修了者や事業場の担当者等を対象に、実際の支援事例について意見交換を行う事例検討会を、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のなか、人数を制限 しての集合形式又はWEB形式を用いて可能な限り実施したため。

(6)労働安全衛生総合研究所の運営 <労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数> 行政機関、公的機関、国際機関等の要請に応じ、設置された厚生労働省労働基準局等の検討会に委員としての参加や、資料提供等に対応したため。 〈ブロジェクト研究課題実施数> 内部評価や所内研究発表会等の研究管理システムを活用し、研究の実施や論文発表等についての進行管理を徹底したため。

# (7)日本バイオアッセイ研究センターの運営

国が指定した化学物質について発がん性試験を実施し、発がん性試験の結果は、厚労省行政検討会に提供して評価が行われるとともに、国内外に情報発信した。その他試験結果は厚生労働省のリスク評価書及び有害性評価書、日本産業衛生学会の許容濃度策定等に活用されている。

(8)独立行政法人労働者健康安全機構施股整備費 調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施し、また、契約監視委員会において、締結した契約の事後点検を実施したこと。 加えて、施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施したこと。

い、アカン率IVITUVI出台 6和2年度目標の未達成項目は、いずれも「新型コロナウイルス感染症の影響」が要因であり、この影響は当面継続すると思われることから、各労災病院の置かれた状況に合わせて以下の取組を行 い、可能な限り目標達成に努めていく。

受託検査件数の回復に向けては、受診抑制は続くと思われるが、状況を見つつ開業医訪問の再開、検査時における感染対策の徹底及び感染対策状況のホームページ・広報誌での周知といった取

・ - 頻床利用率の回復に向けては、従前からの取組に加えて、積極的なPCR検査の実施等の感染対策の徹底を図り、新型コロナウイルス感染症患者の受入にも対応しつつ、新入院患者の円滑な受入

講習会等開催回数の回復に向けては、3密を回避するため開催方法を考慮した集合形式又はWEB講習等の感染対策を考慮した開催を可能な範囲で検討していく。

# の運営

(2) 医療リハビリテーションセンターの連宮 今和2年度目標を重成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 • 患者ごとのブログラムを用いたチーム医療の実施、在宅就労支援プログラム等の実施 ・職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価 ・退院後ののQDに向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などの実施

(3) 総合せき損センターの運営 令和2年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ・患者ことのブログラムを用いたチーム医療の実施、在宅就労支援ブログラム等の実施 ・退院後ののQDに自じ責するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などの実施

# 踏まえた改善 すべき事項 - 今後の課題

理由(原因)を

(4)産業殉職者慰霊事業 令和2年度目標の達成において効果があった、納骨等に関する相談、満足度調査結果から分析した改善策の実施等を引き続き行い、慰霊の場にふさわしい環境の整備に努めていく。

# (5)治療就労両立支援センターの運営

(6)労働安全衛生総合研究所の運営 引き続き、研究の進行管理の徹底を図り、より大きな研究成果を上げていく。

# (7)日本バイオアッセイ研究センタ―の運営 引き続き、計画的に事業を継続していく。

(8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費 契約監視委員会による契約の点検及び適正化への取組みと契約状況の公表を継続して行う。

評価	С	未達成要因を分析の上、事業の見直しが必要
令和3年度 事業概要	令和2年度と同様	
	(1) 労災病院の運営 ①患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、) ②患者紹介に関する地域の医療機関等との。 ③地域における高度医療機器の利用促進を図べ35,000件以上実施する。 ④安定的な病院運営を図るため、医療サービス計を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築 (2) 医療リハビリテーションセンターの運営四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、「に、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係合を80%以上確保する。 (3) 総合せき損センターの運営外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、テーションに至る一貫した高度専門的医療の提(4) 産業殉職者慰霊事業慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施(5) 治療就労両立支援センターの運営治療と仕事の両立について支援した罹患者に対院、職場及び両立支援コーディネーターによるト(6) 労働安全衛生総合研究所の運営第4期中期目標(5年間で50件)の達成に向けての労働安全衛生に関する基準の制定及び改正(7) 日本バイオアッセイ研究センターの運営	携を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延め質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検証における各労災病院の取組を推進することにより、病床利用率を76.5%以上とする。  医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度専門的医療を提供するととも系機関との連携強化に取り組むことにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。  大変を、大変を、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
	調達の合理化に努め、「契約監視委員会」を年	備費 D取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、随意契約の事前点検等、 間4回以上開催し、契約の点検を実施することで、契約の適正化を図る。 ホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。

### (1) 労災病院の運営

①地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、感染対策としてWEB等による症例検討会や講習会等を行うことにより、年間 840回以上の講習等を実施する。

②医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や労働者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおい

て、70万件以上のアクセス数を得る。 ③各労災病院から治験コーディネーター研修等への積極的な職員派遣による治験実施体制の強化、労災病院治験ネットワークの強化と広報 活動を行うことにより、治験症例数を4,180件以上確保する。

### -ションセンタ―の運営

(年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター ((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリ ハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図

### (3)総合せき指センターの運営

多職種間でせき損検討会を開催し、年間100症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図

### (4) 産業殉職者慰霊事業

満足度調査で得た参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催する。

### 令和3年度目標 (アウトプット指標)

(5)治療就労両立支援センターの運営
①第3期中期目標期間中に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支援センターを介し、事業場への普及啓発を行う。令和元年度から開始した研究テーマについて、事例の集積を行うため、引き続き生活習慣病等の指導を実践する。
②両立支援マニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。併せて、収集した支援事例をもとに、両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的として産業保健総合支援センターにおいて事例検討会を実施する。収集した支援事例及び支援事例の分析・評価等を行った上、厚生労働省「事業場における治療と仕事のませる」、アルの事業を行る。 の両立支援のためのガイドライン」の改訂を踏まえ、「難病」等新たな疾病に対応した両立支援マニュアルの更新を行う。

## (6) 労働安全衛生総合研究所の運営

第4期中期目標に基づくプロジェクト研究15課題を実施する。

### (7)日本バイオアッセイ研究センターの運営

国が指定した物質について、長期吸入試験をGLP基準に従い実施する。

# (8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費

令和3年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施す

# (1)労災病院の運営

績平均(入院91.3%、外来77.3%)を勘案し、目標として設定した。

# <患者紹介率・逆紹介率>

第4期中期目標では、地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」の確保を目標としていることから、労災病院全体で地域医療支援病院の基準 以上である「患者紹介率76%以上、逆紹介率63%以上」を目標として設定した。

<高度医療機器を用いた受託検査> 第4期中期目標に基づく中期計画では、5年間で高度医療機器を用いた受託検査を延べ175,000件以上実施するとしていることから、5年間で按分し、受託件 数を35,000件以上実施することを目標として設定した。

# <病床利用率>

第4期中期目標では、病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均(※)以上とすることとしていることから、直近(令和元年)の全国平均76.5%以上 を目標として設定した

※医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の年間実績であり、労災病院を含めた全病院の数値

# <地域の医療機関の医師等に対する講習会等開催回数>

第4期中期目標に基づく中期計画では、5年間で症例検討会等を延べ4,200回以上実施することとしていることから、5年間で按分し、目標を840回以上と設定し

<労災疾病研究に関するホームページへのアクセス数> 第4期中期目標では、同期間中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページについては、研究業績・成果等 へのアクセスの総数を1,200万回以上としており、5年間で按分し、240万回以上とし、このうち労災病院と労災病院以外の施設に対するアクセス件数割合を勘 案して70万回以上と設定した。

# <治験症例数>

第4期中期目標では、5年間で治験症例数症を2万900件以上確保することとしていることから、5年間で按分し、令和3年度については目標を4.180件以上と設

# (2)医療リハビリテーションセンターの運営

<医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合>

当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、 目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、医療リハビリテーションセンタ こおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず 確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。

# <職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数>

、「機本計画の報べきご前級点、どの場合と日グ。)の米ボロダン 患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、少なくとも月1回は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備 高原職業リハビリテーションセンターと情報共有を行う必要があると考え、年間12回の職業評価会議の開催を目標として設定した。

### (3)総合せき損センターの運営

<医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合>

当該数値目標については、総合せき損センターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、総合せき損センターにおける実績の推移 (右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数 値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。

### くせき損検討会の開催実績>

患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、多職種が参加するせき損検討会を開催し、患者毎のリハビリテーションプログラ ムを見直すことは有効であると考える。平成28年度までは年間60症例を目標として設定していたが、平成28年10月に分院ができたこと等を踏ま え、年間100症例を目標として設定した。

令和3年度目標の 日標設定の理由 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)

# (4)産業殉職者慰霊事業

<慰霊の場にふさわしいとの評価>

平成17年度以降、90%を超える評価を得ており、十分に高い水準であることから、引き続き90%以上としたものである。

# <検討会の開催実績>

満足度調査に基づく参拝者等からの要望等については遅滞なく対応を検討することが求められることから、検討会の頻度を年4回以上としたも のである。

### (5)治療就労両立支援センターの運営

<有用であった旨の評価>

第4期中期目標は、第3期中期目標から対象疾患を拡大したことから、目標数値の安易な上方修正は、コーディネーターが支援の困難な症例 や、未経験の症例などを無意識に忌避する可能性があることから、第3期中期目標から上方修正は行わず80%と設定した。令和3年度につい ても、新たな対象に対して支援を行い、新たな評価項目をもって判断するものであるため、同様に80%と設定した。

### <事業場への普及啓発、事例集積>

<事例検討会、両立支援マニュアルの更新>

疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情 報を有する機関として一般医療機関における取組をリ─ドしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者 こ一体的に取り組むことが求められているため。

(6)労働安全衛生総合研究所の運営 <労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献の件数> 第4期中期目標で労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等への貢献(中期目標期間中50件以上)」という目標が定めら れており、令和3年度の目標は、当該目標を選成するための単年度目標であるが、調査研究により得られた最新の科学的知見が関係法令等の施策に反映されることは労働 災害の防止に資することから、中期目標件数を按分した10件以上をアウトカム指標とした。

# プロジェクト研究課題実施数:

<プロジェクト研究課題実施数> アウトプット指標に定めた研究課題(15課題)は以下のとおりである。

- ドプトンツト指標に上のごに対策機は10球機1は以下のどよりである。 1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究 (1)大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究 (2)建業物の解体工事における躯体の不安定性に起因する災害防止に関する研究 (3)トラブル対処作業における爆発・火災の予測及び防止に関する研究 (4)帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究

- (5) 吊り上げ用具類の寿命予測手法の開発 2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進に関する研究

- (4)健康のリスク評価と衛生管理に向けた労働体力科学研究
- (5)人間特性支援による安全管理及び教育手法に関する研究 (6)腰痛予防と持ち上げ重量に関する研究
- (の) 腰柵 ア助と付き上げ 単単に関する研究 4 化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究 (1) 化学物質リスクアセスメント等実施支援策に関する研究 (2) 個別粒子分析法による気中粒子状物質測定の信頼性の向上に関する研究

- (3)産業化学物質の皮膚透過性評価法の確立とリスク評価への応用に関する研究

# (7)日本バイオアッセイ研究センターの運営

- ・発がん性試験等の結果は、国内の化学物質による労働者の健康障害を防止するための施策へ反映するほか、当該化学物質の発がん性評価に係る国際調和、国内における適切な取扱いを促進する観点から、積極的に情報発信する必要があるため。
- ·厚生労働省が機構に対し、発がん性を把握する必要がある物質の長期吸入試験の実施を指示し、実施を求めることが必要なため。

# (8)独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費

公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する必要があるため。

### 令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係

# 令和4年度要求に 方向性

(1)~(8)第4期中期目標を達成するため、引き続き実施する。

		1							(9	的 動基準局安全領	前生部計画課)
	事業名	労災疾病臨床研?	究事業費補助金	事業						事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	7
事	事業の別	社会復帰促進事			第1号、第3号	클)				担当係	疾病調査研究
ᢖ	<b>単施主体</b>	個人、民間団体等	÷							1 <u>2</u> 3 1/K	補助金係
事業/制	目的及び必 要性 (何のため)	①多くの労働現場 早期の職場復帰 ②放射線業務従 ③過労死等防止 について、広く研 上記研究の成果 復帰促進等事業	の促進、労災認策 事者の健康影響 対策推進法に基 究者を募り補助を は、被災労働者の	Eの迅速・適正( に関する疫学研 づく調査研究 E行い、もって労 D社会復帰の促	と等に寄与す i究 働者の福祉	る研究 の増進に答	うするこ	ことを目的としてい	<b>\</b> る。		
度概要	対象 (誰/何を 対象に)	研究を行う研究者	首個人、民間団体	等							
ζ.	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	原則として公募に	より広く研究者を	₹募り、外部有識	も おいら構成	される評価	委員会に	こおいて公募課題	の評価を行い.	、研究課題を決定	<b>≘する</b> 。
	実施 体制	研究を行う研究者	6、民間団体等に	対して、研究に	必要な経費を	補助する	>				
	F度予算額 (千円)	1,116,571	30年度予算額 (千円)	1,111,571	令和元年原 予算額 (千円)		11,605	令和2年度 予算額 (千円)	1,114,310	令和3年度 予算額 (千円)	1,049,762
	F度決算額 (千円)	1,114,354	30年度決算額 (千円)	1,107,088	令和元年原 決算額 (千円)		99,280	令和2年度 決算額 (千円)	1,074,370	令和3年度 雇用勘定予	0(千円)
	29年度 算執行率 (%)	99 <b>.</b> 9	30年度 予算執行率 (%)	96.4	一般勘定予 ※予算執行率は行 考慮していない	O(千円) 放経費を					
それ	元年度評価と いを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	令和元年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
2年度目	アウトカム 指標	て、研究課題の90	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、7.0点以上の て、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点 中)の評価を得る。								
標	アウトプット 指標	公募課題1件当た	-りの平均応募数	<b>72.0件以上</b>	績ア	ウトプット 指標 【×】		題1件当たりの3 果題9件、応募数		6件	
σĐ	目標を達成(未 達成) 里由(原因) 冷後の課題	①評価委員会には 点」、「疑問点、改 ②公募スケジュー	善すべき点」等)	を研究者にフィ	ードバックし、	それを踏る	にえた研?	究を実施したため	0		
踏ます	由(原因)を まえた改善 でき事項 な後の課題	引き続き、評価委 「疑問点、改善す 行っていきたい。									
	評価		В					予算額又は手	法等を見直し		
	和3年度	令和2年度と同様	ţ								
	13年度目標 トカム指標)	労災疾病臨床研?	究中間•事後評価	□ □委員会におい <sup>−</sup>	て、研究課題	の90%以上	について		中)の評価を得	 ⊧る。	
	3年度目標 トプット指標)	公募課題1件当たりの平均応募を1.5件以上とする。									
目標! そのパ (アパ 設定	3年度目標の 設定の理由、 k準の考え方 ウトカム指標 が困難な場 はその理由)	ら、研究課題の90 アウトプット指標	)%以上について7 については、適	.0点以上の評価	を得ることを	目標とした		売すべき課題の目 時間を確保できる			
要求	年度予算概算 の主要事項 との関係	IV 主要事項(復 <第2 原子力災 (2)東京電力福息	害からの復興へ								
向的	************************************										する成果が得

												局労災管理課)	
	事業名	炭鉱災害による━	−酸化炭素中毒织	定に関する特別	措置法	に基づく	介護料	支給費			事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	8	
3	事業の別	被災労働者援護	事業(根拠法令	労働者災害補	償保険	法第29条	第1項第	第2号)				. —	
9	実施主体	都道府県労働局、	、労働基準監督署								担当係	企画法令係	
事	目的及び必要性(何のため)	増進に寄与するこ 炭鉱災害による おいて介護補償約 置としてCO特措派	ことを目的とする。 一酸化炭素中毒合付が創設された まに基づく介護料 条第1項第2号の	。 症に関する特別 ことに伴い廃」 を引き続き受終 目的に合致する	別措置 上され <i>†</i> 合するこ るもので	法(以下「 :が、介護 :とができ	CO特措 補償給 ることと	法」とい 付制度( されたも	対して特別の保證 う。)に基づく介護 の創設前から既に のであり、被災労・ ・も同法の社会復り	料は、平成8年 介護料を受給 働者の受ける	Fに労働者災害でしている者につい している者につい 介護の援護とい	補償保険法に いては、経過措 う労働者災害	
業/制度	対象 (誰/何を 対象に)	炭鉱災害による を必要とするもの		<b>転について労</b>	動者災	害補償保	険法の	規定によ	る療養補償給付	を受けている被	支災労働者であっ	って、常時介護	
機要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	①常時監視及び ②常時監視を要 ③常時監視を要	バ介助を要するも €し、随時介護を	の 要するもの 介助を要しない		:最高限原:最高限原	度額 17 医額 1	1,650円 28,760F	をの上、以下の介 最低保障額 73, 円 最低保障額 5。 日 最低保障額 36	090円 4,790円	<b>3</b> .		
	実施体制	都道府県労働局	及び労働基準監	督署において実	€施								
294	₣度予算額 (千円)	7,191	30年度予算額 (千円)	6,569	<del>- 7</del>	1元年度 - 算額 千円)	7,	624	令和2年度 予算額 (千円)	7,619	令和3年度 予算額 (千円)	6,397	
294	F度決算額 (千円)	5,568	30年度決算額 (千円)	5,405	決	1元年度 全算額 千円)	5,	639	令和2年度 決算額 (千円)	5243	令和3年度 雇用勘定予	0(千円)	
	29年度 算執行率 (%)	77 <b>.4</b> %	30年度 予算執行率 (%)	82.3%	予算	]元年度 [執行率 (%)	74	l.0%	令和2年度 予算執行率(%)	68.8%	一般勘定予 ※予算執行率は行 考慮していない	O(千円) 政経費を	
それ	元年度評価と いを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	を達成しているところであり、引き続き施策を継続 申請から1か月以内に決定した割合は100%であった。								
2 年 度	アウトカム 指標	申請から支給決策内とし、その期間180%以上とする。	内に支給決定し		2 年度	アウト 指 【C	標	(申請係 【目標達 本省通	ら1か月以内に決 牛数:132件、1か月 達成の理由】  達に基づき、申請 たため。	以内に決定し	した件数:132件)		
目標	アウトプット 指標	申請について本省する。	省通達等に基づき	き適正に処理	実績	アウト 指 【C	標	た。 【目標i	あったものについ 達成の理由】 ついて適正に処理		等を確認し、迅速	₹■適正に処理し	
<i>ත</i> 3	目標を達成(未 達成) 理由(原因) う後の課題			引き続き	目標を	達成できん	るよう都	道府県常	労働局へ指導を続	ける。			
踏す	由(原因)を まえた改善 ・べき事項 う後の課題						-	-					
	評価		Α				成果目	標を達	成しているところ	であり、引き糸	売き施策を継続		
	和3年度 事業概要	令和2年度と同様	ŧ										
	13年度目標 ルカム指標)	申請から支給決定		── <u>──</u> 明間を1か月以口	_ <u></u> 内とし、	<u></u> その期間	 内に支	 給決定し	た割合を80%以.	 上とする。			
	13年度目標 トプット指標)	申請について本省	省通達等に基づき	き適正に処理す	る。								
目標 その: (ア・ 設定 合()	3年度目標の 設定の理由、 水準の考え方 ウトカム指標 が困難な場 はその理由) 年度予算概算 の主要事項	満足度等の測定( 設定した。	になじまないが、 ト指標について!	それに代わり申 よ、本経費が被	請から 災労働	支給決定 者の申請	までの に基づ	期間を知る	者から申請があっ 豆縮することで、事 行うものであり、豆 目標とした。	業の効率性を	高めることができ	きるよう目標を	
令和	との関係 4年度要求に けた事業の 方向性	引き続き、被災	労働者等の支援	を図るため、適	切に実	施する。							
					_	_		_					

											(労働基準	局労災管理課)			
	事業名	労災就学等援護	経費								事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	9			
3	事業の別	被災労働者援護	事業(根拠法令	労働者災害補	償保険	法第29条	:第1項第	[2号]				A T. \ A / T			
9	実施主体	都道府県労働局	■労働基準監督署	<b>3</b>							_ 担当係 -	企画法令係			
	目的及び必 要性 (何のため)	本事業は、死亡 部を支給する労 族の就労を促進	びその遺族の援語 二労働者の子弟の 災就学援護費と、 する労災就労保証 かに合致するもの	)就学状況の実 保育に係る費用 等援護費からな	態及び 月の一き り、そ∤	遺族等の 部を援護 いぞれ被	)要望な すること 災労働者	どを勘案 により、 f及びそ	ミし、学資等の支 保育を必要とする の遺族の援護を	弁が困難である 児童を抱える	労災年金受給権:	者又はその家			
事業/	対象 (誰/何を 対象に)		通勤災害によって その子供等に係												
制度概要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	する。 ①小学生•••• ②中学生•••• ③高校生等••• ④大学生等•••	■・労働基準監督 ・在学者1人につき ・在学者1人につき ・在学者1人につき ・在学者1人につき ・在学者1人につき ・のののののののでは、 ・のののでは、 ・のののでは、 ・のののでは、 ・のののでは、 ・のののでは、 ・のののでは、 ・のののでは、 ・ののでは、	き月額14,000円 き月額18,000円 き月額17,000円 き月額39,000円	(通信制 (通信制 (通信制	制課程にる 制課程にる 制課程にる	在学する 在学する	者にあっ 者にあっ	っては15,000円) っては14,000円)	<b>炎就学援護費</b> 及	及び労災就労保育	<b>香援護費を支給</b>			
	実施 体制	都道府県労働原	局及び労働基準盟	監督署において	実施。										
	F度予算額 (千円)	2,856,144	30年度予算額 (千円)	2,792,390	予	I元年度 ·算額 千円)	2,73	9,252	令和2年度 予算額 (千円)	2,655,536	令和3年度 予算額 (千円)	2,531,604			
	F度決算額 (千円)	2,581,466	30年度決算額 (千円)	2,511,127	令和元年度 決算額 (千円) 2,471,268 令和2年度 決算額 (千円) 2,322,397 雇用勘定予算										
	29年度 算執行率 (%)	90.4%	30年度 予算執行率 (%)	89.9%	予算	元年度  執行率  %)	90	<b>.</b> 2%	令和2年度 予算執行率(%)						
それ	元年度評価と 1を踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	<b></b>	\るところ <sup>.</sup>	であり、i	引き続き	施策を継続						
2 年度	アウトカム 指標		定までに要する期 内に支給決定し		2 年 度	アウト 指 【C	標		数740件中、申 った割合が82. 4		定までに要する期 ごあった。	間が1か月以			
標	アウトプット 指標	申請について本名する。	省通達等に基づき	き適正に処理	実 績	アウト 指 【C	標	申請の た。	あったものについ	いて、支給要件	等を確認し、迅速	■適正に処理し			
の <sup>3</sup>	目標を達成(未 達成) 理由(原因) 済後の課題	本省通達に基づ	き、申請のあった	ものについて、	局署が	迅速•適	正に処理	星をしたか	<b>ため</b> 。						
踏 す	由(原因)を まえた改善 でき事項 う後の課題	引き続き目標を過	達成できるよう都;	道府県労働局へ	〜指導を	を続ける。									
	評価		Α				成果目	標を達	成しているところ	であり、引き	続き施策を継続				
	和3年度 事業概要	令和2年度と同様	·····································												
	13年度目標 ルカム指標)	申請から支給決	定までに要する期	引間を1か月以P	りとし、	その期間	内に支約	合決定し	た割合を80%以	上とする。					
	13年度目標 トプット指標)	申請について本名	省通達等に基づき	き適正に処理す	る。										
目標そので、設定合	3年度目標の設定の理由、水準の考え方 ウトカム指標 が、対策な場合の理由)	が、それに代わり また、アウトプッ	護費については、 リ申請から支給決 小指標についてに の支援を図るべく	定までの期間を は、本経費が被	·短縮。 災労働	「ることで 者の申請	、事業の	)効率性 き給付を	を高めることがて そ行うものであり、	きるよう目標を	·設定。				
要求	年度予算概算 の主要事項 との関係		_												
	4年度要求に けた事業の 方向性	引き続き、被災労	労働者等の支援を	図るため、適切	こに実施	Eする。									

												労災管理課)
	事業名	労災ケアサポー	-ト事業経費								事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	10 10
Ę	事業の別	被災労働者援討	隻事業(根拠法令	计 労働者災害補	載賞保隆	食法第29约	条第1項	第2号)			担当係	年金福祉 第一係
5	実施主体	(一財)労災サイ	ポ <b>ー</b> トセンタ <b>ー</b>									37 IK
事	目的及び必 要性 (何のため)	する専門的な知必要な接護を図本件事業は労受けられる場合 (介護保険法第このため、労働	□識を有する労災 □る。 □働災害によって □であっても、業務 20条、障害者総 動災害によって障	ケアサポーター 被った損害ので 8上の災害(又に 合支援法第7条 『害を被った労災	(看護師 ん補を は通勤に 等)。 ※重度被	師等)によ 行うという こよる災害 な災労働者	る訪問: 労災保 ()による 番に対し	支援を実 険制度の 障害を1 ては、広	ら第3級に該当すまになっています。 を表現すること等により、介 の趣旨に鑑み、介 負った場合は、まま に なく 国民一般を対け、 の介護施策を展れ	より、労災重度? ↑護保険法や障: ずは労災保険: 象とした施策と!	坡災労働者の生 害者総合支援法 から給付を行うこ よ別に、労働者3	命 ■生活維持に :による給付が ととしている
業/制度畑	対象 (誰/何を 対象に)	65歳未満の労災	災重度被災労働	者及びその家族								
要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	①介護、看護、 ②医師による健 ③労災重度被災 パーの養成	健康管理等に関 健康管理に関する 災労働者傷病 • 障	災労働者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 等に関する専門的知識を有する労災ケアサポーター(看護師等)による訪問支援 に関する医学専門的指導・相談 傷病・障害の特性に応じた看護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護サービスの提供及 副して調達し、事業を実施(③については、関東甲信越ブロックのみで実施)								
	実施 体制	(一財)労災サポ	ぱートセンターにヨ	事業を委託して	実施							
	年度予算額 (千円)	480,673	30年度予算額 (千円)	448,500	予	元年度 算額 千円)	456	,805	令和2年度 予算額 (千円)	490,883	令和3年度 予算額 (千円)	461,450
294	手度決算額 (千円)	448,616	30年度決算額 (千円)	448,500	決	元年度 :算額 千円)	456	,805	令和2年度 決算額 (千円)	460,215	令和3年度 雇用勘定予	算額 0(千円)
	29年度 算執行率 (%)	93.3	30年度 予算執行率 (%)	100 <u>.</u> 0	予算	元年度 執行率 %)	10	0.0	令和2年度 予算執行率(%)	93.8	一般勘定予: ※予算執行率は行 考慮していない。	算額 0(千円) <sub>政経費を</sub>
それ	元年度評価と 1を踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成		るところっ	であり、マ	引き続き	施策を継続			
2 年度目	アウトカム 指標	事業の利用者だ 神的ケア等が有 上得る。	いら、介護、看護 耳用であった旨の	、健康管理、精 評価を90%以	90%以 指標 (17有用であつに目の評価: 94.6% ※7.039(有用の評価) / 7.437(総回答数) 2 年 (17有用であつに目の評価: 94.6% ※7.039(有用の評価) / 7.437(総回答数)						)	
度目標	アウトプット 指標	労災重度被災等間11,100件以上	労働者に対して、 実施する。	訪問支援を年	度 実 績 アウトプット 指標 【×】 訪問支援の件数: 10,505 ※達成率94,6%			5件				

アウトカム指標については、当該事業に従事する労災ケアサポーター等による訪問支援活動を計画的かつ適切に行ったため、目標を達成す ることができた。 アウトプット指標については、目標を達成できるようブロックごとに年間の訪問支援件数を計画していたが、7ブロック(北海道ブロック、東北ブ ロック、関東甲信越ブロック、海・北陸ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州・沖縄ブロック)のうち3ブロック(関東甲信越ブロック、 東海・北陸ブロック、近畿ブロック)において、計画した訪問支援件数以上の訪問支援活動を実施出来ず、目標未達成であった。 目標未達成であった理由としては、新型コロナウイルスの感染拡大により令和2年度に2回発令された緊急事態宣言の影響を受けたことによ るものである。 当該事業は、労災重度被災労働者に対して訪問支援を行うものであるが、労災重度被災労働者は、一般の障害者とは異なり、せき髄損傷、 じん肺など労働災害特有の傷病などによる障害を有する者が多く、呼吸困難、肺炎等の合併症を発症しやすいため、新型コロナウイルスの感 染リスクを最大限避ける必要がある。また、当該事業の訪問内容には、訪問した看護師等が労災重度被災労働者の血圧や脈拍数などのバイ タルチェックを把握した上で、日常生活における介護方法の指導や住宅の改造などに関する利用者との相談など、実際に現地に訪問しなけれ 2年度目標を達成(未 ば実施できないものが含まれているため、オンラインによる支援といった代替措置をとることが困難であった。そのため、令和2年度において緊 急事態宣言が発令されている期間中は、発令箇所での訪問支援活動を中止せざるを得なかった。このため、全国に発令された1回目の緊急事 態宣言の発令期間中(令和2年4月16日~5月14日)は、全7ブロックで訪問活動を中止したことにより、令和2年4月~6月の計画に対する実 F及日標を建成 達成) の理由(原因) 施率は60.5%(1,684件/2,784件)となった なお、1回目の緊急事態宣言の発令期間終了後は、訪問支援の計画を見直すなど、年間で目標の訪問支援件数を上回るための努力をし の結果、1回目の緊急事態宣言の解除後から2回目の緊急事態宣言が発令されるまでの間は、目標を達成させるために計画を上回る訪問支 援を実施している(今和2年7月~12月までの計画5、736件に対し、実績6、851件であった。)。しかし、11都府県(栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡)に発令された2回目の緊急事態宣言の発令期間中(令和3年1月8日~3月21日(栃木は令和3年1月14日~2月7日、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡は令和3年1月14日~2月28日))は、対象の11都府県における訪問支援活動を中止した結果、4ブロック(関東甲信越、東海・北陸、近畿、九州・沖縄)が影響を受け、令和3年1月~3月の計画に対する実施率は76.4%(1,970件)となった。特に関東甲信越ブロックでは、計画に対し28.6%(169件/590件)、東海・北陸ブロックでは、74.3%(223件/300件)、近 畿ブロックでは、58.3%(335件/575件)と大きく計画を下回ったことにより、結果として計画した件数分の訪問支援活動を行うことが出来なかっ アウトプット指標について、令和2年度目標を達成出来なかったのは、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発令といった外部 からの影響を受けたためであり、令和元年度までは目標の訪問件数を達成することができていたことから、今回の目標未達成をもって直ちに事 理由(原因)を 業の運営に問題があるとまではいえないと考えられる。そのため、受託者において四半期計画を作成した上で、適宜進捗状況の把握及び必要な指導を行うことにより、訪問支援を計画的かつ適切に実施していく。 踏まえた改善 べき事項 また、今後においても労災重度被災労働者の自宅へ訪問することを基本とするが、労災重度被災労働者がオンラインでの相談を希望した場 - 今後の課題 合には、オンラインでの支援を実施することを検討する。 評価 В 予算額又は手法等を見直し 令和3年度 令和2年度事業概要と同様 事業概要 令和3年度目標 事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。 (アウトカム指標) 令和3年度目標 労災重度被災労働者に対して、訪問支援(オンラインを含む)を年間11,100件以上実施する。 (アウトプット指標) 令和3年度目標の 'ウトカム指標については受益者である利用者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定 目標設定の理由、 の高い水準を常に維持・確保することを意図し、令和2年度実績を踏まえ、90%以上と設定した。 アウトプット指標については、令和3年4月支払期で65歳未満重度被災労働者は9.193人であるものの、少なくとも1人年1回の訪問支援を実施 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 することを目標として、令和2年度と同じ11,100件と設定した。 合はその理由) 令和3年度予算概算 要求の主要事 令和4年度要求に 向けた事業の 令和2年度に一般競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と令和2年度から令和4年度までの3年契約を締結しており、令和4年 度は所要額(契約額)を要求する。 方向性

												基準局補償課)
	事業名	休業補償特別抗	爰護経費								事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	11 11
Ą	事業の別	被災労働者援討	隻事業(根拠法令	) 労働者災害補	横保险	食法第29多	条第1項	第2号)				₩ ₹ <b>5</b> 7.
<b>三</b>	実施主体	都道府県労働局	3								担当係	業務係
事業	目的及び必要性(何のため)	業務上疾病と認るなどにより、事	ぬられた労働者	のうち、じん肺 基準法第76条に	や振動	障害等の	遅発性!	医病にり	i 完を目的として 患し、又は疾病の 償を受けられない	原因となる業		
制	対象 (誰/何を 対象に)	事業主から労働	が基準法第76条に	こ定める休業待	期3日間	間の休業神	浦償を受	きけられ	ない者			
度概要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	から支給される	。最初の3日間に	こついては使用	者は労	働基準法	第76条	こ定める	、労働することが 休業補償を行わ 賞3日分に相当す	なければならな	<i>い</i> が、事業場の	
	実施体制	被災労働者から	の申請に基づき	、労働基準監督	署にお	らいて支給	決定し	、都道席	<b>牙県労働局が休業</b>	補償3日分に	相当する額を支紅	給する。
	F度予算額 (千円)	1,493	30年度予算額 (千円)	1,682	予	元年度 ·算額 千円)	1,5	555	令和2年度 予算額 (千円)	1,423	令和3年度 予算額 (千円)	1,236
	F度決算額 (千円)	1,171	30年度決算額 (千円)	1,206	決	元年度  算額  千円	1,	156	令和2年度 決算額 (千円)	1,294	令和3年度 雇用勘定予	0 (千円)
	29年度 算執行率 (%)	78.4%	30年度 予算執行率 (%)	71.7%	予算	元年度  執行率 (%)	74	.3%	令和2年度 予算執行率(%)	90.9%	一般勘定予 ※予算執行率は行 考慮していない	O (千円) 政経費を
それ	元年度評価と 1を踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	平価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
2年度	アウトカム 指標	し、その期間内 る。 (本体給付と同	でに要する期間に決定した割合な 時に受け付けた! ま定日を申請日と	£85%以上とす 申請について	2 年度	アウト 指す 【C	漂	【目標道標準処 働局で の迅速	牛数:59件、1か月 達成の理由】 理期間(1か月以 は重点課題として ■適正な処理を行 れたため。	内)を定めた本 、業務実施計	×省通達を踏まえ 画等において標	準処理期間内
標	アウトプット 指標	申請について、 処理を行う。	本省通達等に基	づいて適正に	実績	アウト 指は 【C	漂	た。 【目標道 標準処 働迅速	ついて、支給要件 達成の理由】 :理期間(1か月以 は重点課題として ■適正な処理を行 れたため。	内)を定めた本 、業務実施計	省通達を踏まえ 画等において標	、都道府県労 準処理期間内
σŧ	目標を達成(未 達成) 理由(原因) 済後の課題	引き続き目標で	を達成できるよ <sup>、</sup>	う都道府県労働	局へ指	<b>当導を続</b> に	ける。					
踏 す	由(原因)を まえた改善 「べき事項 合後の課題						=	=				
	評価		Α				成果目	標を達	成しているところ	であり、引き		<u> </u>
	和3年度 事業概要	令和2年度と同	—— <del>—</del> 様									
	13年度目標 ルカム指標)		でに要する期間時に受け付けたら						₹85%以上とする て扱う。)	0		
	13年度目標 トプット指標)	申請について、	本省通達等に基	づいて適正に処	且理を行	ið.						
目標! そのパ (アワ 設定 合に	3年度目標の設定の理由、水準の考え方ウトカム指標でが困難な場よその理由)	ないが、それに なお、アウトプ	代わり申請からる	支給決定までの には、本経費が初	期間を 皮災労(	短縮する。 動者の申	ことで、 清に基っ	事業の対 づき給付	を行うものであり。 であるこのであり。 で行うものであり。	とができるよう	目標を設定した。	
要求 令和4	年度予算概算 の主要事項 との関係 4年度要求に ナた事業の 方向性	執行実績等を路	ー 行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。									

											事業番号(令和3年度)	局牙災管埋課) 12
	事業名	長期家族介護者	<b>針に対する援護</b> 総	E費 							事業番号(令和2年度)	12
Ą	事業の別	被災労働者援討	隻事業(根拠法令	労働者災害補	償保院	食法第29约	条第1項	第2号)			担当係	企画法令係
9	実施主体	都道府県労働局	引■労働基準監督	署							15 = 1   K	正圆丛节陈
事	目的及び必 要性 (何のため)	ない状態にある いる。 本事業は、要:	が、被災労働者	が業務外の事由 被災労働者の過	まにより	死亡した: 生活を援言	場合に対	貴族の生	本的負担が大きく、 三活の激変緩和を 業で有り、労働者	図るため、長	期家族介護者援	<b>養金を支給して</b>
業/制度	対象 (誰/何を 対象に)		台たってきた重度									
概要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)		重度被災労働者 活への援助を行						たり介護に当たって	てきた遺族に	対して、遺族の生	活の激変を緩
	実施体制	都道府県労働局	弱及び労働基準	監督署において	実施							
	F度予算額 (千円)	34,000	30年度予算額 (千円)	37,000	子	1元年度 ·算額 千円)	34,	,000	令和2年度 予算額 (千円)	46,000	令和3年度 予算額 (千円)	38,000
	F度決算額 (千円)	29,000	30年度決算額 (千円)	22,000	決	1元年度 2算額 千円)	31,	,000	令和2年度 決算額 (千円)	36,000	令和3年度 雇用勘定予 一般勘定予	0(千円)
	29年度 算執行率 (%)	85.3%	(%) (%)									昇額 O(千円) 政経費を 。
それ	元年度評価と 1を踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	D	未達成要因をタ	分析の.	上、事業 <i>0</i>						
2 年度	アウトカム 指標		ケートを取り、遺 旨の評価を80%		2 年度	アウト 指は 【C	漂		からアンケートを「活の激変を緩和で			
標	アウトプット 指標	に要する期間を	いて、申請から 1か月以内とする を超える場合は	。または、当	実 績	アウト 指す 【C	漂	うち1件	年度の支給件数に -は、申請から支約 前に申請者にその	合決定までに	要した期間が1ヶ.	月を超えていた
Ø₹	目標を達成(未 達成) 理由(原因) 済後の課題		-踏まえ、事業を	効率的、効果的	に実施	できたもの	のと考え	られる。				
踏: す	由(原因)を まえた改善 - べき事項 分後の課題	引き続き、事業の	の適正な運営に	努める。								
	評価		А				成果目	標を達り	成しているところ	であり、引き	続き施策を継続	
	和3年度 事業概要	令和2年度と同	様									
	3年度目標  トカム指標)	受給者からアン	ケートを取り、遺	族の生活の激変	をを緩れ	泊できた旨	か評価	iを80%」	以上得る。			
	13年度目標 トプット指標)	絡する。	いて、申請から 給件数を30件以		要する	期間を1か	八月以内	1とする。	または、当該期間	∄が1か月を超	える場合は、申請	青者にその旨連
目標 その2 (ア 設定	3年度目標の 設定の理由、 水準の考え方 ウトカム指標 が困難な場 はその理由)	なじまないことか 以上とするよう[	vら、事業のあり 目標を設定した。 標については、初	方を含めた検討	のため	受給者に	対して	アンケー	=際に審査し支給 トを実施し、当該7 に処理することを	アンケートにま	らける役に立った旨	ョの回答を80%
要求	年度予算概算 の主要事項 との関係						-	_ <del></del>				
	4年度要求に けた事業の 方向性	金に依存せざる	を得ない状態に	あるが、被災労	働者が	業務外の	事由に	より死亡	家族の精神的•/ほした場合に遺族のない。 な処理を行い実施	の生活の激変	緩和を図り、重度	

										3分災管理課)
	事業名		布設運営費▪設置 介護援護事業経		別介護施設設置	費)			事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	13
Ą	事業の別	被災労働者援討	隻事業(根拠法令	労働者災害	埔償保険法第29约	条第1項第2	号)		4D V/ 75	年金福祉
9	実施主体	(一財)法人労	 災サポ <b>ー</b> トセンタ・	— <b>一</b> 、厚生労働本	省、国土交通省	、都道府県:	 労働局		担当係	第一係
事業/制度	目的及び必要性(何のため)	宅での介護がほによりによりした外籍によりした災特別がした。 (2)労し、決等をしている。 (2)労し、としている。 (2)労し、としている。 (2)労し、としている。 (2)労し、としている。 (2)労し、としている。 (3)では、(4	困難となっている。 ている介護サート に巡る環境等運力 に逃る環境等運力 護護施設では、経知 に責任を問い、 管子では、 であり、 であり、 であり、 であり、 であり、 であり、 であり、 であり	。また、労災重原 ごスでは、十分が 分に踏まえ、り、 イ行うことに順している 4年より順している で務まにより、 で称ないことが、 で表す、 を含す、 を含す、 を含す、 を言い、 を含す、 を言い、	を 被災労働 を は介護は施されて 災労災 が が が が が が が が が が が が が	労働ない場合では、 労働ない傷のには、 労働者時間を 国ののでは、 ののでは	次年金受給者)はそく 有の傷病・障害を有っ 大にある。 障害の特性に応じた 障害の特性に応じた の生活維持に必要な 设置され備をそのままが の整備を図るため、が 険制度の趣言に鑑み の障害を負った場合に よって障害展開する必 で養施策を展開する必	する者が多く、 専門的な介護 は接護を、新らい はでいるので、 はでいるので、 はでいるでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	一般に民間事業者 サービスを確実に 施設で19年、古し 事故が発生した場 書を行う。 や障害者総合支持 保険から給付を行	音や市町村等 ・提供するたい施設で28年余会、国の施設 ・受法によって給 ・デラニととしてい
概要	対象 (誰/何を 対象に)		・護が困難な全国 カ所(北海道、宮				を媛県、熊本県)に設置	置した労災特別	l介護施設	
	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)		なび短期滞在型が			護サ─ビス	を提供する介護施設	(労災特別介語	蒦施設)において、	専門的な施設
	実施体制		{サポートセンター 国土交通省に支↓			合について	こは厚生労働省(都道	府県労働局)に	おいて実施する。	
	≢度予算額 (千円)	2,675,957	30年度予算額 (千円)	2,480,284	令和元年度 予算額 (千円)	2,475,71	令和2年度 予算額 (千円)	2,300,379	令和3年度 予算額 (千円)	2,185,739
294	丰度決算額 (千円)	1,931,063	30年度決算額 (千円)	1,932,205	令和元年度 決算額 (千円)	1,925,19	令和2年度 決算額 (千円)	1,722,884	令和3年度 雇用勘定予	算額 0(千円)
	29年度 算執行率 (%)	98.6	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率 (%)	100.0	令和2年度 予算執行率(%)	98.8	一般勘定予 ※予算執行率は行 考慮していない	算額 0(千円) 政経費を
それ	元年度評価と 1を踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	В	予算額又は手	法等を見直し					
2 年度	アウトカム 指標	(1)入居者から 旨の評価を909	、介護サ <b>ー</b> ビスが 6以上得る。	が有用であった	アウト 指: C 2 年 度	標	)有用であった旨の評 12,567(有用の評価) <i>/</i>		<b>答数</b> )	
信標	アウトプット 指標	(1)全国8施設 上とする。	の年平均での入	居率を90%以	漢         アウト   指   【×	標	)年平均入居率:84,8 648名(年平均入居者		、居者定員)	
の <sup>3</sup>	目標を達成(未 達成) 理由(原因) 今後の課題	成すウトラ (59名) (59名) (4%) を広めいで発生された。 (59名) 標れ (59名) 原の (592) Fの (59	きた。 では、、 な く を く を を を を を を を を を を を を を を を を	長託先と令和24年度71.4%)についた。 年度71.4%)についたがでは、た変度84.7%にいた変度84.7% あったこと68名で、いて設定を担めない。 では、毎週辺のには、毎月辺のにはでは、一次では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	下度へ入り、 下度へ入り、 下度で、入り、 大り、 大り、 大り、 大り、 大手で、 大きで、 、 大きで、 、 、 大きで、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	その3ヵ年年 の50を8ま年 の50を8ま年 の50を8ま年 の50を8ま年 の50の の60で の60で の7	に応じた専門的な施記 約を結に見直しを行った 88名に見ししを行った 前下年度と同り増とに 前下中回大のようなといる。 前で回ったが、からなる。 を発すると思とができるが、 をあるる平ことがもる。 では、重なに、は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	人居率が特にに にほか、令り、元元年月 8%とか、元元年月 8%と、合かの元元年月 2000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 100	私かった北海道施 年度の全8施設の 標末達不会→令令の中 度93.9%→令令和2 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下	設(令和元年 3)新規 名)によ 度81名)によ 年度89.8%には入 上は入一ビスのの利 大居を在に分析を が90% *80%を在に分けたもる の偏少/の所度 からの重度 ようにませる がも回えるける からの重要 がもしまする は、カービスの がも回える がものまする は、カービスの がものまする は、カービスの がものまする は、カービスの がものまする は、カービスの がものまする は、カービスの がものまする は、カービスの がものまする は、カービスの がものまする は、カービスの がものまする は、カービスの がものようによる は、カービスの がものまする は、カービスの がものまた。 は、カービスの のにからの は、カービスの のにからい は、カービスの のにからい は、カービスの のにからい は、カービスの のにからい は、カービスの のにからい は、カービス のにからい は、カービス のにからい は、カービス のにからい は、カービス のにからい は、カービス のにからい は、カービス のにからい は、カービス のにからい は、カービス のにからい は、カービス のにからい は、カービス のにからい は、カービス のにからい は、カービス のにからい は、カービス のにからい は、カービス のにからい は、カービス のにからい は、カービス のにからい は、カービス のにない は、カービス のにない は、カービス のにない は、カービス のにない は、カービス のにない は、カービス のにない は、カービス のにない は、カービス のにない は、カービス のにない は、カービス のにない は、カービス のにない は、カービス のにない は、カービス のにない は、カービス のにない は、カービス のにない は、カービス のにない は、カービス のにない のにない は、カービス のにない は、カービス のにない のにな のにない のにない のにな のにない のにな のにな

(1)アウトプット指標については、受託者からの適時の状況把握を行うとともに以下の取組を行った。 全都道府県労働局に対し、会議・研修等の機会を通じて職員に周知し、年金支給決定時に職員から入居対象者に対する説明及び周知を実施すること及び全都道府県障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対する本事業の紹介を依頼するなど、 入居率向上のための取組を行った 、福子四上の176000xxx(電ご1716)。 委託先の取組として今和元年度に平均入居率が90%に達しなかった4施設(北海道、広島、愛媛、熊本)については、重点的な入居促進策とし て、対象となる労災年金受給者に対して、個別に施設の案内を送付する等の取り組みを行った これらの取組を行ってきた結果、令和元年度に平均入居率が90%に達していない4施設の新規入居者数の合計が33名(平成29年度27名、平 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 成30年度35名、令和元年度32名)となっているのに対し、他の4施設の新規入居者数の合計が26名であることから取組の効果が上がっている 版30年度33日、〒柏ル牛度32日/Cira J Ctrady Ctr - 今後の課題 引き続き行っていく。 そのほか、入居希望者との面接調査を実施する場合、従前通り対面により実施していくこととするが、新型コロナウイルスの感染状況によって は、必要によりオンラインによる面接調査も試行的に実施する。 評価 В 予算額又は手法等を見直し 令和3年度 令和2年度事業概要と同様 事業概要 令和3年度目標 入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。 (アウトカム指標) 令和3年度日標 全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。 (アウトプット指標) アウトカム指標については、受益者である入居者等からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性につい て一定の高い水準を常に維持•確保することを意図し、令和元年度実績を踏まえ、90%以上と設定した。 アウトプット指標については、平成22年度の事業目標設定時に、当時の平均入居率が90%以上を維持していたため、目標を90%として設定し 令和3年度目標の 目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標 たこと及び当時に比べて労災重度被災労働者は減少しているものの、入居していない労災重度被災労働者が一定数おり、国有財産の有効活 設定が困難な場 用が求められていることから、入居率を年平均90%以上と設定した。 合はその理由) 令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係 令和4年度要求に 令和2年度に一般競争入札を実施して受託事業者を選定し、当該事業者と令和2年度から令和4年度までの3年契約を締結しており、令和4年 向けた事業の 度は所要額(契約額)を要求する。

事業名					事 業 番 号				
					事 果 留 写 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	14 14			
事業の別 被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保限	険法第29条第1項	第2号)				+= +: 1 <i>T</i>			
実施主体 (公財)労災保険情報センター(令和2年度交付先)					_ 担当係	福祉係			
間的及び必要性 (何のため) 被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の維持、拡充を図ることを目的に、労災認定が行われ、担を軽減させ、被災労働者に無料で診療を行う労災保め、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。	るまでの間、労災 保険指定医療機関	《保険指定	医療機関に対し	て診療費相当	額を貸し付けるこ	ことで経済的負			
事 対象 / (誰/何を 対象に) 対災保険指定医療機関(労働者災害補償保険法施行 対象に)	ī規則第11条第1 <sup>1</sup>	頁に規定す	る病院又は診療	<b>奈所</b> )					
度									
実施 体制 (公財)労災保険情報センターが貸付契約を締結してい		它医療機関		の請求相当額	を貸し付ける。				
29年度 7 昇額 2.842,887 30年度 7 昇額 3,578,536 子	和元年度 予算額 3,0 (千円)	54,044	令和2年度 予算額 (千円)	2,993,718	令和3年度 予算額 (千円)	2,695,553			
29年度決算額 2,842,887 30年度決算額 3,578,536 決	和元年度 決算額 3,0 (千円)	54,044	令和2年度 決算額 (千円)	2,993,718	令和3年度 雇用勘定予 一般勘定予	0 (千円)			
予算執行率         100.0         予算執行率         100.0         予算	予算執行率   100.0   予算執行率   100.0   予算執行率   100.0   予算執行率(06.)   100.								
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し	それを踏まえた 和3年度事業の 令和元年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
2 年度 日	アウトカム 指標 【〇】	44,186機  ※令和2:	関(令和3年3月	31日現在) Mの影響で下期	48件増加させた。				
標 アウトプット 毎月10日までに受け付けた貸付の請求につい 指標 て、当月末までに100%支払を行う。	アウトプット 指標 【〇】	毎月10日 支払われ		けた貸付の請す	さについて、当月	末までに100%			
2年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題 「アウトプット指標】適切な事務処理が行われたため、1					性の維持につな	がったため。			
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	o								
評価A	成果目	標を達成	しているところ	であり、引き約	続き施策を継続				
令和3年度 事業概要 令和元年度と同様									
令和3年度目標 (アウトカム指標) 労災指定医療機関を前年より300件以上増加させる。	(令和3年3月31	日現在44,18	86機関)						
令和3年度目標 (アウトプット指標) 毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月	 月末までに100%ま	 払を行う。							
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) 被災労働者が一時的にせよ経済的な負担を被ること め。 また、医療機関に経済的負担をかけることなく療養の 100%支払を行うことを目標とした。									
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係		_							
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性 (公財) 労災保険情報センターが実施する貸付事業へ 充実を図る。	の補助を行うため	 り、必要な予	5算の確保に努	め、労災保険技	指定医療機関制	度の維持及び			

									(労	働基準局総務	务課過労死等防 <sub>1</sub>	
	事業名	過労死等防止	対策推進経費								事業番号(令和3年度)事業番号	15 16
Ę	事業の別		護事業(根拠法令 等事業(根拠法令								(令和2年度) 担当係	過労死等防止
5	実施主体	民間団体										対策推進室
事	要性	のための対策を 自覚を促し、これから、労働者災 ・さらに同大綱に開催する」とされ 遺児及びその保	を効果的に推進すれに対する国民の に書補償保険法第 こおいて「過労死 れている。同大綱 呆護者を対象とし	で る 責務を有する 対関心と理解を は は に は に は に は は は に は に は は に は に も も に も に も も に も も に も も に も も に も も に も も に も に も に も に も に も に も に も に も に も に も も に も に も に も も に も も に も も も も も も も も も も も も も	るとされ 深めるが 号に適う 貴族(児 で 過労死	ている。ま こめの施設 う事業であ )の抱える ご認定され 遺児交流	た、同 (を発 り、社会 様々な た労働 会を実	去第9第 )等を実 会 苦しの さる である	上のための対策に に基づき、過労身 に基づき、過労身 を施することにより 足進等事業として引 を少しでも軽減で 児等を招請し、イイ とにより被災労債 提供進等事業として	E等を防止する労働者の必要をあるよう、引きるようを通じている。	ることの重要性に の確保に資する がある。 続き、過労死遺児 心身のリフレッシ 貴族の援護に資す	ついて国民の ものであること 交流会を毎年 ュを図るほか、
業/制度	対象 (誰/何を 対象に)	事業主、労働者	音、過労死で親を1	亡くした遺族(児	!)、その	他国民						
概要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	①過労死等に ②過労死等を ③国民の過労 止啓発月間」に	関する調査研究、 方止することの重 死等防止対策の !開催)	要性について国 重要性に対する	国民の理 関心と	፼解を促す 理解を深る	等周知めるため	■啓発、 の「過 <sub>!</sub>	のための対策に関 労死等防止対策指 図るほか、遺児及	生進シンポジウ	7ム」(毎年11月 <i>の</i>	
	実施体制	民間団体に委託	託して実施									
	₣度予算額 (千円)	301,898	30年度予算額 (千円)	270,331	予	元年度 算額 千円)	256	,587	令和2年度 予算額 (千円)	278,697	令和3年度 予算額 (千円)	197,042
	F度決算額 (千円)	194,804	30年度決算額 (千円)	229,767	決	元年度 :算額 千円)	206	,541	令和2年度 決算額 (千円)	232,997	令和3年度 雇用勘定予	算額 〇 (千円)
	29年度 算執行率 (%)	64.5	30年度 予算執行率 (%)	85.0	予算	元年度 執行率 (%)	80	).5	令和2年度 予算執行率(%)	83.6	一般勘定予 ※予算執行率は行 考慮していない	算額 〇 (千円) 「政経費を
それ	元年度評価と いを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	或してい	るところで	であり、マ	引き続き	き施策を継続			
	アウトカム 指標	身のリフレッシュ 85%以上とする (2)過労死等隊	■	た」旨の評価をポジウム参加	2	アウト 指4 【C	票	「役に」	労死遺児交流会( 立った」旨の評価: 労死等防止対策排 」と思う割合:93.99	100% <u></u> 進シンポジウ		
2 年度目標	アウトプット 指標	談などのイベン (※)イベントは 講演会、参加型 ト)等から3種類 (2)過労死等队	記交流会の参加型トを3種類以上実、グループトーク・リーダイベント(子ども)類以上 5止対策推進シン 単し、参加者数を1	施する。 、個別相談会、 向け体験イベン ポジウムを全	年度実績	アウト: 指材 【×	票	個別相 (2)過	労死遺児交流会の  談会) 労死等防止対策打 参加者3,780人			
<b>の</b> 3	目標を達成(未 達成) 理由(原因) 今後の課題	コロナウイルス 感染状況の収す 同士の交流及で の種類について 画する時間的な きなかった。 (2)過労死等隊	感染症の拡大状束の見込みがたたりが参加者の抱えること、対面実施をこは、対面実施をこ余裕がなく、開作をは対策推進シン	況から当初の関 = ず、感染症のないであるのでではないではないではないではできます。 すること前提には 量イベントは2種 ポジウムについ	開催時期 拡固準備が 準類(が は、	明(8月)を 況を考慮し 淡会を実施 進めていか レープトー 開催に係	延期し、 し、 し、 したこと した。 との の の の の の の の の の の の の の	開 オント は か き い き が き が も れ か き が も れ が き が も り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	の長期休暇期間中 能な状況となるこ (ン等の方法で実) アウトカム目標は 可者がオンラインで 会)となり、アウトプ 并せて国民の過労 民施したため、目標	とを見計らって 施することにし、達成すること それぞれ参か ット指標につし 死等防止対策	ていたが、新型コにた。オンラインに た。オンラインに とができたが、一 ロ可能なイベントを いては、目標を達 での重要性に対す	ロナウイルスの おいても参加す 方で、イベント を3種類以上計 成することがで
踏: す	本事業の実施にあたっては、 (1) 令和2年度は、オンラインへの切り替えを判断した日から開催日までの期間が短くオンラインでのプログラムを十分に検討できずに、未遂となった面があったことから、令和3年度は、対面開催とすることを前提としつつも、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、オンラリ開催となった場合におけるプログラムについても検討しておく。 すべき事項 「今後の課題 「今後の課題 「今後の課題 「今後の課題 「今後の課題 「今後の課題 「今後の課題」 「今後の課題 「今後の課題」」「今後の課題 「今後の課題」」「今後の課題 「今後の課題」」「今後の課題 「今後の課題」」「今後の課題」」「今後の課題 「今後の課題」」「今後の理題」」「今後の理題」」「今後の表題」」「今後の表題」」「今後の表題」」「今後の表題」」「今後の表題」」「今後の表題」」「今後の表題」」「今後の表題」」「今後の表題」」「今後の表題」」「今後									き慮し、オンラー 務管理の参考 関係団体等に値		

評価	В	予算額又は手法等を見直し
令和3年度 事業概要	①過労死等を防止することの重要性について国 ②国民の過労死等防止対策の重要性に対する 止啓発月間」に開催)	閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、 民の理解を促す等周知。啓発、 関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」(毎年11月の「過労死等防 トを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労
令和3年度目標	(1)過労死遺児交流会について、参加者の心身	のリフレッシュ等の「役に立った」旨の評価を85%以上とする。
(アウトカム指標)	(2)過労死等防止対策推進シンポジウム参加者	前の「理解・関心が深まった」と思う割合を85%以上とする。
令和3年度目標	(1)過労死遺児交流会の参加型イベントや相談	などのイベントを3種類以上実施する。
(アウトプット指標)	(2)過労死等防止対策推進シンポジウムを全国	48箇所で開催し、参加者数を計1,280人以上とする。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 不の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	レッシュを図る等のための施策として実施する事リフレッシュ等の「役に立った」旨の評価とした。理解を深めるための施策として実施する事業が深まった」と思う割合とし、引き続き、85%以上 ・アウトプット指標について、(1)過労死遺児交派グラムや相談会の数を指標に設定した。なお、すの拡大状況等を考慮し、オンライン開催となったいては、各会場ごとに都市の規模等から参加感染症の影響を踏まえて、参加者のソーシャル	会については、過労死として認定された労働者の遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフ 『業であることから、事業の趣旨を成果として適切に評価するため、引き続き、参加者の心身の (2)過労死等防止対策推進シンポジウムについては、過労死等の防止に関する国民の関心と あることから、事業の趣旨を成果として適切に評価するため、引き続き、参加者の「理解・関心 とした。 記念については、上記課題を踏まえ、アウトカム指標を達成するため、引き続き、参加型のプロ が述のとおり、令和3年度は、対面開催とすることを前提としつつも、新型コロナウイルス感染症 場合におけるプログラムについても検討しておく。(2)過労死等防止対策推進シンポジウムに 者数を見込み、合計したものを指標としているが、令和2年度については、新型コロナウィルス ディスタンスを確保した場合に、当初想定していた目標値(5,120人)の4分の1程度と見込み、前 経緯があるが、令和3年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係		-
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	過労死等の防止に関する大綱に基づく施策の	実施に必要な経費を要求

							(労働基準周	局安全衛生部安	全課、計画課、	労働衛生課)					
:	事業名	安全衛生啓発持	旨導等経費						事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	16 17					
事	事業の別	安全衛生確保等	等事業(根拠法令	· 労働者災害補	捕償保険法第29多	条第1項第3号)			担当係	業務班 管理係					
身	<b>『施主体</b>	厚生労働省本省	省、都道府県労働	局及び労働基	準監督署、(1)②	及び③のみ富	士通(株)		<i></i>	計画班 業務第 <b>一</b> 係					
事業/ 課度類期	目的及び必要性(何のため)	化対条②るたち関そ行無の3を事に(2)業を全必(3)し全第第一条のようで、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、	と効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施する必要がある。また、産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑しに対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する必要がある。事業者や労働者に対する安全衛生産発指導や安全衛生意識の普及高揚を図ることは、労働者の安全衛生確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 ② 労働災害の防止を図るため、一定の危険又は有害な業務に従事する者や作業主任者の一部には、技能講習の受講が義務づけられている。6 作業の際には、技能講習修了証の携帯が義務づけられているが、修了証を紛失又は破損した場合で、技能講習を行機関が廃止されていたり、受講した機関名等を失念していたりすると、再交付を受けられず、作業に就けなぐなるといった労働者への不利益が生じる。 また、修了証は登録教習機関ごとに交付されるが、一人の労働者が複数の技能講習を修了している場合もあることから、異なる登録教習機関での修了歴を携帯しやすい大きさの書面にして交付する必要がある。そのため、全国の登録教習機関の修了者のデータを一元的に管理するとともに、修了者に対し技能講習を修了したことを証明する書面を発行する環境を整備する。 兼資格者が業務に従事することによる労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するらのであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 ③ 事業者が、自主的に安全衛生対策を進められるよう、安全への取組に必要な情報を提供し、さらに安全活動に積極的な事業場の好事例等に情報提供することにより、安全への取組に積極的な企業が評価される環境等を整備することにより、労働者災害和債保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。と)アスベストやじん肺等職業性疾病の問題が社会的にも大きな問題となっていることから、有害物質等有害要因を有する事業場に対する職業性疾病等の予防のため、監督指導等を実施し、労働者の健康を確保する。また、重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害の災害原因を領生といるとめい事業の力提供に資するものであり、労働者の妻を対し、同種災害の発生を防止する。労働災害のリスクの高い事業場への指導等を実施するための経費であり、事業者による労働者の安全衛生権保養務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。また、当該施設は、労働安全衛生施設については、各施設において経年劣化が進行している。これをそのまな歴し、事本等が発生した場合、国の施設設置者とと衛生と問われかねない重大な問題となることから、施設利用者等の安全のため、経済等をデカラとのに国が設置したものであることの衛生に第6000000000000000000000000000000000000												
	対象 (誰/何を 対象に)	民間企業等													
	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	②登録教習機関で、 全を表する。 ②中本の企業をは、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので	関から原則3年後 から原則3年後 からにじてる はため を なり 大きな を はり が が に行い で で で で で で を に が に で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	に引渡しています。 に引渡を修うした、 業力をを対分入り、 東アセを奏し、、 大の変素は、、一、 大の変素は、、一、 大の変素をは、、一、 大の変素をは、、一、 大の変素が、 では、、一、 大ので、 大ので、 大ので、 でいるが、 でいなが、 でいるが、 でいるが、 でいなが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいなが、 でいるが、 でいる	る技能講習修了 ことを新育や創 の 手法などの情 会活動に悪いが 会活動に悪いる 会活動に軍いが 会 の 会 で く の 会 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に	者に係る情報を 情面を発行する。 に夫された安全 をホームペーシ 取りあんぜんのる。 「まむことががあればが別 けないて、もに、 いるとともに、 災	学全週間・全国労代を を注入力し、そのデー。 活動等、労働災害がを通じ国民や取り 企業が国民や取り シェクト」のホーム される。を持つ学的に を書原因を科学的に た上で、安全衛生	ータを一元的に を でいました。 は では、 は 日される。 は では、 は 日される。 は では、 は 日される。 では、 は では、 は には、 は では、 は には、 は	管理するとともに 生進を図るために いるための運動(「 ジェクトメンバーと が労働災害発生れ 〒う。 、労働者死傷病	必要不可欠な あんぜんプロ・して掲載され、 大沢を自社の 報告等に基づ					
	実施 体制	(1)②及び③ '					き実施 Ξ労働省本省で直	接実施。							
	∈度予算額 (千円)	923,886	30年度予算額 (千円)	1,172,554	令和元年度 予算額 (千円)	1,765,531	令和2年度 予算額 (千円)	1,379,417	令和3年度 予算額 (千円)	1,013,438					
	■度決算額 (千円)	159,323	30年度決算額 (千円)	令和元年度					令和3年度 雇用勘定予	算額 O(千円)					
	29年度 算執行率 (%)	92.3	30年度 令和元年度 令和元年度 令和元年度 令和元年度												
それ	元年度評価と を踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	<b>対しているところ</b> で	であり、引き続き	・施策を継続								

	アウトカム 指標	①技能講習の帳票データの受付数を165万件 (過去5年平均)以上とする。 ②事業者等から有用であった旨の評価を80% 以上確保する。	中度実績	アウトカム 指標 【①〇②〇】	①帳票データを171万件受付した。 ②事業者等から有用であった旨の評価が84.0%であった。				
2 年度目標	アウトプット 指標	①引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。②要望のあったものを中心に、ホームページに災害事例や安全衛生教育用教材等を合計70件以上掲載する。 ③各種労働災害データベースの作成(30,000件以上) 《ホームページのアクセス件数を3,850万件(平成28年度~平成30年度平均:約3,500万)以上確保する。		アウトプット 指標 【①〇②〇③〇 ④〇】	①帳票引き受けからデータ入力に至る一連の流れがマニュアル化されており、その徹底がなされることで適切な管理がなされている。 ②外国人向け視聴覚教材を中心に、70以上の新規コンテンツをホームページ掲載した。 ③機械災害•死亡災害•死傷災害のデータペースを計34,684件掲載した。 ④ホームページのアクセス数:集計中(令和3年5月中頃追記可能)				
ø.	目標を達成(未 達成) 理由(原因) 分後の課題	目標値を達成すべく、適切な進捗管理の下に事業を実施したため。							
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		引き続き事業を実施すると共に、ホームページのレイアウトや掲載コンテンツの見直しによる利便性向上に努めていく。							
	評価	А	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
令和3年度 事業概要		(1)から(3)は令和2年度と同様 設計・施工管理を行う技術者等に対する安全衛生教育の支援事業を追加する。(令和2年度事業番号19を統合) 〈実施主体〉厚生労働本省、民間団体 〈目的及び必要性〉労働災害を防止するためには、あらかじめ施工作業の危険性を低減するような建築物の設計を行うことや、労働者に危害を加えるおそれのない本質安全の産業機械の設計を行うなど、安全衛生に配慮した機械等の設計やインフラの施工管理を行う事が効果的である。しかし、技術者を対象とした安全衛生物育の実施は、法令上、義務づけられていない。技術者等の安全衛生に関する理解が高まることで、本質安全の設計ができることは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 〈対象〉企業、労働者(技術系)、大学生等 〈事務・事業のスキーム〉・技術者が設計や施工管理等を行う上で必要となる安全衛生に関する基礎知識を付与できる教材を作成する。教材を用いて講習会等を実施する。 〈実施体制〉委託先に委託して実施							
①技能講習の帳票データの受付数を166万件(過去5年平均)以上とする。 ②事業者等から有用であった旨の評価を80%以上確保する。 (アウトカム指標) く安全衛生教育の支援事業> 教材(テキスト、ビデオ)の案を公開し、閲覧者から有益度80%を得る。					5.				
	13年度目標 トプット指標)	①引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。②要望のあったものを中心に、ホームページに災害事例や安全衛生教育用教材等を合計70件以上掲載する。 ③各種労働災害データベースの作成(30,000件以上) ④ホームページのアクセス件数を4,700万件(平成30年度~令和2年度平均:約4,692万)以上確保する。 〈安全衛生教育の支援事業〉 ①技術者等に対する安全衛生教育の教育用の教材案を作成する。 ②作成した教材(テキスト・ビデオ)の案を公開し、閲覧者から意見を募る。							

技能講習の帳票データの引き渡しについて登録教習機関に周知するほど、帳簿データの受付数が増加することが予想されることから、上記ア 及能調査の帳景 アータのうさ級にしていてき歌教育機関に同知するほど、帳簿 アータの支的数が増加することが P 恐されることがら、工能アウトカム指標①及びアウトプット指標①を設定した。 アウトカム指標②については、国の施策や安全衛生情報提供の内容と事業場等の需要に乖離がないかを検証するために設定した。 アウトプット指標②及び③については、ホームページの災害事例や安全衛生教育用教材や労働災害データペースなどのコンテンツが充実すればするほど、よりアクセス件数が増えると考えられるため設定した。 アウトブット指標④に関しては、ホームページに掲載されている内容が有用であればあるほど、よりアクセス件数が増えると考えられるため設定 令和3年度目標の 目標設定の理由、その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 <安全衛生教育の支援事業> 令和2年度事業では基礎知識を習得するための教材を作成し、講習会を実施することを予定していたが、コロナ禍の中で事業内容を修正する こととなった こことのよう。 今和3年度においては、より実践的な安全衛生対策等を習得できる教材を作成することで、コロナ禍の中で技術者に対して安全衛生教育が行われる素地を形成することを目指し、教材案を公開し、閲覧者の意見を踏まえ、実践的な安全衛生教育用の教材を作成する。 Ⅲ主要事項 第1働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進 1 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり (2)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進 <安全衛生教育の支援事業> 第13次労働災害防止計画 8(1)高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施 引き続き事業を実施すると共に、ホームページのレイアウトや掲載コンテンツの充実による利便性向上に努めていく。 令和4年度要求に く安全衛生教育の支援事業> 向けた事業の 方向性 | ことは、より実践のなりなり容の安全衛生教育が実施できるよう教材を拡充するとともに、過去2年度に作成した教材等について、大学教育の中 で実際に使用し、教育現場の意見を得て、大学教育の中で安全衛生教育が実施されるよう促す。

									(労	働基準局監督	<b>Y</b> 課、安全衛生部	部労働衛生課)	
事業名		職業病予防対策の推進									事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	17	
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)									, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	電離放射線労	
実施主体		厚生労働省本省、日本電気(株)、(公社)全国労働衛生団体連合会、 (株)エアクレーレン、一般財団法人日本原子力文化財団、テクノヒル(株)等								担当係	働者健康対策 室、労働衛生 課物理班		
事業/制度概要	目的及び必要性(何のため)	(1)東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)において、緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理や廃炉等作業員の健康支援を行うため。 (2)東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連の情報について、我が国における被ばく管理規制に対する国際的な信頼に資するため。 (3)東電福島第一原発については、今後、核燃料デブリの取り出しに向けて建屋内部での作業など高線量の場所での作業が増加する見込みであるため、より効果的な被ばく低減対策が求められているため。 (4)眼の水晶体の被ばく線量が比較的高い医療分野における被ばく低減・放射線管理を支援するため。 以上の目的のとおり、緊急作業に従事した労働者や廃炉等作業従事者、医療従事者等に係る安全と健康の確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。 (5)また、熱中症等職場環境に起因する職業性疾病の減少を図り、労働者の健康を確保することは、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当し、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。											
	対象 (誰/何を 対象に)	東電福島第一原発で緊急作業に従事した者、東電福島第一原発の廃炉等作業員、事業者及び事業場の衛生管理担当者等											
	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	(4) 果电価局弟― 原光における旭上計画作成有寺に対して彼は、悠秋指直に述る教育を行づなる、姥が寺作来における彼は、悠秋次を文  接する。  (5) 対計約衆数を行き事業場に対して、霊獣女計約除実性は規則の功ま中央について国知さるにより、法会とに守める海切が領导測学の											
	実施 体制	民間事業者等	に委託して実施	0									
	F度予算額 (千円)	425,144	30年度予算額 (千円)	428,738	予	元年度   算額   千円   )	572	.,028	令和2年度 予算額 (千円)	588,131	令和3年度 予算額 (千円)	539,268	
	F度決算額 (千円)	149,957	30年度決算額 (千円)	151,683	令和元年度 決算額 (千円)		147	,010	令和2年度 決算額 (千円)	512476	令和3年度 雇用勘定予	算額 0(千円)	
	29年度 算執行率 (%)	79 <b>.</b> 0	30年度 予算執行率 (%)	76 <b>.</b> 6	令和元年度 予算執行率 (%)		7	7.5	令和2年度 予算執行率(%)	87.1	一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
それ	元年度評価と いを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価 B 予算額又は手法等を見直し											
2年度目標	アウトカム 指標	の対応にない。 の対応にはいいでは、 の対応によいでは、 の対応には、 の対応には、 の対応には、 のがでは、 のがでいる。 のがでい。 のがでいる。 のがでい。 のがでい。 のがでい。 のがでい。 のがでい。 のがでい。 のがでいる。 のがでいる。 のがでいる。 のがでい	対策講習を受けた 書防止対策に取り 価を85%以上得 寿説明会の参加 以上から、参考に を受けた事業場 事例事業場として	イドラインへ9 ドラインへ9 ドラインへ9 ドライフへの取 で で で で で で で で で で で で で で で で の の 点 の 点	2 年度実績	アウトカム 指標 【①〇2〇3〇 ④〇⑤〇】		①『指導後も未受診』の割合は1.3%(3人/232人)であった。 ②アンケートを実施した結果、参加者の91%から、「理解できた」旨の回答が得られた。 ③アンケートを実施した結果、受講者の99%から有益であった旨の「答を得た。 ④アンケートを実施した結果、受講者の85%から、「参考になった」目の回答が得られた。 ⑤20事業場の事例を好事例として選定し、本事業に参加した約4000医療機関の事業場間で共有した。					

	アウトプット 指標	等に係る英訳文書を学売省日Pに掲載する。 ④施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、受講者教を60人以上とする。 ⑤熱中症予防対策講習を200人以上に提供する。 ⑥熱中症のポータルサイトに対する、延ベアクセス件数10万件以上とする。 ⑦放射線業務を行う約18,000事業場に対し、自主点検票を送付する。	を年間83回、産業保健支援に 機会を年間2回開催し、ホーム 年間24回行った。 発関連の放射線被ばく状況、 語版HPへ掲載した。 きテキストを作成し、計65人に した。 数は約4万件であった。 自主点検票を送付した。							
		<ul> <li>⑧MS導入支援を実施する事業場を48件以上とする。</li> <li>⑨補助金の申請者数を50者以上とする。</li> <li>•アウトプット②東雷福島第一原発健康管理体制整備事業では、作業員及び労働衛生担当者向けの研修会を行</li> </ul>	っているが、新型コロナウイル							
2年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ●今後の課題		<ul> <li>▼ウトプット②東電福島第一原発健康管理体制整備事業では、作業員及び労働衛生担当者向けの研修会を行っているが、新型コロナウイルス感染症の流行初期の令和2年度春と流行が拡大した冬に、外部講師の受け入れが困難であったことや受講者の密集を避けるため開催できず、計9回の開催にとどまった。</li> <li>▼アウトプット⑥熱中症ポータルサイトについては、令和2年度に新規に運営開始し、また、掲載するコンテンツについても同年度に作成したものである。年度の途中からコンテンツが掲載されたことより、アクセス件数が伸びなかったものと考えられる。</li> <li>▼アウトプット⑧放射線MS導入支援事業では、放射線MSに関する3回の研修に加え、要望がある医療機関等に対しては個別の導入支援(以下「個別支援」という。)を行っている。個別支援については、支援先となる医療機関を50件選定していたが(アウトブット指標である支援の実施件数は48件以上を目標)、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、支援の辞退が多数出たもの。このため、ウエブ会議によるリモートでの支援を受ける意向があった30の医療機関に対して個別支援を実施した。</li> </ul>								
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題		■アウトプット②今年度は、新型コロナウイルス感染症の流行状況を見ながら適切な感染症防止対策をとった上で実施する集合研修に加え、オンライン会議システムによる研修や録画教材等の提供等複数の方法で情報提供を行う。 ■アウトブット⑥の熱中症ポータルサイトについて、令和2年度の成果物に加え、令和3年度にもコンテンツを作成し、拡充していくことにより、活用の推進を図る。 ■アウトプット⑧前年度の個別支援は3回の研修後に実施したが、前年度事業で既に研修を受講している医療機関に対しては早い時期から個別支援を開始することで、医療機関が個別支援を受ける機会を長く確保するとともに、昨年度にノウハウを蓄積したリモートによる効率的■効果的な方法により実施することで、昨年度には個別支援を受けることができなかった医療機関を含めて、個別支援の充実を図っていく。								
	評価	B 予算額又は手法等を見直し	予算額又は手法等を見直し							
	·和3年度 事業概要	(1)東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム(以下「データベース」という。)」を運用する。 『緊急作業従事者等に対する健康相談、保健指導の実施。『廃炉等作業員の健康支援相談窓口を定期的に開設、健康相談を実施。 (2)東電福島第一原発・除染作業者の放射線被ばくの状況やその対策に関する情報(報道発表、ガイドライン、行政通達等)について、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するなど海外に向けて発信する事業を行う。 (3)東電福島第一原発における施工計画作成者等に対して被ばく低減措置に係る教育を行うなど、廃炉等作業における被ばく低減対策を支援する。 (4)眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム(以下「MSという。」)の導入を支援する。 (5)職場の熱中症予防に特化したポータルサイトを整備し、暑さ指数の正確な把握と対応方法を周知。ポータルサイトには主要産業別の対策好事例も紹介する。								
令和 (アウ	5ち、『第2四半期(7〜9月)に 半期分の報告時点(毎年3月 」等、二一ズに合致した教育で 85%以上得る。 を報告する。									
	13年度目標 トプット指標)									

令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な標 合はその理由)	〈アウトカム指標〉 ①、②: 前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和2年度と同様の目標を設定した。 (注) 廃炉等作業員(これまで緊急作業従事者であった者を含む)の健康管理を行うに当たり、作業員への直接の健康支援は重要であるが、それだけでは集団としての改善が見込めない。そのため、東京電力が国に報告を行っている『健康診断に対する管理状況』の結果により、事業所内の健康管理体制が改善しているかを、「指導後も未受診」の割合をもって確認する。③: 熱中症予防対策動画について、閲覧者にとって労働災害防止につながる有用なものとすることが重要であるため、上記の目標を設定した。④: MS導入支援を受けた医療機関の取組で事業効果を評価することとし、その水準については前年度の実績を踏まえて目標を設定した。〈アウトプット指標〉 ①、③、④: 前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和2年度と同様の目標を設定した。②: 前年度の目標は妥当であると考え、継続して令和2年度と同様の目標を設定した。。⑤: 職場における熱中症対策の推進に当たっては広い分野を対象として多くの者がポータルサイトを閲覧し、その成果を事業場で活用することが重要であるため、上記の目標を設定した。⑥: MS導入支援(個別支援)を実施する事業場の件数で事業の実施量を評価することとし、その水準については前年度の実績及び「理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題で記載した事項を踏まえて設定した。⑥: MS導入支援(個別支援)を実施する事業場の件数で事業の実施量を評価することとし、その水準については前年度の実績及び「理由(原因)を踏まえた改善すべき事項・今後の課題改善すべき事項」の欄に記載した事項を踏まえ設定した。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	IV 主要事項(復旧・復興関連) 第2 原子力災害からの復興への支援 (2)東京電力福島第一原発作業員への対応
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	前年度成果を活用しつつ、前年度と同規模の事業を引き続き展開していくことで、引き続き労働者の被ばく線量低減対策を推進するため、継続 して要求する。

							(2) (3) (2) (7)	可女王倒生部为	131 H 1 10 1	173 200 7 3 710 1210 7			
	事業名	じん肺等対策事	業						事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	18 22			
Ę	事業の別	安全衛生確保等	穿事業(根拠法令	労働者災害補	#償保険法第29邻	€第1項第3号)			(1) 1112 1 /2/	産業保健支援 室産業保健			
ş	<b>実施主体</b>	厚生労働本省、医療機関、(公社)産業安全技術協会、(公社)日本作業環境測定協会、日本溶接協会、民間団体 体											
	目的及び必 要性 (何のため)	②市場に流通し ③個人サンプラ ④石綿含有建築 本事業は法に	事業等の有害業業 、ている防じんマン ・一(作業者の呼呼 を物に係る計画履 ・基づく健康診断・ あることから、労	スク等の呼吸用 及域に装着する 番等の受付体制 や、市場に流通	保護具の性能を 試料採取機器(ミ 等を強化すること している防じんマ	確保する。 ニポンプなど) で、石綿のばく スク等の呼吸月	を用いた濃度測況 「露防止対策、健 月保護具の性能の	康管理対策の行 の確保等を実施	敵底を図る。 しており、労働者				
事業	対象 (誰/何を 対象に)	②市場に流通し ③個人サンプラ	健康管理手帳所持者 市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR) 個人サンブラーを用いた濃度測定手法や、既存の作業環境測定手法等 労働者を使用して建築物等の解体等を行う事業者等										
,制度概要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	する。 ②市場に流通し 置を講ずる。 ③個人サンプラ し、必要に応じています。	生法第67条に基づ ている防じんマン 一によるばく露調 でより適切な測定 業等に係る相談	スク等の呼吸用   定の測定手法  手法の検討を行	保護具について! 等について追加! 〒う。	買取試験を実施して技術的検討	し、規格を満たし	ていない場合	等には、厚生労働	動省で必要な措			
	実施体制	②(公社)産業5 ③行政検討会、 ④都道府県労働	動局から医療機関 安全技術協会に (公社)日本作業 動局に、石綿障害 生労働省本省に	委託して実施。 環境測定協会、 防止総合相談	- - 日本溶接協会で 員、監督署に石糸	帛届出等点検指		もする。					
	F度予算額 (千円)	1,903,734	30年度予算額 (千円)	1,924,561	令和元年度 予算額 (千円)	2,279,941	令和2年度 予算額 (千円)	2,664,809	令和3年度 予算額 (千円)	2,894,454			
	F度決算額 (千円)	1,335,438	30年度決算額 (千円)	1,207,408	令和元年度 決算額 (千円)	1,299,456	令和2年度 決算額 (千円)	1,824,000	令和3年度 雇用勘定予				
	29年度 算執行率 (%)	95.8	30年度 予算執行率 (%)	87.6	令和元年度 予算執行率 (%)	88.3	令和2年度 予算執行率(%)	77.6	一般勘定予 ※予算執行率は行 考慮していない	O(千円) 政経費を			
令和元年度評価と それを踏まえた 令和元年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 見直し													

2年度目標	アウトカム 指標	①健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。 ②買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して全件改善指導を行う。	2年度実績	アウトカム 指標 【〇】	①47都道府県において、手帳所持者に対して各労働局等から受診可能日時等の案内通知を送付し、その後、本人への受診勧奨を行うなど、適切に受診勧奨、周知広報を行った。②買取試験を行った呼吸用保護具について全て規格を満たしていた。取扱説明書への記載不備が1件あり、評価委員会に詳細の報告を実施した。【目標達成の理由】①手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することのないよう、各労働局等の職員が誠実に職務を果たした結果、目標を達成することができたと考えられる。 ②買取試験の対象となる製品を適切に把握し、また、迅速に改善指導等の対応を行う体制を整備できたことが、目標達成の要因と考えられる。						
	アウトプット 指標	現在市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のうち、令和2年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。		アウトプット 指標 【〇】	令和2年度買取対象となる防じんマスク及び防毒マスクについて100% 買取試験を実施した。 【目標達成の理由】 適切に進捗管理等を行い、計画的に事業を実施したことから目標を達成した。						
σŧ	目標を達成(未 達成) 理由(原因) なの課題	健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することのないよう、各労働局等の職員が誠実に職務を果たした結果、目標を達成することができたと考えられる。 呼吸用保護具については、買取試験の対象となる製品を適切に把握し、また、迅速に改善指導等の対応を行う体制を整備できたことが、目標達成の要因と考えられる。									
踏ます	由(原因)を まえた改善 べき事項 なの課題	健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に 務を行っていく。 呼吸用保護具については、規格を満たさない製品が市場に流通しないよう、引き続き、買取試験を適切に実施する。									
	評価	А	標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
	和3年度 某概要	令和2年度と同様									
	3年度目標 トカム指標)	①健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸することがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に 事務を行っていく。 ②買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して全件改善指導を行う。									
	3年度目標 トプット指標)	現在市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のうち、令和3年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。									
目標! その! (アワ 設定	3年度目標の 設定の理由、 K準の考え方 フトカム指標 が困難な場 よその理由)	買取試験において行政機関は試験結果の報告までを求めているが、規格等を満たさないものについては行政機関から適切に改善指導を行うことが重要であるため。 また、型式検定の有効期限内に市場に流通する呼吸用保護具の性能を確認する必要があるため、有効期限内に最低1回は買取り試験の対象となるように型式を選定する。									
要求	年度予算概算 の主要事項 -の関係	Ⅲ主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (3)労働者が安全で健康に働くことができる ④ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の	環境の								
向(	4年度要求に けた事業の 方向性	④ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底 ①については、石綿取扱い業務等の有害業務に従事し離職した労働者に対し、国が費用を負担して健康診断を受診させることが必要であり、離職労働者の健康確保のために必要な事業であることから、継続して事業を行う。 ④については、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年7月1日公布)に基づく改正後の石綿障害予防規則の適切な周知及び履行確保に向け、指導等の充実を図る。									

										(労働基	基準局安全衛生部	労働衛生課)	
	事業名	職場における受	<b>予動喫煙対策事業</b>								事業番号 (令和3年度) 事業番号 (令和2年度)	19 23	
4	事業の別	安全衛生確保等	等事業(根拠法令	労働者災害補	載賞保隆	食法第29多	条第1項	第3号)			担当係	環境改善室	
9	実施主体	厚生労働省、都	<b>邓道府県労働局、</b>	労働基準監督	署、民間	団体						測定技術係	
	要性	労働者の健康で 本事業は事業 のであることか	病院、学校等の公共施設に比べ、職場での受動喫煙防止の取組が遅れている状況を改善するため、全国の事業場における取組を促進して 労働者の健康を確保する必要がある。 本事業は事業者への相談対応や助成等の支援により、職場における受動喫煙防止対策を促進するものであり、労働者の健康確保を図るも のであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を進めるため、社会復帰促進等事業 で行う必要がある。										
事	対象 (誰/何を 対象に)	事業場											
業/制度概要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)												
	実施体制	(1)及び(3)は	は、国が実施する。	, (2)①l <b>t、(一</b>	社)日本	労働安全	全衛生コ	学(株)に委託して	実施した。				
	年度予算額 (千円)	1,028,472	30年度予算額 (千円)	3,077,012	予	元年度     算額   千円	3,11	7,719	令和2年度 予算額 (千円)	1,066,551	令和3年度 予算額 (千円)	438,400	
	年度決算額 (千円)	535,828	30年度決算額 (千円)	471,531	令和元年度 決算額 (千円)		2,048,185		令和2年度 決算額 (千円)	613,136	令和3年度 雇用勘定予算額 〇(千円 一般勘定予算額		
29年度 予算執行率 (%) 53.4 30年度 予算執行率 (%) 12.8 令和元年度 予算執行率 (%) 65.7 令和2年度 予算執行率 (%) 57.5				の(千円) (0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。									
それ	元年度評価と 1を踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	或してい <sup>、</sup>	るところで	であり、ラ	引き続き	施策を継続				
	アウトカム 指標	①測定機器の貸し出しを実施した事業者、②相談支援において実地指導を実施した事業者、 ③相談支援において説明会に参加した事業者 から8割以上「役に立った」「満足した」の回答を 受ける。				アウト 指は 【C	票	①97.29 ②100.0	立った」「満足した。 %(770件/792件) 0%(86件/86件(7 %(1,182件/1,329	(有効回答数) 有効回答数))	),		
2 年度目標	む)の1か月当たりの平均実績件数について、 151件/月以上とする。ただし、新型コロナウイ		2年度実績	アウト 指 【×	漂	(1)27	実地指導数: 15.44 '2.5件/月(前年度 3件/月(前年度比	比38.0%減)	比55.2%減)				
2年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) 今後の課題 令和2年の改正健康増進法の全面施行及び新型コロナ流行により、補助対象となる喫煙室の設置等の件数及び設置時に用い 賃出が想定をやや下回ったためと考えられた。									いる測定機器の				
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 令和3年度については、原則屋内禁煙の義務化を踏まえ、助成対象範囲を健康増進法 への補助を行う。また、周知については十分にできているため、引き続き事業者に対して について一層の周知啓発を行うとともに、助成金等の活用を促す。													
	評価		В						予算額又は手	 法等を見直し			
	a和3年度 事業概要	法に規定されて 内での申請が おける、喫煙専	いる。令和3年度 見込まれることか	の受動喫煙防 ら屋外喫煙室の ばこ専用喫煙室	止対策 )設置•i ፪の設置	に係る助 改修を対 と 動成対	成につい 象からタナ まとしナ	ヽては、 し、健原 こ。また	義務とすること及 法施行に合わせ 東増進法の既存館 、規制の内容やほ ていく。	て屋外喫煙所 次食提供施設を	を設置する事業者 を営んでいる中小	が は令和2年度 企業事業者に	

令和3年度目標 (アウトカム指標)	①相談支援において実地指導を実施した事業者、②相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。
令和3年度目標 (アウトプット指標)	(1)専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数について、12.5件/月以上とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の流行時期についてはこれを満たさなくてもよいこととする。 (2)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、15.7回/月以上とする。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	事業場の受動喫煙対策に係る支援を適切に実施するため、全国の事業場からの受動喫煙対策に関する技術的な相談対応について、実際に事業者に有用であったかという質的な面での評価を行う指標を設定した。また、アウトプット指標については、令和3年度については、改正健康増進法完全施行による助成対象の縮小、周知活動等の縮小を行うため、それに見合う目標を設定することとした。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ 主要事項 第3 健康で安全な生活の確保 1 健康増進対策や予防・健康管理の推進 (1)健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくり ⑧ 受動喫煙対策の推進
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	令和2年4月の改正健康増進法完全施行から1年が経過したことに基づき、令和3年度においては、健康増進法の経過措置対象である既存特定飲食提供施設における屋内喫煙室設置に助成対象範囲の見直しを行った。令和4年度においては、改正健康増進法の移行措置期間の終了も念頭に、助成対象範囲の見直しを更に進める。

								(労働基準局	局安全衛生部化学	学物質対策課)			
	事業名	職場における化	:学物質管理促進				事業番号 (令和3年度) 事業番号 (令和2年度)	20 24					
Ą	事業の別	安全衛生確保等	等事業(根拠法令	· 労働者災害補	捕償保険法第29条	⊱第1項第3号)			担当係	化学物質評価 室、化学安全			
j	<b>尾施主体</b>	厚生労働省本領	省、委託先(中央:	労働災害防止協	3会、民間企業等	;)				班			
事	目的及び必 要性 (何のため)	セスのたけでする なのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	その結果に基にといるというでは、これでは、これで質によっているというできているというでいた。 大学物質によっているというでは、一年の人が、一年のいり、一年のいり、一年のいり、一年のいり、一年のいり、一年のいり、一年のいり、一年のり、一年のいり、一年のり、一年のいり、一年のいり、一年のいり、一年のいり、一年のり、一年のり、一年のり、一年のり、一年のり、一年のり、一年のり、一年の	措置の実施中で、大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大	を含む適正な化学 さらに毎年千を超 いる業種やウスク 書により、質についる 養を通正に実施す で、適正に実施す ととにより、できましてなり での健康障害の での健康でいる。	学物質管理が実生える新規化学等表の新規模事業施に関係を実施に関係をは、学物では、では、では、ともの品でいます。 ままる 有国の はいかい かい	を図るためには、 現される必要が、 物質が導入されて を支援する公へを のを結果の不足を きのも情報のような でのもでであり、 というであり、 というであり、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ある。しかしなない。 いれていない。 をいまではいいです。 をいまではいます。 をいまではいます。 はいまではいまではいます。 はいまではいまではいます。 はいまではいまではいます。 はいまではいまではいます。 はいまではいます。 はいまではいまではいます。 はいまではいます。 はいまではいまではいます。 はいまではいまではいます。 はいまではいまではいます。 はいまではいまではいます。 はいまではいまではいます。 はいまではいまではいます。 はいまではいまではいます。 はいまではいまではいまではいます。 はいまではいまではいます。 はいまではいまではいまではいます。 はいまではいまではいまではいまではいまではいまではいまではいまではいまではいまで	がら、数万種類な みると、個々の事 に、関連の規制・ じて関連の規制・ じ必要である。 いるで実施し、そ の整備等を推進 のとをを支出を のとよる支出を によるを	在する化学物に業場だけの取指針等の内容の結果を厚生することによりすることにより			
業/制度概要	対象 (誰/何を 対象に)	③新規化学物質 ④有害性調査	①②化学物質を取り扱う事業場 ③新規化学物質を製造、輸入しようとする事業者及び当該事業場に雇用される労働者 ④有害性調査機関 ⑤特別修繕等が必要な安全衛生施設										
	のスキ <del>ー</del> ム (決定スキ <del>ー</del>	導等を実施する ②労働者の化学 成する等により	)。 学物質へのばく露 、リスク評価の取	実態の調査、発 組を推進する。	きがん性等に関す	よ情報の収集	化学物質管理に、文献調査等の結びできます。	結果を総括した	:化学物質の有害				
	ムを含む)	⑤国土交通省(		態調査等により			有害性調査を行 上で、安全衛生教			が継続できる			
	実施体制	②委託先(中央 ③④厚生労働?	企業等)が実施 労働災害防止協 省本省による直接 い国土交通省が	実施		ついては厚生タ	労働省本省で直持	6実施。					
	F度予算額 (千円)	743,105	30年度予算額 (千円)	1,111,571	令和元年度 予算額 (千円)	1,192,179	令和2年度 予算額 (千円)	813,322	令和3年度 予算額 (千円)	613,365			
29年度決算額 (千円) 347,152 30年度決算額 (千円) 1,107,088 今和元年度 決算額 (千円) 402,578									算額 O(千円)				
	29年度 算執行率 (%)	63.4	30年度 予算執行率 (%)	99.7	令和元年度 予算執行率 (%)	83.6	令和2年度 予算執行率(%)	93.1	一般勘定予 ※予算執行率は行 考慮していない	算額 O(千円) ·政経費を			
令和元年度評価と それを踏まえた 令和3年度事業の 見直し													

2年度	アウトカム 指標	・ も言の、リスグか明らかになった段階で、健康 障害防止のための対策をとりまとめ、業界団 体・事業場等に対して広く周知・指導する。 ③新規化学物質として届出のあったもののう ち、強い変異原性を有するものについて健康障 害防止のための指針に基づく措置内容(通達) を示す。		アウトカム 指標 【〇】	①モデルラベル及びモデル安全データシートへのアクセス数は1,524万件(前年度1,300万件)であった。(うち883万件が4~7月の実績であり、新型コロナの影響と考えられる。) ②行政検討会での議論の結果、新たな物質の追加には到らなかったものの、昨年度(令和2年2月7付け)公示した「がん原性指針」に同指針に基づく健康障害防止措置を講じるよう広く周知・指導を実施。 ③令和2年12月7日付け局長通達を発出し、新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有する27物質について、指針に基づく措置内容を示した。 【目標達成の理由】 ①~③施策推進のために必要十分な内容となるよう、実施事項を精査した上で各取組に係る計画を立案し、事業の推進を図ってきているところ、特段トラブルもなく計画した事業を実施することができたことから、順当に目標が達成できたものと考えられるため。						
目標	アウトプット 指標	①150物質について、モデルラベル及びモデル 安全データシートを作成するためのGHS分類を行う。②リスク評価の対象となっている物質のうち物質の方521物質程度について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。③安衛法GLP適合確認の申請があった有害性調査機関全数について査察を実施する(令和2年度は既存4機関からの申請が見込まれる)。		アウトプット 指標 【〇】	①151物質についてGHS分類を行い、モデルラベル及びモデル安全データシートの作成を行った。②リスク評価対象となっている31物質について有害性評価書を作成した。③令和2年度中に、有害性調査機関(既存4機関)から安衛法GLP適合確認の申請があり、全数について査察を実施した。 【目標達成の理由】 ①~③施策推進のために必要十分な内容となるよう、実施事項を精査した上で各取組に係る計画を立案し、事業の推進を図ってきているところ、特段トラブルもなく計画した事業を実施することができたことから、順当に目標が達成できたものと考えられるため。						
のヨ	目標を達成(未 達成) 里由(原因) う後の課題	<ul><li>①令和2年度は、7月までは新型コロナウイルス感染症の蔓延により消毒用アルコール等の需要が高まったことがアクセス件数の急増につながったと推定され、次年度目標はその特殊要因による影響を除外した上で設定することとする。</li><li>②、③計画的に事業を実施したことで、目標を達成することができた。</li></ul>									
踏ます	由(原因)を まえた改善 でべき事項 なの課題	①計画的に事業を実施した結果、目標は達成しており、引き続き計画的に事業を実施していく。 ②、③引き続き計画的に事業を実施することにより、確実な目標達成につなげていく。									
	評価	А		成果目	標を達成しているところであり、引き続き施策を継続						
	和3年度 事業概要	令和2年度と同様									
	13年度目標 トカム指標)	①モデルラベル及びモデル安全データシートへのアクセス数を1,100万件以上にする。 ②リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討を通じて健康障害防止措置等が必要とされたものについては、リスク評価書を公まること等により、措置の徹底を業界団体・事業場等に対して広く周知・指導する。 ③新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針に基づく措置内容(通達)を示す。									
	3年度目標 トプット指標)		<b>〔のうち</b>	7物質程度につい	するためのGHS分類を行う。 いて、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。 査察を実施する(令和3年度は既存1機関からの申請が見込まれる)。						
目標 その7 (アワ 設定	3年度目標の 設定の理由、 水準の考え方 ウトカム指標 が困難な場 はその理由)	度実績を踏まえたものとするが、前年度実績のうける前の件数及び昨年度の目標件数(1,0777,のGHS分類の実施をアウトプット①とした。 なお、アウトプット②の有害性評価書の作成に	アウトカム①については、モデルラベル及びモデル安全データシートの活用に直結する行為であることから指標に設定した。目標水準は前年度実績を踏まえたものとするが、前年度実績の1,524万件には新型コロナの影響による急増分が含まれることを考慮して、新型コロナの影響をうける前の件数及び昨年度の目標件数(1,077万件)を踏まえ、1100万件とした。また、モデルラベル及びモデル安全データシートの作成のためのGHS分類の実施をアウトプット①とた。なお、アウトブット②の有害性評価書の作成については、これまでの有害物ばく露作業報告及びばく露実態調査と連動しているものであり、前年度のリスク評価の状況を踏まえて指標を設定している。								
皿主要事項 令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係 (3)労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ④ 化学物質対策、石綿は〈露防止対策の徹底											
令和4年 向けた 方向性	化学物質管理の実施支援、化学物質のリスク評価の取組、法令に基づ										

		1								(労働者	<ul><li>準局安全衛生部</li><li>事業番号</li></ul>	•		
	事業名	産業保健活動約	総合支援事業								事業番号(令和2年度)	21 25		
Ę	事業の別	安全衛生確保等	等事業(根拠法令	· 労働者災害補	載賞保隆	食法第29约	条第1項	第3号)			担当係	産業保健支援		
9	<b>実施主体</b>	(独)労働者健原	東安全機構等								JE II DK	室産業保健係		
事業/制度概要	目的及び必 要性 (何のため)	・脳・心臓疾患によりによりによりによりによりにない。 ・平成28年といるにといる。 ・平成28年といるには、 ・平成26年のメントリートリートリートリートリートリートリートリートリートリートリートリートリート	こよの 対	#数は高い水過。 設さ場にし、過。 では、ストレ産治 では、ストレ産過じ、 その他の他見しの他の とをが増度。活法表 をといる。 をといる。 では、ステス をといる。 では、ステス をといる。 では、ステス をといる。 では、ステス をといる。 では、ステス をといる。 では、ステス をといる。 では、ステス では、ステス では、ステス では、ステス では、ステス では、ステス では、ステス では、ステス では、ステス では、ステス では、ステス では、ステス では、ステス では、ステス では、ステス では、ない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	で 労療 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	し防業 を動関 見こ産産 両側策の す支帽 診要度深 支が まいま 東総す ない 大学 東 で 東 で 東 で 東 で 東 で で 東 で で で で で で で	<ul><li>準推両 る援災 会と業断 含害に法支 等等に 報立保の めよさ くりゅう かいまい きゅう という かいまい きゅう はい きゅう はい はい かいまい きゅう はい はい</li></ul>	る施援 年にる 書い機門 事が近されている 書いたり するにいる 書いた にる にる 能職 場ののの 場の	場の産業保健活活 保健活 保健活 に	頁向にある中、 の強化が関 みの強化が関 主支援を行うこと を全の確保を図る 事業場におけ が構を行うことと を支援すること を支援すること	平成26年改じる。 デられてきている。 に活の両立について規定され、いる。 はたれている。 にととされている。 な産業保健サー 小規模事業場の されている。 により、労働者の により、労働者の	働安全衛生法 いて研修等の支 決議死等防止が 、産業保健機能 の健康確保を図		
要	対象 (誰/何を 対象に)	事業者、労働者、産業保健スタッフ等												
	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	事業場等に対すまた、労働安全	トる訪問指導及で 全衛生法第95条	が窓口相談等の に基づき、都道	実施及 府県労	び情報提 働局長が	供等を 事業者	行う。 に対して	り、事業場の産業 行う同法第65条 医から意見を述へ	第5項に基づく				
実施 (体制 ・ 本道府県単位で産業保健総合支援センターを設置。 ・ 概ね労働基準監督署管轄区域ごとに地域窓口を設置。 ・ 全国で計57名の労働衛生指導医を設置。														
	F度予算額 (千円)	3,631,173	30年度予算額 (千円)	4,486,379	予	□元年度 ▶算額 千円)	4,87	1,479	令和2年度 予算額 (千円)	4,980,841	令和3年度 予算額 (千円)	4,865,824		
	F度決算額 (千円)	3,618,900	30年度決算額 (千円)	4,488,225	決	コ元年度 発算額 千円)	4,85	0,224	令和2年度 決算額 (千円)	4,964,754	令和3年度 雇用勘定予 ( 一一般勘定予	(千円)		
	29年度 算執行率 (%)	100.0	30年度 予算執行率 (%)	100.3	令和元年度 予算執行率 (%)		算執行率 99.8		99.7		) (千円) 示政経費を			
それ	元年度評価と いを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	成してし	いるところ	であり、	引き続き	施策を継続					
2 年 度	アウトカム 指標	本事業の研修が 者から90%以上	が有益であった旨 こ確保する。	の評価を利用	2 年度	アウト 指: 【C	摽	有益で	あった旨の評価ロ	よ94.1%であっ	<i>t</i> ≃.			
標	アウトプット 指標	実 実 実 実 実 ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ま								あった。				
2年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) -今後の課題 産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等や相談窓口での対応を適正に行ったため。														
踏す	由(原因)を まえた改善 - べき事項 う後の課題	引き続き適正な	事業の運営に努	らめる。 										
	評価		Α				成果目	標を達	成しているところ	であり、引き	続き施策を継続			
	和3年度 事業概要	令和2年度と同	—— <del>—</del> 様											

令和3年度目標 (アウトカム指標)	本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から90%以上確保する。
令和3年度目標 (アウトプット指標)	産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を122,600件以上とする。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	労働者の健康確保のため、事業場における産業保健活動を支援するには、産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等の実施や相談窓口の設置等が効果的であることから、平成31年に大臣名で定めた機構の中期目標において、平成29年の実績値の5%増を目指すとされていることも踏まえ、アウトプット指標の数値目標を設定したもの。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 1 柔軟な働き方がしやすい環境整備 (3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 (3) 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進 5 治療と仕事の両立支援 (1) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進 (2)トライアングル型サポート体制の構築
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を引き続き 行うとともに、事業場における労働者の健康保持増進の実施支援について検討する。

									******					
	事業名	働き方改革の乳	ミ現に向けた労働	助時間の上限規	制の定着による!	長時間労働の抑	『制等のための取	組	事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	22 26				
pil.	事業の別	安全衛生確保等		担当係	特定分野労働									
DIN	<b>実施主体</b>	労働基準監督		条件対策係										
	要性	時間外労働の上限規制等を定めた改正労働基準法が平成31年4月より施行されており、その定着を図る必要がある。労働時間が週60時以上の労働者は、横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長間労働の実態が認められることから、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより労働者の健康障害防止を図る必要がある。 から社会復帰促進等事業で行う必要がある。 にとから社会復帰促進等事業で行う必要がある。												
事業	対象 (誰/何を 対象に)	事業主	§業主											
時間外労働及び休日労働に関する協定(36協定)について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行う。 事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む) とき合む)とき合む)とき合い、で、委託業者にて入力・集計を行う。(①)。また、長時間労働抑制及び過重労働防止のためのパンフレット等 を含む)とき合む)とき合い。とき合い、受験者を運用の多出で必要な労働時間、休日、賃金等の基本は て、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する(③)。その他、労働条件に関する相談ができる「労 とライン」の設置(④)、労働条件ポータルサイトの運営(⑤)、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施(⑥)、労働法教育に 用資料の作成・配布(⑦)、問題事業場の把握につなげるインターネット監視(⑧)による労働条件に係る情報収集事業を行う。									)パンフレット等な 賃金等の基本的な すう。また、具体的 淡ができる「労働 、労働法教育に「	を作成する な労務管理の 内事例を交え 条件相談ほっ				
	実施体制						ては、キムラユニ !合会、⑦について							
	F度予算額 (千円)	911,249	30年度予算額 (千円)	2,097,742	令和元年度 予算額 (千円)	2,574,739	令和2年度 予算額 (千円)	3,398,785	令和3年度 予算額 (千円)	3,057,009				
	F度決算額 (千円)	708,040	30年度決算額 (千円)	918,810	令和元年度 決算額 (千円)	2,170,504	令和2年度 決算額 (千円)	3,206,305	令和3年度 雇用勘定予	算額 0 (千円)				
	29年度 算執行率 (%)	77.7	30年度 予算執行率 (%)	43.8	令和元年度 予算執行率 (%)	84.3	令和2年度 予算執行率(%)	94.3%	一般勘定予 ※予算執行率は行 考慮していない	算額 0 (千円) 政経費を				
令和元年度評価と それを踏まえた 令和元年度評価 見直し ・														

2年度目標	アウトカム 指標	①36協定の点検件数を700,000件以上とする。 ③基礎セミナーに参加した事業場へのアンケートにおいて、現状労務管理に問題があった事業場が1年以内に改善を実施すると回答した割合を70%以上とするとともに、過重労働セナーにおいて実施したアンケートの内、80%以上から講義内容全体について「まあ良かった」以上の回答を得る。 ④「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して電話相談への満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 ⑤労働条件パータルサイトにおける「確かめよう労働条件パータルサイトにおける「確かめよう労働条件」の有用度を利用者に対してアンケートし、80%以上から役に立った旨の回答を得る、 ⑤労働条件の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 ⑦指導者を対象にして実施するセミナーの受講者にセミナー全体の有用度についてアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。	2年度実績	アウトカム 指標 【〇】	①1.161.931 ③基礎セミナーについては、東日本:95% 西日本:89% 中日本:93%であった。また、過重労働セミナーについては、東日本:90% 西日本:95% 中日本:93%であった。 ④ 92.2% ⑤83.5% ⑥ 84.2% ⑦ 86.896 【目標達成の理由】 事業について、適切に点検を行い、効果的な事業の運営を行ったため。						
	アウトブット 指標	①受託者宛てに送付された36協定について、全数の入力・集計・分析を行う。 ②過重労働解消周知・啓発用のパンフレットを160,000部作成・配付し、過重労働の解消に努める。 ③基礎セミナー・過重セミナーの周知に関し、基礎セミナー490,830部、過重セミナー427,630部のリーフレットの作成・配布を行う。 ④1月平均4,600件以上の相談を受け付ける。 ⑤労働条件ポータルサイトにおける「確かめよう労働条件パーのアクセス件数を1月平均53,000件以上とする。 ⑥大学等でのセミナー周知に関し、170,000部のリーフレットの作成・配布を行う。 ⑦高校・大学・自治体担当者向け指導者用資料の活用方法に係る動画を作成し、10,000箇所以上(高校・大学等)に周知を行う。 ②部では、10000箇所以上(高校・大学等に同知を行う。		アウトブット 指標 【〇】	①全数の入力・集計・分析を行った。 ②160,000部のパンフレットの作成・配布を行った。 ③基礎セミナー500,000部、過重セミナー430,000部のリーフレットの作成・配布を行った。 ④5,083件 ⑤102,034 ⑥170,343部 ⑦14,966箇所 ⑧月平均63.5件 【目標達成の理由】 事業について適切な進捗管理を行ったため。						
<b>න</b> :	目標を達成(未 達成) 理由(原因) 今後の課題	各事業について適切な進捗管理を行った結果、目標達成できた。今年度も引き続き施策を継続する。									
踏す	由(原因)を まえた改善 「べき事項 今後の課題	引き続き事業の適正な運営に努める。									
	評価	A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
	和3年度 事業概要	時間外労働及び休日労働に関する協定(36協定)について、時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導等を行うととれた36協定について、委託業者にて入力・集計を行う。(①)。また、長時間労働抑制及び過重労働防止のためのパンフレット等を(②)。36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な知識や安全衛生管理の知識の習得が必要と考えられる事業場に対し、専門家によるセミナー及び個別訪問を行う。また、具体的て、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催する(③)。労働者等に対し、改正法等の周知のため、「労修ほっとライン」の設置(④)、労働条件ポータルサイトの運営(⑤)、大学や高校等での法令等の周知啓発の実施(⑥)、労働法教育者用資料の作成・配布(⑦)、問題事業場の把握につなげるインターネット監視(⑧)による労働条件に係る情報収集事業を行う。									
	13年度目標 ハトカム指標)	を70%以上とするとともに、過重労働セミナーに答を得る。 ④「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対し ⑤労働条件ポータルサイトにおける「確かめよう	おいて て電話 労働条 セミナ	実施したアンケー 相談への満足度 件」の有用度を₹ 一全体の有用度(	理に問題があった事業場が1年以内に改善を実施すると回答した割合トの内、80%以上から講義内容全体について「まあ良かった」以上の回を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 利用者に対してアンケートし、80%以上から役に立った旨の回答を得る。 こついてアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。						
	13年度目標 トプット指標)	④1月平均4,600件以上の相談を受け付ける。 ⑤労働条件ポータルサイトにおける「確かめよう ⑥大学等でのセミナー周知に関し、100,000部の	50,000 礎セミ 労働条 リーフI の活用	部作成・配付し、近 ナー499,530部、近 は件」へのアクセス レットの作成・配布 日方法に係る動画	過重労働の解消に努める。 過重セミナー319,700部のリーフレットの作成・配布を行う。 ・件数を1月平均53,000件以上とする。 「を行う。 を作成し、10,000箇所以上(高校・大学等)に周知を行う。						

①36協定点検指導員については、事業主に対して36協定の適正化を指導するものであり、利用者等のニーズ等に関する実態を把握するため のアウトプット指標設定にはなじまないことから、アウトプット指標を設定することは困難である。アウトカム目標については、過去5ヵ年の実績 の平均を参考にして設定。 ①36協定の入力・集計・分析は、すべての36協定のデータ入力・分析を専門業者に委託し、当該データを指導等に活用するため、36協定の全数の入力等を行うものであることから、政策効果を測定するアウトカム指標を設定することは困難である。 ②過去の実績や予算等を考慮のうえアウトプットを設定した。パンフレット・ポスター等の配付を行うものであるから、政策効果を測定するアウト カム指標を設定することは困難である。 ③セミナーの効果に関しては、参加者の遵法意識の改善をもってその効果を図ることが有効であると考えられるため、改善実施・取り組み実施 令和3年度日標の のアンケート回答の割合をアウトカム目標とした。また事業の運営においては、広報活動を最大限を行う事が重要であることから、リーフレット 目標設定の理由、 の作成配布数をアウトブット指標とした。 ④アウトカム指標とアウトプットについては、新型コロナウイルス感染症の拡大及びその長期化により、相談対応の困難化や、1件あたりの相談時間が長くなる可能性を考慮し、昨年度同様の指標を設定した。 ⑤及び⑥利用者のニーズに合った情報を的確に発信することが重要であることから、アウトカム指標は利用者にとっての有用性とした。 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) ◎及び◎↑↑↑↑16~ ↑、↑~1 フィー・オート・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・アウトブット指標。「は、ボータルサイトの利用度を測る目的からアクセス作数とした。 ⑥については、事業の運営において広報活動を最大限を行う事が重要であることから、リーフレットの作成配布数をアウトプット指標とした。 ⑦平成28年度以降、高校、大学等、若者向けの労働法教育に関する指導者用資料を作成してきたが、各資料が受講者にどれたけ寄与してい るかを図る指標としてアンケート結果をアウトカム指標として設定した。また、アウトブット指標については、新型コロナウイルス感染症により、セミナー事業の実施が一部困難となる可能性があるため、事業全体の周知として、高校、大学等、若者向けの労働法教育に関する指導者用の まり一事未の天心が、前日無になるうだはなめらた。 動画につき、周知した箇所数とした。 ⑧インターネット監視については、都道府県労働局等において対応すべき問題事業場を把握する等のものであり、利用者等のニーズに関する 実態を把握するアウトカム指標を設定することは困難である。 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 1 柔軟な働き方がしやすい環境整備 令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係 (2)長時間労働の是正 ④ 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等 令和4年度要求に 向けた事業の方向性 長時間労働の抑制・過重労働の解消を図るため、継続して要求する。

										(労働基	準局安全衛生部		
	事業名	メンタルヘルス	対策等事業								事業番号 (令和3年度) 事業番号 (令和2年度)	23 27	
-	事業の別	安全衛生確保等	等事業(根拠法令	3 労働者災害補	埔償保限	<b>食法第2</b> 9	条第1項	第3号)			V 15 18 = 1 12 7	産業保健支援	
9	実施主体	民間業者									_ 担当係	室メンタルへ ルス対策係	
事業/制命	目的及び必 要性 (何のため)	<必要性> 職業生活にお 者は2万人ど前 59.2%にとどま、 メンタルヘルス ヘルス対策の仮 本事業は、メン	〕半で推移してい っており、職場の く対策に取り組ん 足進を図るために	悩み、ストレスを るが、自殺者の メンタルヘルスジ っでいない理由と には、こうした事業 ータルサイト「ここ	·感じる うち約: 対策の・ こしては と者の・	労働者は 3割を労働 促進が急 、「専門ス ニーズ等?	約6割に か者が占 務となっ なッフか と踏まえ	に達し、* めている。 がいない た産業(	青神障害等による。一方、メンタル 」、「取り組み方か 果健スタッフへの) 施することで労働	ヘルス対策に 分からない」か 支援や情報提	取り組んでいる事 、多くなっており、 供等が必要であっ	事業場の割合は 職場のメンタル る。	
度概要	対象 (誰/何を 対象に)	事業者、管理監督者、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者等											
	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	メンタルヘルス	ス対策を推進する	るため、メンタル・	ヘルス・	・ポ─タル	サイト「	こころの	耳」による情報提	供等を実施す	<b>ა</b> .		
	実施体制	民間業者に委	託して実施										
294	手度予算額 (千円)	101,993	30年度予算額 (千円)	134,476	子	令和元年度 予算額 14 (千円)		1,802	令和2年度 予算額 (千円)	153,447	令和3年度 予算額 (千円)	253,438	
294	F度決算額 (千円)	88,820	30年度決算額 (千円)	73,896	令和元年度 決算額 (千円)		111,994		令和2年度 決算額 (千円)	153,830	令和3年度 雇用勘定予	算額 O(千円)	
	29年度 算執行率 (%)	87 <b>.</b> 6	30年度 予算執行率 (%)	55.2	令和元年度 予算執行率 (%)		7	7.7	令和2年度 予算執行率(%)	100	一般勘定予 ※予算執行率は行 考慮していない	算額 O(千円) f政経費を	
それ	元年度評価と 1を踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											
2 年度	アウトカム 指標		<b>-ポー</b> タルサイトを であった旨の回名	w	2 年度				レヘルス・ポータル の割合は97.3%		した結果、有効、	有用であった旨	
目標	アウトプット 指標		-ポータルサイト「 クセス件数602.9		実績	アウト 指 【C	標		レヘルス・ポ <b>ー</b> タル 792,204件であっ <i>†</i>		の耳」に対する、	延ベアクセス件	
の <sup>3</sup>	目標を達成(未 達成) 理由(原因) 今後の課題	成) 〈アウトプット指令〉									O対策を実施し		
踏 す	由(原因)を まえた改善 - べき事項 う後の課題	今後も職場のメ	シタルヘルス対	策を推進していく	くため、	事業者の	ニーズ:	等を踏ま	ミえたコンテンツの	)充実や周知広	報等が必要。		
	評価		Α				成果目	標を達	成しているところ	っであり、引き	続き施策を継続		
	ì和3年度 事業概要	令和2年度と同	様										

令和3年度目標 (アウトカム指標)	メンタル・ヘルスポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。
令和3年度目標 (アウトプット指標)	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延ベアクセス件数662.9万件以上とする。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	〈アウトカム指標〉 メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてコンテンツの質を確保する観点から、利用者にとって、有用なポータルサイトとすることを目標とした。 〈アウトプット指標〉 当該事業の趣旨は、サイトでの情報提供であるため、より幅広い対象に周知・広報したことを示す指標としてはアクセス件数が適当であるため、アウトプット指標はアクセス件数とした。なお、件数については、直近の実績等を踏まえ、過去5年度の実績の平均値以上、かつ、昨年度の目標値を上回る数とした。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 1柔軟な働き方がしやすい環境整備 (3)副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ③ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	第13次労働災害防止計画(2018~2022年度)において、ストレスチェックの結果を活用した職場環境改善を重点目標に位置付け、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組について強力に周知啓発・指導を行っていくこととしており、当該サイトにおけるコンテンツの充実や、誘導のための周知広報等に引き続き取り組んでいく。

		ı								(J) B/J 2	■車 <b>業 乗 旦</b>	P / J   B/J   FI   T   D/V /	
事業名 治療と職業生活の両立等の支援手法の開発									事業番号 (令和3年度) 事業番号 (令和2年度)	24			
1	事業の別	安全衛生確保等	等事業(根拠法令	労働者災害裕	甫償保障	食法第29第	条第1項	第3号)				治療と仕事の	
9	実施主体	民間業者									担当係	両立支援室	
事業	目的及び必要性(何のため)	の両立の支援を 化することは、対	行うものである。	両立支援の方 が衛生の確保に	法や産	業保健ス	タッフ・[	医療機関	治療に対する配別 目との連携についる 災害補償保険法領	て悩む企業が	多く、これらの企	業の支援を強	
/ 制 度	対象 (誰/何を 対象に)	事業者等											
要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	び就労継続のあ	り方に関する検	討を行い、就労	継続支	継続支援の手引		成する。	となる疾病を抱え シンポジウムの開		労継続に関する	事例の収集及	
	実施体制	(1)(2)ともに、	民間業者に委託	して実施。									
291	丰度予算額 (千円)	64,677	30年度予算額 (千円)	94,718	予	1元年度 ·算額 千円)	128	3,673	令和2年度 予算額 (千円)	131,321	令和3年度 予算額 (千円)	120,309	
294	∓度決算額 (千円)	43,037	30年度決算額 (千円)	90,258	決	令和元年度 決算額 (千円)		),327	令和2年度 決算額 (千円)	120,835	令和3年度 雇用勘定予	0(千円)	
	29年度 算執行率 (%)	72.1	30年度 予算執行率 (%)	100.5	令和元年度 予算執行率 (%)		9	7.2	令和2年度 予算執行率(%)	92.0	一 一般会計予 ※予算執行率は行 考慮していない	O(千円) 政経費を	
それ	元年度評価と 1を踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	成しているところで		であり、	引き続き	・施策を継続				
2 年	アウトカム 指標		加した結果、企業 行うために有益 6以上とする。		アウトカム (2)研修会として、オンラインシンボジウム(大企業向け、中小企業にけ)及び全国7エリア別の地域オンラインセミナーにおいて、参加者の 95%以上から有益だった旨の回答を得た。								
度目標	アウトプット 指標	業と医療機関σ	の両立支援対策 )連携を円滑にす 類以上作成する。	るマニュアル	と ま アウトプット 指標 ( O ) (1)「心疾患」と「糖尿病」の2種類に関して、ガイドラインに沿った企業・医療機関連携マニュアルを作成した。							ノに沿った企	
<b>の</b> 3	目標を達成(未 達成) 理由(原因) う後の課題	事業計画のとおりに実行できたため、目標を達成することができた。											
踏 す	由(原因)を まえた改善 「べき事項 う後の課題	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続する。今後も、労働者の治療と仕事の両立を支援するために、更に実用的なマニニアルの作成に取りかかる方針である。 これまで企業を対象とした取組が多かったため、医療機関にも積極的に周知や働きかけを行う必要がある。										ミ用的なマニュ	
	評価		Α			I	成果目	標を達	成しているところ	であり、引き	続き施策を継続		
	ì和3年度 事業概要		様に、マニュアル ポスタ <b>一</b> 配布等の				関にも積	極的に	実施する。				
	13年度目標 ルカム指標)	(2)研修会に参	加した結果、労働	動者の治療と仕	事の両	立支援を	行うため	かに有益	だった旨の回答の	)割合を80%」	以上とする。		
	13年度目標 トプット指標)		の両立支援対策 I 種類以上作成す		とさらに	促進•普及	とさせる	ために、	疾患横断別(治療	ミパタ―ン別)	または事業場の理	環境整備のマ	
一部の企業においては、治療と仕事の両立支援に関する取組が進められているが、労働者や企業、産業医・産業保健及 育標設定の理由、 その水準の考え方、 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) 合はその理由) 会はその理由) 会はその理由) 合はその理由) 一部の企業においては、治療と仕事の両立支援で、このではない状況にあり、平成24年8月に取りまとめられた「治療と職業生活の両立等の支 報告書においても、治療と仕事の両立を支援するために、企業がどう取り組むべきかを示したガイドラインやマニュアル等を を図ること等が望ましいと提案されている。 そこで、令和3年度においても引き続き、治療と仕事の両立支援対策に関するガイドラインに基づいて、取組が更に促進・ ・ 患横断別(治療パターン別)または事業場の環境整備のマニュアルを1種類以上作成する目標を設定した。また、効果的な ンポジウム等を開催し、シンポジウムに参加した結果、有益であった旨の回答の割合を80%以上とする目標を設定した。						両立等の支援に ニュアル等を作成 が更に促進・普及 こ、効果的な周知	関する検討会」 なし、周知・徹底 させるための疾						
要求	年度予算概算 の主要事項 との関係		コナ時代の労働環 事の両立支援	環境の整備、生	産性向.	上の推進							
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性							_						

									(雇用環境・)	均等局雇用機会	\$均等課、有期·	短時間労働課)
	事業名	職場におけるハ	ラスメントへの糸	合的な対応等	労働者	健康管理	啓発等:	经費			事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	25 29
4	事業の別	安全衛生確保等	等事業(根拠法令	労働者災害補	捕償保険	食法第29约	条第1項	第3号)				啓発指導係・
9	<b>実施主体</b>	厚生労働省本省	省、都道府県労働	1局、民間団体							担当係	指導係、有期・ 短時間労働係
	目的及び必 要性 (何のため)	ラスメント被害を 職場にある。企 傾向にある。企 被害等事ました労 促進一トダウする。 パートダイム。 パート教ととしべ する取組としべ	で受けた労働者のハラスメントは、対策がこれらハラスをがこれらハラスがしても、対しても、対しても、対しである。 が働者・有期雇用 対し をおいまる できる かんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	り精神障害の悪 労働者の心時止り 高切な援助を行 労働者の雇用管 引が働者のとは言え	化や康に解決とか き 年 々 は	発を防止 影響を及うけた取れ ができるよ 善の一環の中	し、労働 ばずま 組を実なる として、 ・パート	者の衛をした。このこれをした。このこれをした。このこれをした。このこれをは、	向けた社会的気; 生の確保を図る。 あり、それらを起起 とにより、心身の付 とは、労働者のう こよるパートタイム 労働者や有期雇用 取組を促進するこ	図とした精神障 建康被害を受け 安全及び衛生の 、労働者・有期雇 引労働者の健康	書による労災申記 る労働者が減少の確保に資するたる 開労働者の健	情件数は増加 するとともに、 とめ、社会復帰 東管理等の取
	対象 (誰/何を 対象に)		ント被害にあって 用労働者を雇用		・ラスメン	ント防止対	対策に取	り組む	事業主、パートタイ	イム労働者・有其	期雇用労働者及	びパートタイム
事業/制度概要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	スキーム 第業主団体等が中小企業の外部相談窓口の受託・運営を行い、相談事例等の収集・分析等により、中小企業における相談体制 定スキー 提売を取りました。										
	実施体制	委託事業については、一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、下記の落札者が実施する。 ①国民及び労使に向けた周知・広報:株式会社クオラス ②企業への個別支援:東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 ③ハラスメント被害者等からの相談対応事業:株式会社東京リーガルマインド ④中小企業におけるハラスメント相談体制実証事業:株式会社東京リーガルマインド ⑤カスタマーハラスメント対策企業マニュアル作成事業:東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 大・中規模の都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に雇用均等指導員を配置しており、相談対応等業務を実施、さらに厚生労働省本いて啓発用資料を作成し、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にて周知・啓発等を実施。										が働省本省にお
	F度予算額 (千円)	172,618	30年度予算額 (千円)	176,336	予	元年度 ·算額 千円)	408	,156	令和2年度 予算額 (千円)	428,518	令和3年度 予算額 (千円)	309,551
	F度決算額 (千円)	68,804	30年度決算額 (千円)	104,858	決	元年度 :算額 千円)	198	,326	令和2年度 決算額 (千円)	225,129	令和3年度 雇用勘定予 638, 一般勘定予	410 (千円)
	29年度 算執行率 (%)	57.9	30年度 予算執行率 (%)	88.0	予算	元年度  執行率 (%)	60	).3	令和2年度 予算執行率(%)	67.1	※予算執行率は行 考慮していない	O (千円) 政経費を
それ	元年度評価と いを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	成してい	るところで	であり、	引き続き	施策を継続			
2年度目標	アウトカム 指標	以上から、ハラス 寄与する内容である ②雇用均等指導 ト担当)による男3 施策総合推進法 づく報告徴収等に	レティング等を実施 メントの予防・解決 たった旨の回答を列 員(均等担当及び、 展用機会均等法 第33条、第36条に によいて、助言・指述 じた事業所の割合	に向けた取組に 質く。 パワーハラスメン 第29条及び労働 基 導された事業所	2年度実	アウト 指標 【C	摽	①99% ②98.9°				
標	アウトプット 指標	。 ・ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1 月あたりの平均アクセス件数を <u>160,000件</u> 以上 とする。			積	アウト 指 【×	摽	・ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクース数は、143,913件であった。				

2年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	コロナの影響により、新規コンテンツの作成が退	コロナの影響により、新規コンテンツの作成が遅れ、掲載が3月下旬になり、周知が不十分であったため。									
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	ホームページ内容を充実させるため、コロナ状況	ームページ内容を充実させるため、コロナ状況もふまえつつ、計画的にコンテンツを作成していく。									
評価	В	予算額又は手法等を見直し									
令和3年度 事業概要	職場のハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援を行う。また、ハラスメントの被害を受けた労働者の精神障 での悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。 事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管 世等に取り組むために、啓発指導を行う。										
令和3年度目標 (アウトカム指標)	①個別のコンサルティング等を実施した企業の ②実績を踏まえ、記載予定	)個別のコンサルティング等を実施した企業の90%以上から、ハラスメントの予防・解決に向けた取組に寄与する内容であった旨の回答を頂く。 )実績を踏まえ、記載予定									
令和3年度目標 (アウトプット指標)	・ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月	またりの平均アクセス件数を <u>160.000件</u> 以上とする。									
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)		ラスメント防止措置が義務化されること、加えてカスタマーハラスメント等望ましい取組として規定 き実施する必要があることから、ハラスメント対策の推進に寄与する取組となるよう指標を設定									
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ 主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産 4 総合的なハラスメント対策の推進 (1) 職場におけるハラスメント撲滅対策の集中 (2) 中小企業へのハラスメント対策取組支援	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	たな行政課題に対応するところを中心に内容を	等の状況を踏まえつつ、現下の情勢に鑑み効果的に事業が実施できるよう見直すとともに、新見直すこととする。 D健康管理等の取組促進については今後も引き続き適正に実施する。									

										(5	労働基準局安全領	
	事業名	建設業等におけ	ける労働災害防止	上対策費							事業番号 (令和3年度) 事業番号 (令和2年度)	26 30
į	事業の別	安全衛生確保等	<b>等事業(根拠法令</b>	3 労働者災害補	横保陽	<b>食法第2</b> 9	条第1項	第3号)				建設安全対策
9	実施主体	建設業労働災害	<b>喜防止協会、民</b> 間	引団体等							担当係	室
	目的及び必要性(何のため)	ら、被災地にな (2)建設業にお 業における (3)人手不 (3)人手不 (3)人手不 (4)一 (4)一 本 事業は、建	全衛生に関する 旧・復興工事の持 ける死亡災害の ・転落災害防止 り中、東京オリンは 動災害のリスクの 業務の特性やイ 設現場等におけ	諸問題に対するる権進に対するるの対策の推進を占める対策の推進を区ピック・パラリントの対策を踏まに業実態を踏また。	拠点を整点を整める。 いっぱん ないこう いっこう いっこう とうしん とうしん とうしん とうしん とうしん とうしん いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう	開設し、転落災害 ・技大会の ・大安全衛生に ・ための事	工事現場の防止の開催に 所生は 所生教育 関するテ であり	易巡回指 のため、 向けた頭 や技術技 キストを り、労働!	語導等の支援を行 手すり先行工法 建設需要の高まり 計導等を行うことと 上作成し、また、こ 災害の減少に寄	うことで、労働 等の「より安全 に伴い、経験! こより労働をで のテキストをで 与することは、	小事業者が参入し 災害防止対策の な措置」の普及を が浅い工事従事3 皆防止対策の徹底 使用した研修会を5 事業者による労働、社会復帰促進等	徹底を図り、 促進し、建設 者、外国人建設 きを図る。 実施する。 動者の安全衛
事業/制度概要	対象 (誰/何を 対象に)	(2)中小規模ビ	エ事に従事する。 ル建築工事、低 等が雇用する未	層住宅建築工事	を施口	Cする工事						
<b>X</b>	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	【(2)足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改										
	実施体制	(1)建設業労働災害防止協会に委託して実施 (2)全国仮設安全事業協同組合に委託して実施 (3)建設業労働災害防止協会に委託して実施 (4)建設業労働災害防止協会に委託して実施										
294	≢度予算額 (千円)	496,707	30年度予算額 (千円)	421,801	子	1元年度 分算額 千円)	530,4		令和2年度 予算額 (千円)	466,788	令和3年度 予算額 (千円)	395,837
294	手度決算額 (千円)	372,475	30年度決算額 (千円)	353,488	決	元年度 発額 千円)	437	7,722	令和2年度 決算額 (千円)	305,639	令和3年度 雇用勘定予	
	29年度 算執行率 (%)	77.1	30年度 予算執行率 (%)	86.9	予算	1元年度 I執行率 (%)	c 年度 以行率 92		令和2年度 予算執行率(%)	一般勘定予算 67.5 ※予算執行率は行政 考慮していない。		O(千円) 示政経費を
それ	元年度評価と いを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	戊してい	\るところ <sup>-</sup>	であり、	引き続き	が施策を継続		•	
2年度目	アウトカム 指標	衛生教育支援を 85%以上手り方ち、派 (2) 手すり方ち、派 「今後の自らの答っ る。 (3) 新規に る。 (3) が役に を 者とする。 (4) 一人親方に (4) 一人親方に	新規参入者等に が役に立ったとの 、工法に係る指導 を工現場で手すり する者の割合を8 等に対してのま によの回 でするするの割 でするをの割 でするをの割 であるの割 であるの割 であるの割 であるの割 であるの割 であるの割 であるの割 であるの割 のもことの回 のもことののもの。 でもことののものものものものものものものものものものものものものものものものものも	回答の割合を ・支援を受けた、 、有用であり、 以先行工法を採 10%以上とす 全衛生教育支 を85%以上と 教育研修会が	2年度実	アウト 指 【(1)〇 (3)〇(	標 (2)採 (2)〇 (3)役		(1)役に立ったとの(満足した旨の)回答 94.3% (2)採用する旨(条件付き採用を含む)の回答 97.7% (3)役に立ったとの回答 98.1% (4)役に立ったとの回答 97.1%			
標	アウトブット 指標	(1)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。 (1,056現場以上) (2)建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(400 現場以上) (3)首都圏の工事現場に対する助言指導を実施する。(537現場以上) (4)一人親方に対する安全衛生教育研修会を実施する。(630人以上)			績	実		(2)指 (3)助	(1)安全衛生巡回指導実施1,579現場 (2)指導·支援実施425現場 (3)助言指導実施629現場 (4)研修会参加人数736人			

2年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ■今後の課題	前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。									
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題	引き続き適正に事業を実施する。									
評価	A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
令和3年度 事業概要	2)~(4)まで令和2年度と同様。(1)は引き続き同様の事業内容を継続するとともに、これまでの活動を通して蓄積された復旧・復興工事における安全衛生確保対策のノウハウを取りまとめ、今後発生する大規模自然災害からの復旧・復興工事の安全確保に資する報告書を作成する。 3。									
令和3年度目標 (アウトカム指標)	(1)建設業への新規参入者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。 2)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、支援指導が有効、有用であり、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用 する」と回答する者の割合を80%以上とする。 3)新規入職者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を85%以上とする。 4)一人親方に対する安全衛生教育研修会が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。									
令和3年度目標 (アウトプット指標)	(2)建設業での手すり先行工法の普及・定着の (3)首都圏の工事現場に対する助言指導を実施	(1)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(960現場以上) (2)建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(400現場以上) (3)首都圏の工事現場に対する助言指導を実施する。(336現場以上) (4)一人親方に対する安全衛生教育研修会を実施する。(630人以上)								
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	から下方修正した。 (2)建設業での手すり先行工法等の「より安全が (3)大会関連施設のうち、大規模なもの等、すて (大会終了後は、解体工事等が見込まれるため	「等への安全衛生教育が引き続き重要なものであるが、予算額が減少したために、令和2年度 は措置」の実施を引き続き徹底していく観点から令和2年度と同様の目標とした。 でに完了しているものもあることから、令和2年度から下方修正した。 、1年間と通じて助言指導を実施する。) はき続き重要なものであることから、令和2年度と同様の目標とした。								
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進 Ⅳ主要事項(復旧・復興関連) 第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援 (雇用の確保など) (4)復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策									
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令を	和4年度も継続して要求する。								

								] 劉埜华/ 回女王	衛生部安全課、	労働衛生課)				
	事業名	第三次産業等的	<b>労働災害防止対</b> 贫	策支援事業					事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	27 31				
Į.	事業の別	安全衛生確保等	等事業(根拠法令	) 労働者災害補	i償保険法第29约	条第1項第3号)			(月祖左子及)					
3	実施主体	(1)株式会社平 (2)ランゲート (3)みずほリサ (4)労働調査会	株式会社 <del></del> チ&テクノロジ	一ズ、国際航業	Ē				担当係	サービス産業・ マネジメント班 物理班				
事业	目的及び必 要性 (何のため)	腰痛防止対策を(2)第三次定等 進んでいまのでいまの 通じて、年の外国 通じて、年の外国 (4)休令和2年 本事業は、第	のうち約6割を占 主実施制の 等の労働を 第三次産業のと 第三次産業の経営 (本の自動を主 を は (本の)の で は (本の)の で は (本の)の は (本の)の は (本の)の は (本の)の は (本の)の は (本の)の は (本の)の は (本の)の は (本の)の は (本の)の は (本の)の は (本の)の (まる)の (まる)。 (まる)の (まる)の (まる)。 (まる)の (まる)。 (ま)。 (ま)。 (ま)。 (ま)。 (ま)。 (ま)。 (ま)。 (ま	倉加傾向にあり、 倉トップに対す動り、 衛生管理活動の 間に伴い、外国人 見聴覚教材を作 60歳以上の労働 (年齢労働者の9 その労働災害防山	第13次労働災害 意識啓発、事業 意活性化を害る必 の労働災害・地 成する必要があ が者が占める割台 安全と健康確保の 上を図るための事	においます。	いても労働災害階 すの配置促進を図 ことから、労働災 あり、高年齢労働 ライン」の内容等 い者の安全及び得	方止の重点業程 るとともに、業 害防止のため、 動者が安心して こついて、周知	をなっていること 界団体に対する 外国人労働者が 安全に働ける職 広報を行う必要が	から、取組が 技術的支援を 「容易に理解出 場環境作りを目 がある。				
業/制度概	対象 (誰/何を 対象に)	事業主、事業場の安全衛生担当者等												
要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	(2)第三次産業 ノウハウが乏し 習会を開催する (3)未熟練労働 (4)高年齢労働	において、安全 いという実状があ 。 計者向けの安全律	啓発を行うとともに、社会福祉施設等を対象とした腰痛対策のための動画の作成・公表等を行う。 全推進者の配置が進まず、労働災害が減少していない現状があり、その原因として、経営層の理解・安全衛生の あることから、経営トップの意識を変えるため、経営トップを対象としたセミナー、安全推進者を養成するための講 衛生教育マニュアル、視聴覚教材等の作成と外国語翻訳を行う。 安全に働ける職場環境作りを目指して令和2年度に策定した「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラ 広報を行う。										
	実施 体制	(1)株式会社平 (2)ランゲート (3)みずほ情報 (4)労働調査会	株式会社 最総研株式会社、	国際航業										
	丰度予算額 (千円)	90,898	30年度予算額 (千円)	139,900	令和元年度 予算額 (千円)	635,995	令和2年度 予算額 (千円)	1,795,999	令和3年度 予算額 (千円)	1,527,033				
	∓度決算額 (千円)	81,446	30年度決算額 (千円)	100,130	令和元年度 決算額 (千円)	494,848	令和2年度 決算額 (千円)	1,684,604	令和3年度 雇用勘定予	算額 O(千円)				
	29年度 算執行率 (%)	95.4	30年度 予算執行率 (%)	7 <b>4.</b> 5	令和元年度 予算執行率 (%)	一般勘定予 ※予算執行率I 考慮していた	算額 O(千円) は行政経費を							
それ	元年度評価と いを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	<b>対しているところ</b> で	であり、引き続き	施策を継続							

2年度目	アウトカム 指標	(1)腰痛予防対策講習会を受けた者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。(2)経営トップを対象としたセミナーの参加者について、セミナーが有益であった旨の評価を80%以上得る。(3)VR技術を活用した教材の体験会の参加者について、教材が効果的である旨の評価を80%以上得る。(4)ガイドライン周知のためのセミナーの参加者について、セミナーが有益であった旨の評価を80%以上得る。	2年度	アウトカム 指標 【(1)〇(2)〇 (3)〇(4)〇 】	(1)講習後のアンケートにて有益であった旨の回答を85%以上得た(社会福祉施設及び医療保健業向け96%、陸上貨物運送事業向け99%)。(2)経営トップを対象としたセミナーの参加者について、セミナーが有益であった旨の評価を90%得た。(3)VR技術を活用した教材の体験会の参加者について、教材が効果的である旨の評価を88%得た。(4)ガイドライン周知のためのセミナーの参加者について、セミナーが有益であった旨の評価を97%得た。							
<b>日標</b>	アウトプット 指標	(1)腰痛予防対策講習会を550人以上に提供する。 (2)経営トップを対象としたセミナーを7回以上開催する。 (3)外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材について、VR技術を活用した安全衛生教育教材を事故の型別で6種類以上作成する。 (4)ガイドライン周知のためのセミナーを14回以上開催する。	実績	アウトプット 指標 【(1)〇(2)〇 (3)〇(4)〇】	(1)腰痛予防対策講習会を684人に提供した。 (2)経営トップを対象としたセミナーを7回開催した。 (3)外国人労働者向けの安全衛生教育用設質教材について、VR技術を活用した安全衛生教育教材を事故の型別で6種類作成した。 (4)ガイドライン周知のためのセミナーを14回開催した。							
σŧ	目標を達成(未 達成) 里由(原因) な後の課題	前年度の実績を踏まえ、事業を効率的、効果的に実施できたものと考えられる。										
踏ます	由(原因)を まえた改善 でき事項 ↑後の課題	引き続き適正に事業を実施する。										
	評価	A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										
	和3年度 事業概要	(1)、(3)及び(4)は令和2年度と同様だが、(1)の講習会はオンライン動画に、(4)のセミナーは一律オンラインセミナーに切り替える。(2) は、第三次産業の労働災害が増加傾向にある中、これまで実施してきた「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」をリニューアルし、経営トップを対象とした第三次産業対策全般のセミナーに代わり、第三次産業で転倒災害、腰痛やねんざなどの災害が多いことから、身体機能の維持向上の観点から、特に身体機能の低下から転倒しやすい高齢者を対象とした運動プログラムによる運動習慣定着支援を図るため、新たにシニア向け運動プログラムを策定し、希望する事業場に運動定着支援のためのトレーナーを派遣する。										
	3年度目標 トカム指標)	(1)腰痛予防対策のための動画の閲覧者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。(2)新たに策定するシニア向け運動プログラムによる運動定着支援に向けて、プログラムをサポートするトレーナー派遣を受けた参加者につして、今後のプログラム定着支援に有益であった旨の評価を80%以上得る。(3)VR技術を活用した教材の体験会の参加者について、教材が効果的である旨の評価を80%以上得る。(4)経営トップ等を対象とした高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン周知のためのオンラインセミナーの参加者について、オンラインセミナーが有益であった旨の評価を80%以上得る。										
	3年度目標 トプット指標)	(1)腰痛予防対策のための動画について、1動画あたりの平均閲覧数を550件以上とする。 (2)新たに策定するシニア向け運動プログラムによる運動定着支援をサポートするトレーナーを30事業場に派遣する。 (3)外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材について、VR技術を活用した安全衛生教育教材を作成し、体験会を7回開催する。 (4)経営トップ等を対象とした高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン周知のためのオンラインセミナーを10回以上開催する。										
目標! その? (アワ 設定	3年度目標の 役定の理由、 大準の考え方 ウトカム指標 が困難な場 はその理由)	(1)腰痛予防対策講習会等については、受講者にとって労働災害防止につながる有用なものとする観点から上記のとおり目標を設定した。また、腰痛予防対策の推進に当たっては多くの関係者に対策を周知させることが重要であるため、上記のとおりアウトブット指標を設定した。 (2)新たに策定するシニア向け運動プログラムによる運動定着支援については、その内容及び派遣回数が事業場での取組に繋がるため、上記の目標を設定した。 (3)外国人労働者向けの安全衛生教育用視聴覚教材については、理解しやすい教材の作成が安全衛生教育の効果に繋がるため、上記の目標を設定した。 (4)経営トップ等を対象とした高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインについては、そのオンラインセミナーにより全体の受講者数の増加が期待され、内容及び受講回数が事業場での取組に繋がるため、上記の目標を設定した。										
要求	年度予算概算 の主要事項 ピの関係	Ⅲ主要事項 第4人材投資の強化や就職氷河期世代、高齢者、女性等の多様な人材の活躍促進 10 外国人に対する支援 (2) 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 2 ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり (3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進 ② 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援										
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性 引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、令和4年度も継続して要求する。												

									(労	働基準局安全	全衛生部安全課、	労働衛生課)		
	事業名       林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業       事業番号(令和3年度)         事業番号(令和2年度)       32													
哥	事業の別	安全衛生確保等	<b>等事業(根拠法令</b>	· 労働者災害補	埔償保険	去第29条	第1項	第3号)				建設安全対策		
	実施主体	都道府県労働局	号、民間団体 ・								担当係 	室 物理班		
事業	要性	平成30年度の第 業体(森林組合 の防止を図る事	労働安全衛生規則 など)等の伐木(	則改正を踏まえ. f業に従事する 者の安全及び衛	、伐木等 事業場の	作業にか 安全担当	ヽかるst 当者をi	全対策 通じて普	双扱作業指導員に を徹底するため、 及させる必要があ め、労働者災害報	安全作業マニ	ニュアルを作成した は、伐木作業におり	こ上で、林業事 ナる労働災害		
*/制度	対象 (誰/何を 対象に)	林業及び伐木等	<b>等作業事業者</b>											
要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)		における安全作 -の正しい取扱い			開発し、	同マニ	ュアルバ	こ基づく、安全対策	き講習会を実	施する。			
	実施体制		ンサルタント会に 本省、都道府県			<b></b> 実施								
	F度予算額 (千円)	5,991	30年度予算額 (千円)	5,751	令和元 予算 (千)	額	26,	249	令和2年度 予算額 (千円)	25,214	令和3年度 予算額 (千円)	23,809		
	F度決算額 (千円)	-	30年度決算額 (千円)	-	令和元 決算 (千)	額	19,	800	令和2年度 決算額 (千円)	15,413	令和3年度 雇用勘定予 一般勘定予	0(千円)		
	29年度 算執行率 (%)	-	30年度 予算執行率 (%)	I	令和元年度 予算執行率 (%)		100.0		令和2年度 予算執行率(%)	79.3	※予算執行率は行 考慮していない	0(千円) 政経費を		
それ	元年度評価と ルを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											
2年度目	アウトカム 指標		安全対策講習会( 立った旨の回答		アウトカム 2 指標 年 【〇】 度									
標	アウトプット 指標	安全対策講習会	会の受講者数を2	10人以上とす	実									
ø.ξ	目標を達成(未 達成) 理由(原因) う後の課題	前年度の実績を	·踏まえ、事業を	効率的、効果的	に実施で	きたもの	ら考え	られる。						
踏 す	由(原因)を まえた改善 でき事項 今後の課題	引き続き適正に	事業を実施する	o										
	評価		Α			F.	<b></b>	標を達	成しているところ	であり、引き	続き施策を継続			
	和3年度 事業概要	令和2年度と同	様。											
	13年度目標 ルカム指標)	伐木等作業の多	安全対策講習会(	の内容が受講者	作とって	役に立っ	た旨の	回答割	合を80%以上とす	-る。				
	13年度目標 トプット指標)	安全対策講習会	会の受講者数を3	 50人以上とする	) <sub>0</sub>									
目標にそのでは、では、一般には、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	3年度目標の 設定の理由、 水準の考え方 ウトカム指標 が困難な場 よその理由)		を施する伐木等作 目標設定とした。		全作業に	ついての	講習会	:が、事	業目的の達成に寄	手与する内容の	となったかを測る	見点から、令和		
要求	年度予算概算 の主要事項 との関係	2 安全で健康 (3)労働者が	ロナ時代の労働! 東に働くことがで が安全で健康に個 労働災害防止計	きる職場づくり 動くことができる	環境の整	:備		_ <b></b>						
① 第13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進														

										().	↑働基準局安全律  車 業 来 早	工即女主味/	
	事業名	機械等の災害隊	方止対策費								事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	29 33	
Ī	事業の別	安全衛生確保等	等事業(根拠法令	) 労働者災害補	横保隆	食法第29	条第1項	第3号)					
9	実施主体	厚生労働本省、 (一社)日本ボイ		<b>引、労働基準監</b> 性	肾署、建	設業労働	動災害防	近協会.	、(公社)産業安全	全技術協会、	担当係	機械班	
事業/	目的及び必要性(何のため)	て、機械等設置 ③輸入機械等を する。 ④最新の構造 めに要する費用 ⑤新たたな技術 けた検討を行う 本事業は、機	届の受理及び実生中心として市場 見格に不適合とな 別の一部を補助す で等を活用した保 。 械等による労働:	<ul><li>・施調査を行うとに流通している</li><li>・る既存の機械につる。</li><li>安力の維持・向災害防止を図る</li></ul>	ともに、 型式検 こつい 上を図 ための	. 機械等の 定 、その るため、 <sup>7</sup> る ま業で	D 検査 核械等(R 更新を促 ドイラー 等 り、事業	定等を行 方爆構造 し労働災 等に義務 者による	アセスメント)の促行う登録機関の監電気機械器具)に 言う機械器具)に 言っているではないるが まで付けられているで が、対しているがです。 まで行う必要がで	監査指導を行う に買取試験を実 ことを目的とし 性能検査へのの 衛生確保義務の	。 R施し、機械等の で、最新構造規 CBM及び自主検	安全性を担保 各に適合するた 注査の導入に向	
/制度概要	対象 (誰/何を 対象に)	事業者	事業者										
×	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	②登録検査業者 ③型式検定対象 ④既存不適合	等に係る審査及で 者等に対する指導 象機器等の買取! 機械等更新支援 人等を踏まえたホ	<sup>算</sup> 試験事業 補助金事業	検査の	)在り方検	討事業						
	実施体制	①② 厚生労働省本省、都道府県労働局、労働基準監督署 ③(公社)産業安全技術協会に委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。 ④建設業労働災害防止協会 ⑤(一社)日本ポイラ協会に委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。											
294	年度予算額 (千円)	101,164	30年度予算額 (千円)	101,159	予	1元年度 ·算額 千円)	505	,930	令和2年度 予算額 (千円)	818,752	令和3年度 予算額 (千円)	1,017,309	
294	年度決算額 (千円)	67,316	30年度決算額 (千円)	72,798	令和元年度 決算額 (千円)		478	,299	令和2年度 決算額 (千円)	738,222	令和3年度 雇用勘定予	算額 O(千円)	
	29年度 ·算執行率 (%)	82.6	30年度 予算執行率 (%)	89 <b>.</b> 3	予算	1元年度 執行率 (%)	9	3.4	令和2年度 予算執行率(%)	92.4	一般勘定予: ※予算執行率は行 考慮していない。	算額 O(千円) 政経費を	
それ	元年度評価と れを踏まえた  3年度事業の 見直し	令和元年度評価	В	予算額又は手済	去等を見	見直し							
2年度目標	アウトカム 指標	より安全性の高荷防止装置にたいいーネは付加安全措置のの割合を60% ②買取試験をすのうち規格を満製造者等に対し	買換えを補助したいもの(移動式/ いれの(移動式/ いては付加に用 置が3以上)に 6以上とする。 実施した防爆構造 たさない型、等で 大さない 変換した全ての多	フレーンの過負 注措置が1以 器具について い替えられたも 電電気機械器具 あれば、行政が 行うことによ	2 年度実績	アウト 指 【①〇	標	①補助金により買換えを補助した機械のうち、移動式クレーンの適荷防止装置については100%、フルハーネス型墜落制止用器具にては63.8%が、より安全性の高いものに買い換えられた。 ②買取試験を実施した防爆構造機械器具において、全て規格を流ていた。					
	アウトプット 指標	②防爆構造電気 めの選定基準に	率を80%以上とす 気機械器具の安: に該当する型式の 買取試験を実施で	全性担保のた Dうち80%以上		アウトプット 指標 【①〇②〇】		①補助金執行率は98.1%であった。 ②防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に る20型式のうち全ての型式(20型式、100%)を対象として、買取 実施した。					

2年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	・補助金事業については、令和元年度事業の結果を踏まえ改善を行い、早期に補助金執行団体を決定し、前年度に比べ、周知期間が長く確保できたこと、対象経費の下限を撤廃し少額の補助を可能としたこと、ハーネス型墜落制止用器具の市場の流通も円滑になったことで、在庫不足による影響が緩和されたこと、第三者による証明や購入物品の写真の省略により、事務手続きを簡素化し、申請者の負担の軽減を図ったこと等により目標を達成した。 ・その他の事業については、前年度までの実績を踏まえ、適切な進捗管理を行い、事業を効率的、効果的に実施し目標を達成した。									
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 • 今後の課題	引き続き適正に事業を実施する。									
評価	A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
令和3年度 事業概要	前入機械等を中心として市場に流通している型式検定対象機械等(防爆構造電気機械器具)に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。改正後の構造規格に不適合となる既存の機械等に対し、最新の構造規格に適合する機械への買替えに要する費用の一部を補助するとととに、成長戦略をふまえたボイラー等の開放による性能検査の間隔を12年を超えることができるようにする上でのCBMや自主検査の導入について、必要となる新技術その他の要件を検討し、新技術を活用した遠隔等による検査の手法について検討を行う。									
令和3年度目標 (アウトカム指標)	ルハーネス型墜落制止用器具については付加 ②買取試験を実施した防爆構造電気機械器具(	①補助金により買換えを補助した機械のうち、より安全性の高いもの(移動式クレーンの過負荷防止装置については付加安全措置が1以上、フルハーネス型墜落制止用器具については付加安全措置が3以上)に買い替えられたものの割合を60%以上とする。 ②買取試験を実施した防爆構造電気機械器具のうち規格を満たさない型式があれば、行政が製造者等に対して改善指導等を行うことにより、 買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせる。								
令和3年度目標 (アウトプット指標)	①補助金執行率を80%以上とする。 ②防爆構造電気機械器具の安全性担保のため	の選定基準に該当する型式のうち80%以上を対象として、買取試験を実施する。								
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	れることにより安全性が担保されるため、上記ア (アウトカム指標①で示した付加安全装置は、模 また、構造規格に適合しない製品が流通するの 造規格に適合しないものがあれば、製造者への であるため、上記アウトカム目標②を設定した。	補助金を効率的に配布し機械等の買替えを促進するため、上記アウトブット目標①を設定した。また、より安全性の高い機械等に買い替えられることにより安全性が担保されるため、上記アウトカム指標①を設定した。アウトカム指標①で示した付加安全装置は、構造規格に定めた安全性より高いものである。)また、構造規格に適合しない製品が流通することを未然に防止するため、既に流通している機械等の安全性の確保に係る実態を把握し、構造規格に適合しないものがあれば、製造者への行政指導を行うこと等により、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせることが必要								
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係										
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	令和4年度においては、機械等による災害防止のため、継続して要求を行う。									

										(労働基準	<b>上</b> 局労働条件政策	受課、監督課)	
	事業名	自動車運転者の	の労働時間等のご	 枚善のための環	境整備	<b></b> i等					事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	30 35	
Ę	事業の別	安全衛生確保等	等事業(根拠法令	労働者災害補	横保隆	<b>食法第2</b> 9纟	条第1項	第3号)			担当係	法規第二係	
9	実施主体	民間団体						世ョ除	<b>広</b> 况				
事業	目的及び必 要性 (何のため)	支給決定件数点である。本事業の慣行の改善を	が最も多い職種と において、トラック	なっているが、 運転者の長時 運転者の長時間	これら0 間労働	)背景とし の現状及	て、荷主 びその1	E都合に 解決手に	集関係法令違反だ よる手待ち時間の ま等について荷主 重労働の解消や	の発生など取引 等への周知広	上の慣行があり    報等を実施する	し、対策が必要 ことで取引上	
/制度	対象 (誰/何を 対象に)	自動車運転者を	を使用する事業場	およびその荷言	主となる	事業場							
概要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	1トラック運送	業に関する荷主	向け周知用動画	労働条件の確保を推進する。 画の作成および令和元年度に開設したポータルサイトの運用・拡充 査を実施するため、実態調査検討会の開催及び調査の実施								
	実施 体制	民間団体に委託	そして実施(株式:	会社富士通総研	Ŧ、有限	責任監査	法人ト <del>-</del>	ーマツ、ネ	株式会社日立物流	<b></b>			
	手度予算額 (千円)	55,960	30年度予算額 (千円)	96,701	予	元年度 ·算額 千円)	71,	172	令和2年度 予算額 (千円)	153,997	令和3年度 予算額 (千円)	160,739	
294	手度決算額 (千円)	47,520	30年度決算額 (千円)	99,641	決	元年度 :算額 千円)	61,	830	令和2年度 決算額 (千円)	118,483	令和3年度 雇用勘定予	0(千円)	
	29年度 算執行率 (%)	96.4	30年度 予算執行率 (%)	109.9	令和元年度 予算執行率 (%)		96	6.0	令和2年度 予算執行率(%)	77.4	一般勘定予 ※予算執行率は行 考慮していない	O(千円) 政経費を	
それ	元年度評価と 1を踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	<b>載してい</b>	るところ	であり、『	引き続き	施策を継続				
2	アウトカム 指標	者の労働時間で 周知用動画及で ツを作成する。 ②自動車運転	れの荷主に向け 牧善のための取約 がポータルサイト( 者の労働時間等の 調査検討会での なする。	2	アウト 指: 【C	標	めの取 加コン ②自動	着それぞれの荷主 組例について、花 テンツを作成した。 車運転者の労働 意見を反映した訂	f主向け周知用 。 時間等の実態	動画及びポータ を把握するため、	ルサイトの追		
2 年度 目標 アウトプット 指標		ポータルサイト 発・着それぞれ ラック運転者の な手法について に係る各省庁の 改善のためのノ ンツを用い、ポ・	業に関する荷主にの追加コンテンツの荷主に向けっまりである。また、同知する。また、「別組内容を掲載でいいずにに対け、リカリカーをについ、リカルサイトに対し、1,000人以上に対は、1,000人以上に対	による周知 加画を用いてト ための具体的 トラック運送 し、労働時間 て、追加コンテ いて周知する。	年 度 実績 アウト 指 【C		標	めの具動をを使うない。	着それぞれの荷主体的な手法についました。 保的な手法につい用いて周知した。 品議会等で作成さいつ等についての。 3事業場、9.590人	ハてドラマ仕立 また、トラック選 れたガイドライ )追加コンテン!	て(アニメーション 重送業に係る各省 ン等)等、労働時 ソをポータルサイ	ィ)で再現した 3庁の取組内 3間改善のた&	
の <del>3</del>	目標を達成(未 達成) 理由(原因) う後の課題	コンサルタントに	こよる情報発信を	積極的に行い、	荷主及	び運送事	事業者に	向けた <sup>*</sup>	丁寧な周知を行っ	otこtこめ。 			
踏す	由(原因)を まえた改善 べき事項 う後の課題	今後は令和元年度に作成したポータルサイト等を用い、具体的な改善手法等について、より広く周知を行う。											
	評価		Α				成果目	標を達ん	成しているところ	であり、引き	続き施策を継続		
・						たポータルサ							

令和3年度目標 (アウトカム指標)	①トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主間の協力による取組についての周知用コンテンツを作成する。 ②トラック運転者の労働時間等の実態を把握するため作業部会での意見を反映した調査票を作成する。
	①トラック運送業に関する荷主向けコンテンツによる周知 トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主間の協力による取組についての追加コンテンツを用いて、トラック運転者の労働時間改善のため の具体的な手法・ノウハウ等について周知する。 ②1,000事業場、8,000人程度に対し、調査を実施する。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	①のアウトカム指標については、ガイドライン等による具体的な改善例、改善手法について荷主に向けた周知を目的としていることから、トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主間の協力による取組についての追加コンテンツの作成とした。アウトブット目標については、本事業の履行期間である令和4年3月31日までに追加コンテンツを作成し、閲覧・活用促進のため、リーフレット等の広告を用いた広報を実施する。②のアウトカム指標については、効果的に実態を把握するため、作業部会における意見を反映した調査票を作成することとした。アウトブット指標については、実態を十分に把握できるよう調査実施件数とした。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 2 安全で健康に働くことができる職場づくり (2)長時間労働の是正 ② 自動車運送業、建設業、情報サービス業における勤務環境の改善
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き要求する。

事業名     家內労働安全衛生管理費     (令和3年度)     31       事業番号(令和2年度)     36												(雇用環境 均等	局在宅労働課)	
東京の別 安全衛生後漢等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法系が条業)(項第30)  東加速度		事業名	家内労働安全循	新生管理費 								事業番号		
要集工本    新田南県分働局、民間団体   日本	Ą	事業の別	安全衛生確保等	<b>穿事業(根拠法令</b>	· 労働者災害補	横保险	<b>食法第2</b> 9约	条第1項	第3号)				家内労働•最	
### (中央)	9	実施主体	都道府県労働局	局、民間団体								世 当徐	低工賃係	
第一日	<b>+</b>	要性	本事業は、作に基づく安全衛	業工程が極めて 生措置が講じら	多様である家内 れ、もって危険有	労働者 害業科	か特性に 多に従事で	こ則して する家内	家内労(  労働者	動者及び委託者へ の職業性疾病の	の指導等を実 予防または早期	施することにより	)、家内労働法	
製造業業 表別・事業 表別・事業 (表別・事業 (表別・ま) (表別・事業 (表別・ま) (表別・事業 (表別・事業 (表別・ま) (表別	業	(誰/何を	家内労働者及	び委託者										
### (#哲 20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	度概	のスキーム (決定スキー	する事項について必要な指導を行う。 - ・事業主団体や委託者に対する訪問調査及び家内労働者からのヒアリングにより、家内労働者の危険有害業務に関する											
29.50年度大事報   30.087			都道府県労働局											
16,092   30年度次集業			30,087		30,310	予	算額	29,	991	予算額	30,026	予算額	29,965	
29年度			16,092		16,178	決	算額	16,	478	決算額	16368	雇用勘定予	0(千円)	
・		算執行率	99.1	予算執行率	99.5	予算執行率		9:	9.5		98.6	※予算執行率	0(千円) は行政経費を	
て、東改善事項があわた者受託者・疾内労働者に、ついて、指導の結果、改善の配向かりに留といきもの制合を90%以上とする。 2	それ	ιを踏まえた 3年度事業の	令和元年度評価	В	予算額又は手腕	去等を!	見直し							
(アウトブット 指標 つっぱり できない できない できない できない できない できない できない できない	年度		て、要改善事項か ついて、指導の結 の割合を90%以」 ②危険有害業務 への訪問対象者の	要改善事項があった者(委託者・家内労働者)にて、指導の結果、改善の意向ありと回答した者 合500%以上とする。 除有害業務に従事する家内労働者及び委託者 訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立っ			指	標	あった りと回行 ②危険	者(委託者・家内学 答した者の割合:9 後有害業務に従事	て、指導の結果、 者及び委託者へ	改善の意向あ の訪問対象者		
【目標達成の理由】 ①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項の改善の必要性が理解されたため。 ②危険有害業務に従事する家内労働者、委託者の割合が高い業種・地域を選定するなど訪問必要性の高い対象を選定し、また、訪問にあたっては好事例の提供も含めた具体的アドバイスを行うなど、適切な内容・手法で事業を実施したため。 ②でウトプット指標) [目標未達成の理由】 ①家内労働者数の減少傾向に伴い、家内労働者安全衛生指導員の配置人数が減っていることに加え、新型コロナウイルスの感染拡大に基立 〈緊急事態宣言の発令等により対面での訪問指導が困難であったため。 [目標達成の理由】 ②スマートフォンやタブレットでも閲覧しやすいデザインに改修を行ったため。  理由(原因)を 踏まえた改善すべき事項 ・今後の課題 ・アウトブット指標①について、家内労働者安全衛生指導員の適正な人数配置及び活動の確保に努める。 ・その他指標については、指導の内容や周知啓発資料、「家内労働あんぜんサイト」の内容等が引き続き適切なものとなるよう留意しつつ、目標の達成を維持。  評価  B  予算額又は手法等を見直し			行う家内労働者 とする。 ②「家内労働あ	数及び委託者数 んぜんサイト」の	対を800人以上	績     アウト   指		標	委託者:715名					
踏まえた改善すべき事項 ・その他指標については、指導の内容や周知啓発資料、「家内労働あんぜんサイト」の内容等が引き続き適切なものとなるよう留意しつつ、目標の達成を維持。  評価  B  予算額又は手法等を見直し  今和3年度  今和2年度と同様	の <sup>3</sup>	達成) 理由(原因)	【目標達成の理 ②危険有好事業 をつては対 でウトプット成 (アウトプ連 (アウトプ連 (アウトプ連 (アウトプ連 の 「家人 等態 で 、 を は は は は は は に は は に り に は は に り に は は に り に り	由】 と衛生指導員による家がは一番を持ちます。 別に従事する家がはの提供も含めた際は、 理由】 の発令等によりはの発令等によりは由】	内労働者、委託者 具体的アドバイ 実体的アドバイ は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	者の割っ スを行っ 者安全 に導が困	合が高い。 うなど、適 衛生指導 引難であっ	業種・地切な内!	域を選 容•手法 置人数7	定するなど訪問必 で事業を実施した	・要性の高い対 -ため。			
令和3年度 全和2年度上同样	踏: す	まえた改善 「べき事項	•その他指標に	ついては、指導の								さものとなるよう留	3意しつつ、目	
		評価		В						予算額又は手	 法等を見直し			
			令和2年度と同	様。		•								

令和3年度目標 (アウトカム指標)	①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を90%以上とする。 ②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者への訪問対象者のうち、本訪問を受けて「役に立った」とする者の割合を85%以上とする。
令和3年度目標(アウトプット指標)	①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を800人以上とする。 ②「家内労働あんぜんサイト」のアクセス件数を50,000件以上とする。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の力名指標 設定が困難な場 合はその理由)	<アウトカム指標> (ファトカム指標> (フ家内労働安全衛生指導員による個別指導について一定以上の効果を有することが確認できる目標として、指導に対する改善の意向を確認することとし、その割合を目標とした。水準については、前年度の実績を踏まえ、90%以上とした。 (②危険有害業務に従事する家内労働者及び委託者が、安全衛生に関する理解を深めることが重要であることから、訪問を受けた者の満足度を目標とした。水準については、前年度の実績を踏まえ、85%以上とした。 〈アウトプット指標〉 ①家内労働安全衛生指導員が家内労働者又は委託者に対して家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行っていることから、訪問指導を行った家内労働者及び委託者数を目標とした。水準については、都道府県労働局の家内労働安全衛生指導員の配置状況を勘案し、800人と設定した。 (②「家内労働安全衛生確保事業」における「家内労働あんぜんサイト」の運営により家内労働に関する情報提供を行っていることから、アクセス件数を目標とした。水準については、前年度実績等を勘案し年間65,000件以上と設定した。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	前年度の活動実績及び執行額等を踏まえ、指導員訪問における活動経費を一部削減した上で実施する。

					( A	星用環境・均	等局雇用機会均等	課、総務課、		▶処理業務室) ■			
	事業名	女性就業支	援•母性健康管理	<b>里等対策費</b>					事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号	32 37			
哥	事業の別	安全衛生確何	保等事業(根拠法	长令 労働者災害	<b>害補償保険法第2</b>	9条第1項第3号	号)		(令和2年度)	雇用機会均等課政 策係、雇用機会均等 課母性健康管理係 総務課雇用環境・1			
Ę	実施主体 T	厚生労働省	本省、都道府県党	労働局、(一財):	女性労働協会				担当体	総物味准用環境・1 等システム係、総利 課労働紛争処理業 務室			
事業/制度	目的及び必要性(何のため)	女報業号 2 国労から 3 確一所改構もと充独主で 女性の働ら、雇道事子の場所で決定がより、 2 国労から、雇道事子の期に付たため、 3 で、 3 で、 3 で、 4 で、 4 で、 4 で、 4 で、 4 で	整本を実施機会を実施機会を実施を表表を実施を実施を実施を実施を実施機会を要性機関等になった法との表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表	健康管、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	計者の特性に見合っ、 ・	たたっ は 保	し、もって労働災害等後、特に好産婦の健康、特等を図るものできまり、特等を図るものできまり、情報では、かけるのでは、大きない。特別では、大きない。特別では、大きない。特別では、大きない。大きない。大きない。大きない。大きない。大きない。大きない。大きない。	東答る 中、とはる ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	宇実施することによい 者災害補償保険法 る環境を全国的にすることを のなことを目衛生の確 なることを目衛生の確 な事務の理を行っている。で を行っている。で もいる。が、らら理 はためのシステムでの他システム化の はでいる。で ので行う事がれる。で のの他ションので のを行っている。で のの他ションので のの他ションので のの他ションので のの他ションので ので行う事がれる。で	大第29 大第29 大第29 大第2 大第2 大第2 大第2 大第2 大記条 大記を 大記を 大記を 大記を 大記を 大記を 大記を 大記を			
機要	対象 (誰/何を 対象に)	1 女性労働者及び事業主等 2 女性関連施設(地方自治体、男女共同参画センター等)、事業主団体(業界団体、商工会議所・商工会、経営者団体等)、労働組合、女性団体 3 雇用環境・均等部(室)及び労働基準監督署等に設置された総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員も含む)											
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	1 委託事業については、受託者を公募し、一般競争入札(総合評価落札方式)により決定し、母性健康管理専用サイトの運営、広報等により、母性健康管理に関する周知啓発を実施。 2 受託者を公募(一般競争入札(総合評価落札方式))により決定し、以下の業務を委託する。 ・・働く女性の健康保持増進のための支援施策の実施に関する相談対応及び講師派遣の実施 ・全国の女性関連施設等において活用することを目的とした、働く女性の健康保持増進等に関する研修資料の作成及び提供 ・働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する情報等を提供するホームページの作成・更新等の実施 3 雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーの職員(非常勤職員を含む)が業務に使用するパソコンやプリンタの賃貸借料及び、グループウェアやメール等を利用するための利用料を負担。 ・・所管の法律に基づく事業主への対応等の記録等をデータベース管理するための「事業場台帳管理システム」を運用。 ・新システムの機能構築に向けた設計・開発											
	実施体制	2 受託者を	については、民間 公募(一般競争) 省本省による直	入札(総合評価)		決定の上、事	業実施。(令和3年	度:(一財)女	性労働協会)				
	F度予算額 (千円)	189,695	30年度予算額 (千円)	144,490	令和元年度 予算額 (千円)	141,107	令和2年度 予算額 (千円)	655,783	令和3年度 予算額 (千円)	965,222			
	F度決算額 (千円)	64,527	30年度決算額 (千円)	60,305	令和元年度 決算額 (千円)	65,033	令和2年度 決算額 (千円)	58,637		,022(千円)			
	29年度 算執行率 (%)	92.3	30年度 予算執行率 (%)	86.7	令和元年度 予算執行率 (%)	91.3	令和2年度 予算執行率(%)	80.2	一般勘定予 ※予算執行率は行う 考慮していない	0(千円) 政経費を			
それ	元年度評価と いを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度 評価	А	成果目標を達成	成しているところで	であり、引き続き	き施策を継続						

2年度目標	アウトカム 指標	1 メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談者に対する回答が役に立ったとした者の割合95%以上2(1)働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合95%以上(2)働く女性の健康保持増進に関する講師派遣を利用した者のうち、「受講したことが実際にセミナー・研修会をの企画運営に役に立った」とする者の割合95%以上3業務システム最適化実施前に比べて年間216.6人日以上の業務処理時間の削減を図る。	2年度実績	アウトカム 指標 【1・2(1)×、2 (2)〇、3〇】	1 94.4%(令和2年度におけるメールによる相談者でアンケートに回答があった72件のうち、役に立ったとした件数68件) 2 (1)94.9%(相談を利用した団体576者のうち、「理解が得られた」「概ね理解が得られた」と回答した団体が547者) (2)100%(講師派遣を受けた団体21者のうち、事業の企画運営に「非常に役に立った」と回答した団体が21者) 3 最適化計画どおり、年間216.6人日分の業務処理時間の削減ができている。						
	アウトプット 指標	1 母性健康管理サイトのアクセス数を250 万件とする。 2(1)働く女性の健康保持増進に関する相 談件数600件以上 (2)働く女性の健康保持増進に関するセミ ナーの開催回数47回 3 システム稼働率99.9%以上		アウトプット 指標 【1・3〇、2(1) (2)×、3〇 】	1 5,780,649件 2 (1)576件、(2)21件 3 システム稼働率100%						
o.	目標を達成(未 達成) 理由(原因) 今後の課題	【アウトカム指標】 1 目標値は達成しなかったものの非常に近い値となっているところではあるが、アンケートで「役に立たなかった」と回答された案件には、相談者の期待に応えきれない相談もあるが、的確に回答しきれなかったものもあったため。 2 目標値は達成しなかったものの非常に近い値となっているところではあるが、アンケートでは「役に立たなかった」「どちらともいえない」と回答された案件には、相談者の求める情報が提示できなかったものもあったため。 3 雇用均等業務の業務システム最適化計画に基づいた整備・運用を行った結果、目標を達成したため。 【アウトプット指標】 1 様々な広告手法を用いて母性健康管理専用サイトの周知を図り、認知度を高めたため。 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、セミナー予約のキャンセルが多数発生し、実施回数が低下した(新型コロナ感染症拡大防止を理由とするセミナーキャンセル回数:27回)。また、セミナーの開催が自粛されたことに伴い、セミナーに関する相談件数が減少した。 3 雇用均等業務の業務システム最適化計画に基づいた整備・運用を行った結果、目標を達成したため。									
踏	由(原因)を まえた改善 トベき事項 今後の課題	1 メールによる相談について、的確な回答ができるよう改善を図ることが課題である。 2 女性の就労支援の全国的な底上げという目的を達成するため、未利用者・地域へのより一層の周知を行うとともに、オンラインセミナー 等、新たな利用手段の提供が課題となる。また、コロナ禍における働き方等、利用者のニーズに応じた情報提供を行っていくことが課題であ る。 3 ハードウェア及びソフトウェアともに大きな障害を発生させることなく運用できた結果、目標を達成した。									
	評価	D		未達成要	要因を分析の上、事業廃止又は厳格な見直しが必要						
	3和3年度 事業概要				労働相談コーナーにおける新システムの端末の配付、新システムの運 相談コーナーにおける各種業務の効率化及び高度化を図る。						
	3年度目標 7トカム指標)	2(1)働く女性の健康保持増進のための支援ころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得	「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」と								
		1 母性健康管理サイトのアクセス数を300万 2(1)働く女性の健康保持増進に関する相談 (2)働く女性の健康保持増進に関するセミナ- 3 システム稼働率99.9%以上	件数6	00件以上							

令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の力名記標 設定が困難な場 合はその理由)	【アウトカム指標】 1 適切な母性健康管理対策の実施という目的から、利用者のニーズに応じた情報等の提供が必要であるため、メールによる相談について高い満足度を得られるよう目標値を設定した。 2 女性の就労支援の全国的な底上げという目的を達成するため、コロナ禍における働き方等、利用者のニーズに応じた情報提供を行っていくことが今後の課題であることから、十分な理解・満足を得られた割合として、それぞれ目標値95%を設定。 3 雇用環境・均等部(室)では社会的問題となっている雇用の場における妊産婦への不利益取扱いに係る対応や、コロナ禍における、働く女性の母性健康管理に係る問題など、今後も、事業主に対する法の周知や履行確保の徹底、労働者からの相談に対する対応等の業務量の増加が予想される。業務量の増加にあたっては、人員の適切な配置や端末台数の見直し等を行うことにより対応する予定である。特に端末については、必要に応じた配置や改修を行う等の業務の効率化を図ることによって、業務システム最適化計画の実施により見込んできた年間216.6人日の業務処理時間削減という水準を維持できるように努めるもの。  【アウトブット指標】 1 適切な母性健康管理対策の実施という目的から、女性労働者や事業主等に対し、母性健康管理に関する情報提供・周知啓発をより一層行うことが必要であるため、昨年度までの実績、特に令和元年度までの実績を踏まえ、アクセス件数についても、引き続き維持を図ることとした。 2 女性の就労支援の全国的な底上げという目的を達成するため、未利用者・地域へのより一層の周知及び利用機会の提供が今後の課題であることから、相談件数・セミナー開催回数を目標値として設定した。相談件数については前年度実績(576件)を踏まえ600件、セミナー回数については各都道府県において1回程度の開催を目安として47回とした。 3 事業主に対する法の周知や履行確保の徹底、労働者及び事業主からの相談への対応等のためには、システムが安定的に稼働している必要があることから、システム稼働率99.9%以上という水準を維持できるように努めるもの。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	<ul> <li>Ⅲ 主要事項</li> <li>第4 人材育成の強化や就職氷河期世代、高齢者、女性等の多様な人材の活躍促進</li> <li>8 女性活躍・男性の育児休業取得の促進</li> <li>(1)女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等</li> <li>(6)母性健康管理措置による有給休暇制度導入等への取組支援</li> </ul>
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	1 働く女性の健康保持増進等に関するサイトに母性健康管理に関するサイトを統合し、より一元的な情報提供・周知啓発を実施することを検討。 2 サイトの統合等の効率化により、減額する方向で検討。

	事業名	多言語相談支持	爰事業						(AE/13/N/96 - 19	13 PHOLIPPIC TO	事業番号 (令和3年度) 事業番号 (令和2年度)	33 38(新規)
Ę	事業の別	安全衛生確保等	等事業(根拠法令	労働者災害補	<b>i償保</b> 阿	倹法第29多	条第1項	第3号)				雇用環境·均 等局総務課総
O. L.	実施主体	厚生労働省本行	É								担当係	務係、総務課 労働紛争処理 業務室
	目的及び必要性(何のため)	用環境・均等部		準監督署等に記	全置され	れた総合党	<b>労働相</b> 診	ビコーナー	が増加していくこと 一(以下「雇用環境			
事業/制	対象 (誰/何を 対象に)	外国人労働者、	事業主等									
度概要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)		部(室)等におい ルに関する相談な						ンタクトセンタ <b>ー</b> 」の	活用等により	、職場におけるん	<b>ハラスメントや</b>
	実施 体制	都道府県労働局										
294	手度予算額 (千円)	-	30年度予算額 (千円)	-	3	ロ元年度 多算額 千円)		_	令和2年度 予算額 (千円)	12,898	令和3年度 予算額 (千円)	6,750
294	年度決算額 (千円)	-	30年度決算額 (千円)	-	決	可元年度 受算額 千円)		_	令和2年度 決算額 (千円)	1,188	令和3年度 雇用勘定予 6, 1 一般勘定予	750 (千円)
	29年度 算執行率 (%)	-	30年度 予算執行率 (%)	-	令和元年度 予算執行率 (%)		_		令和2年度 予算執行率(%)	16.2	一般側走ア ※予算執行率は行 考慮していない	0 (千円) 政経費を
それ	元年度評価と 1を踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価										
2 年度	アウトカム 指標	談のうち、多言	部(室)等への外 語コンタクトセンタ トケーションを利用 -		2 年度	アウト 指: 【×	標	0.75%(	108件/14,419件)			
目標	アウトプット 指標	雇用環境·均等 談件数2200件	部(室)等への外	国人からの相	実績	アウト 指揮	標 14,419件					
の <sup>3</sup>	日標を達成(未 達成) 理由(原因) 今後の課題								相談者自らが日本 声翻訳アプリケー:			
踏 す	由(原因)を まえた改善 「べき事項 う後の課題		自らが日本語で意 備する必要がある		場合や	通訳を同	伴した場	易合がす	べてとは限らない	ため、各種相	談について多言	語による対応が
	評価		С				;	卡達成	要因を分析の上、	事業の見直	しが必要	
	和3年度 事業概要	令和2年度と同	様									
	13年度目標 7トカム指標)	雇用環境·均等 割合2%以上	部(室)等への外	国人からの相談	炎のうち	5、多言語	コンタク	トセンタ	一又は多言語音声	『翻訳アプリク	「─ションを利用し	た相談件数の
	13年度目標 トプット指標)	雇用環境・均等	部(室)等への外	国人からの相談	炎件数i	前年度以.	Ŀ					
目標 その: (ア・ 設定	3年度目標の設定の理由、水準の考え方ウトカム指標とが困難な場よその理由)	基づき設定した 踏まえつつ雇用	。令和2年度の年	間実績を全労 ()の活用促進に	働局で	みた場合	に利用	軽が試行	こ外国人労働者が 〒実施局より低かっ ₹(0.75%)の2倍以	ったことから、っ	令和3年度は令和	02年度実績を
要求	年度予算概算 の主要事項 との関係						-	-				
	4年度要求に けた事業の 方向性	実績も踏まえて	———— 多言語音声翻訳	 アプリケーション	 ノの廃.	 止を選択服	 支の一つ	として、	内容及び必要額を	を精査の上で	<del>_</del> 要求する。	

									(人杯	「開発統括官で	<del>丁海外人材育成担</del>	2百参事官至)
	事業名	外国人技能実習	習機構に対する <b>交</b>	を付金							事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	34 39
Į.	事業の別	安全衛生確保等	穿事業(根拠法令	) 労働者災害補	償保隊	<b>食法第2</b> 9纟	条第1項	第3号)			担当係	指導係
5	実施主体	外国人技能実置	写機構								_ 担当保	拍等係
事	目的及び必 要性 (何のため)	全衛生の確保! そのため、技能 る助言・指導等 に資することを! なお、本事業!	こは日本人と異な 能実習の計画認! を中心とした事故 目的とする。	る観点からのり 定等を実施して 女・疾病防止対象 D労働災害防止	カ言・指 いる外  を講じ	導等が必 国人技能 、技能実	要であ 実習機構 習生の	る。 構により 安全衛生	、技能実習生受力 この確保を図るこ	人れ企業に対す とにより技能実	が異なること等に する安全衛生、健 習制度の適正か 第3号に基づく事事	康確保に関す つ円滑な推進
業/制度	対象 (誰/何を 対象に)	技能実習生(約38万人)及び技能実習生受入企業・団体(約73,000企業、約3,200団体)										
要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	②安全衛生マニ	『実習実施者に対 ニュアルの活用等 こ対し安全衛生対	による啓発等を	行う。				能実習機構職員 ナーを開催する。	が実地検査を	行う。	
実施 体制 認可法人外国人技能実習機構において事業を実施												
	F度予算額 (千円)	737,070	30年度予算額 (千円)	766,040	予	1元年度 ·算額 千円)	1,30	7,210	令和2年度 予算額 (千円)	1,306,522	令和3年度 予算額 (千円)	1,302,412
	F度決算額 (千円)	526,097	30年度決算額 (千円)	766,040	令和元年度 決算額 (千円)		1,307,210		令和2年度 決算額 (千円)	1,306,522	令和3年度 雇用勘定予 3.43	算額 16,893(千円)
	29年度 算執行率 (%)	71.4	30年度 予算執行率 (%)	100.0	令和元年度 予算執行率 (%)		100 <u>.</u> 0		令和2年度 予算執行率(%)	100.0	一般勘定予	算額 1,814(千円) 政経費を
それ	元年度評価と いを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	<b>載してい</b>	いるところっ	であり、	引き続き	施策を継続			
2 年	アウトカム 指標		、安全衛生に係 更者のうち改善し <i>†</i>		2 年	アウト 指: 【×	標		査のうち、安全偉た実施者の割合:		指導を行った実習	習実施者のうち
度目標	アウトプット 指標	ち、業務に起因 実習実施者に対 ②技能実習生の	病・怪我を理由とすることが疑われ することが疑われ すする実地検査害 D労働災害件数が 対する実地検査等	度実績	アウト 指: 【C	標	①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因するが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合:100% ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する地検査等件数:4,581件					
の <del>3</del>	目標を達成(未 達成) 里由(原因) 今後の課題	らは指導後改善件、また、対面なの影響を受けアウトプット指標行ったため、目	きまでに一定期間 での安全衛生教育 けたものであった。 ₹①について、死↑ 標を達成した。	を要するもので 育の実施が制限 このため、アウ 亡又は疾病・怪	あった。 された トカム‡ 我を理	。改善が記 結果、期 指標の目れ 由とする幸	遅れた理 日までの 標が未過 報告のう	E由をみ )実施が 達となった ち、業務	ると、期日までの 困難となったケー こ。 {{に起因することな	健康診断の実 -スが19件で、 が疑われるもの	教育の実施に係施が困難となったこれらは全て新型いについて優先していて優先して、しま標を達成した	-ケースが37 !コロナウイル て実地検査を
踏: す	由(原因)を まえた改善 でき事項 分後の課題	引き続き目標を	達成できるよう実	ミ地検査等を行	う。							
	評価		D			ŧ	未達成	要因を分	分析の上、事業原	廃止又は厳格	な見直しが必要	į
	和3年度 事業概要	令和2年度と同	<del>様</del>		<u> </u>							

令和3年度目標(アウトカム指標)	実地検査のうち、安全衛生に係る改善指導を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合95%以上
令和3年度目標(アウトプット指標)	①死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合(100%) ②技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数(2,000件)
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	【アウトカム指標】改善の徹底を図ることにより技能実習生の安全衛生の確保に資するため目標に設定した。 【アウトプット指標①】原則として、技能実習困難時届出に基づき安全衛生・健康確保の必要性が認められる実習実施者の全てに実地検査を行うため100%を目標とした。 【アウトプット指標②】労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査を契機として、実習実施者に事故・疾病防止対策を講じさせることにより、技能実習生の安全衛生の確保・改善が期待できるため目標に設定した。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	第2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化 5 外国人材受入の環境整備 (7) 外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。

										(),	分働基準局安全後 事業番号	
:	事業名	労働災害防止対	対策費補助金経	費							事業     報方       (令和3年度)       事業     番号       (令和2年度)	35
事	¥の別	安全衛生確保等	<b>等事業(根拠法令</b>	労働者災害補	横保险	食法第29约	条第1項	第3号)			担当係	機構•団体管理室
美	<b>尾施主体</b>	労働災害防止因	団体(5団体)及び	·船員災害防止	協会						三二八	団体監理係
	目的及び必 要性 (何のため)	め、労働災害防	i止団体等に対し	補助金を交付し	、作業	現場等の	実態に	即したき	「可欠である。本 が細かい労働災 第3号に適う事業	害防止活動の	進展を図ることに	こより労働者の
事業/	対象 (誰/何を 対象に)	事業主、事業	主の団体、労働る	者								
制度概要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	①技術的な事	自主的な安全衛 項に関する指導 及び提供事業 究事業		.、労働:	)事業に対し、補	助を行う。					
	実施体制		方止協会、建設業 災害防止協会、船			<b>陸上貨物</b>	運送事業	<b>美労働災</b>	(害防止協会、林	業∙木材製造業	美労働災害防止!	
	■度予算額 (千円)	1,454,565	30年度予算額 (千円)	1,747,881	予	l元年度 ·算額 千円)	1,92	6,755	令和2年度 予算額 (千円)	1,932,042	令和3年度 予算額 (千円)	1,805,372
	E度決算額 (千円)	1,454,565	30年度決算額 (千円)	1,747,881	令和元年度 決算額 (千円)		1,926,755		令和2年度 決算額 (千円)	1,932,042	令和3年度 雇用勘定予	算額 O(千円)
	29年度 算執行率 (%)	100.0	30年度 予算執行率 (%)	100.0	予算	1元年度 執行率 〔%〕	10	0.0	令和2年度 予算執行率(%)	100.0	一般勘定予 ※予算執行率は行 考慮していない	算額 O(千円) 示政経費を
それ	元年度評価と を踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	令和元年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
2年度	指標	②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%以上とする。  ①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別均適を1490位以上とする。				アウト 指: 【C	標	②安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の				,051 D割合は、
度目標	アウトプット 指標					アウト 指: 【×	標②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施					
の理	達成) 理由(原因) 冷後の課題	【アウトプット指注 ①新型コロナウきる集団指導とことから実施件 ②安全管理士、強化することに	事業場等を中心 票】 イルス感染症の 異なり、個別指導 数が落ち込んだる 衛生管理士等か	影響によるもの	と考えられぞれ 沿ってi	られる。多 に対して 適切に活動	·数の事 実施する 動したた	業場を あため、 め。引き	たため。 集めるため、一部 事業場の判断でき 続き、団体や事、 、安全衛生上の同	キャンセル等が 業場に対する事	あると個別指導:	を実施できない への勧誘活動を
踏ます	由(原因)を まえた改善 べき事項 ・後の課題	②各事項の目標		引き続き、労					5止対策を十分に づき設置された安			

評価	В	予算額又は手法等を見直し
令和3年度 事業概要	令和2年度と同様	
令和3年度目標 (アウトカム指標)	以上とする。	実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85% 実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を85%
令和3年度目標(アウトプット指標)	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が	
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	上の効果を有することを確認できる目標設定としまた、アウトプット指標については、中小規模	事業場の労働災害防止を目的とした集団指導・個別指導に関し、指導実績を踏まえ目標設定し、効果的な事業の実施を図っており、令和3年度においても引き続き、きめ細やかな指導が実施
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生 2 ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことが (3)労働者が安全で健康に働くことができる。 ① 第13 次労働災害防止計画重点業種等	ができる職場づくり 環境の整備
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	事業を着実に実施し、労働災害防止活動を促進	きすることにより労働災害の防止に繋げる。

											動基準局安全領	
	事業名	産業医学振興約	圣費								事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	36 42
Į.	事業の別	安全衛生確保等	等事業(根拠法令	労働者災害補	横保险	食法第29第	条第1項	第3号)			担当係	機構▪団体管理室
3	実施主体	(公財)産業医学	学振興財団、学校	法人産業医科	大学						正当床	団体監理係
	目的及び必要性(何のため)	学の振興と職場	に対する助成、( 場での労働者の優 の趣旨に適 <b>う</b> 事	康確保の充実	を図る	ことは、労	働者の	安全及び	<b>が衛生の確保に貧</b>			
事業	対象 (誰/何を 対象に)	産業医科大学	<sup>2</sup> 及び同大学在学	生、産業医、産	業保優	<b>ミスタッフ、</b>	事業者	等				
/制度概要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)											
	実施体制	(公財)産業医	<b>学振興財団、学</b>	校法人産業医和	扑大学							
	F度予算額 (千円)	5,587,108	30年度予算額 (千円)	5,599,114	予	元年度  ・算額  千円	5,67	4,349	令和2年度 予算額 (千円)	6,296,456	令和3年度 予算額 (千円)	6,751,305
	F度決算額 (千円)	5,587,108	30年度決算額 (千円)	5,525,447	令和元年度 決算額 (千円)		5,663,958		令和2年度 決算額 (千円)	5,765,267	令和3年度 雇用勘定予	算額 O(千円)
	29年度 算執行率 (%)	100.0	30年度 予算執行率 (%)	98.7	令和元年度 予算執行率 (%)		99	9.8	令和2年度 予算執行率(%)	91.5	一般勘定予 ※予算執行率は行 考慮していない	算額 O(千円) 政経費を
それ	元年度評価と いを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	<b></b>	るところで	であり、 <u>፣</u>	引き続き	施策を継続			
	アウトカム 指標	①産業に 大田 できます できます できます できます できまま できま できま できま できま できまる ままる できまる できまる	事業において、当 答を85%以上に 業の以上に 業のは 大学をを産業業とする。 大で名格を取者を取者との で学的では 大でのでいる 大でのでは 大でのでは 大でのでは 大でのでは 大でのでは 大でのでは 大でのでが 大でのでは 大でのでいる 大でのでは 大でのでが 大でが 大でのが 大でのが はでが 大でのが はでが はでが はでが はでが はでが はでが はでが はで	い産業医を養成する体制を整 、学卒業生で産業医として新た		アウト 指 【C	①研修 ※有 標 O】 (学校 ①産業 あった。 ②講座		財団法人産業医が有用であった。 計を回答した者11 法人産業医科大 法人産業を科大 医科大学卒業生 が有用であった。 引と回答した者42	言の回答は約9 1,831名/回答 学> で産業医として 言の回答の割合	者12,256名 新たに就業する よは約92.5%であ	
2年度目標	アウトプット 指標	く公益財団法人産業医学振興財団> ①産業医研修事業の受講者を13,500人以上とし、これに加え産業医学分野の最新情報をメールマガジンにより提供することを周知・広報し、メールマガジン登録者数を10,000人以上とする。  〈学校法人産業医科大学> ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修のうち、本学での修了者の割合を全体の40%以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオーブンキャンパスやWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加人数を780人以上とする。				年 度 実		①産業 13,928: <学医産業 40.3% け公開	財団法人産業 医子であった。 法国医ののかた。 法国医ののかた。 大産 大連や画配信のの が発業配信のの は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	講者は20,915名学> 率は96.6%であ 望者のためのる 動に関心を持つ	5った。 研修の修了者は ヘルス対策支援。 O方に対してのオ	全体に比して 講座、一般者向 <sup>-</sup> 一プンキャン

<公益財団法人産業医学振興財団> 〔アウトカム指標〕 最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とするよう努めた。 アウトプット指標] 効果的・効率的な研修を実施するために医師会と密接な連携を図り、また、最新の産業医学情報の提供を行う等、産業医として必要な知識等 のアップデートに資するとともに受講者の関心に応え、その参加意欲が高まるような研修内容とした。 2年度目標を達成(未 <学校法人産業医科大学> 達成) の理由(原因) ・今後の課題 〔アウトカム指標〕 ①:産業医数増加のためのきめ細やかな支援や対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請した。 ②:新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、研修受講者の二一ズを踏まえたカリキュラムを編成した。 〔アウトプット指標〕 () アウァッド音呼) ①: 他大学の情報を収集するとともに、模擬試験結果を検証し成績下位者へ徹底した学習指導等を実施した。 ②: 新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、広く研修受講者の受入を行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成した。 ③: 首都圏でのメンタルヘルス対策支援講座及びオープンキャンパスをWeb開催した。また、youtubeの大学オフィシャルチャンネルを開設し、積 極的に動画配信による情報提供を実施した。 各事項の目標の達成のため、 引き続き、以下の対応を実施予定。 <公益財団法人産業医学振興財団> 「アウトカム指標」 引き続き、最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とする。 「アウトプット指標) 医師会と密接な連携を図り最新の産業医学情報の提供を行う等、産業医として必要な知識等のアップデートに資するとともに受講者の関心に 応え、その参加意欲が高まるような研修内容とする。 理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 ・今後の課題 <学校法人産業医科大学> 〔アウトカム指標〕 ①:産業医数増加のための対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請していく。 ②: 研修受講者の二―ズを踏まえたカリキュラムを編成していく。 「アウトプット指標) ①:他大学の情報を収集するとともに、模擬試験結果を検証し成績下位者へ徹底した学習指導等を実施していく。 ②③:広く研修受講者の受入を行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成していく。 ③:Web動画配信、公開講座及びオープンキャンパスを実施していく。 評価 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 Α 令和3年度 令和2年度と同様 <公益財団法人産業医学振興財団> ①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。 令和3年度目標 <学校法人産業医科大学> (アウトカム指標) (1) 実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が 有用であった旨の回答の割合を90%以上にする。 <公益財団法人産業医学振興財団> ①産業医研修事業の受講者を20,000人以上とし、これに加え産業医学分野の最新情報をメールマガジンにより提供することを周知・広報し、 メールマガジン登録者数を12,000人以上とする。 令和3年度目標 <学校法人産業医科大学> (アウトプット指標) ①医師国家試験の合格率について、合格率95%以上とする。 ②産業医の資格取得希望者のための研修のうち、本学での修了者の割合を全体の40%以上とする。 ③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパス やWeb動画配信による情報提供を行い、視聴参加人数を20,000人以上とする。 実践能力の高い産業医の養成・確保は、職場における労働衛生水準の向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であり、産業医養成に係 和3年度目標の る研修等の実施に当たり、一定程度以上の効果を有することが確認できる目標設定とした。 なお、「産業医科大学卒業で産業医として新たに就業する者を70名以上とする」については、専属産業医のほか開業産業医を含む数値であ 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 (アウトプット指標の受講者(参加者)は、新型コロナウイルス感染症防止のため、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室が示すイベント等 合はその理由) 開催の目安(収容率50%)を踏まえ、受講者(参加者)数を算出) 令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係 令和4年度要求に 従来の事業について着実に実施し、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図ることにより、産業医学の振興及び職場にお ける労働者の健康確保の充実に資する。 方向性

											,, , , , , ,	<b>基準局監督課)</b>
事業名未払賃金立替払事務実施費											事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	37 44
事業の別 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)											担当係	労働条件確保
9	実施主体	(独)労働者健原	東安全機構								担当床	対策事業係
事業	目的及び必要性(何のため)	て国が事業主に 賃金の支払は	、未払賃金額の- 民(一般会計)に 社会復帰促進等	求めることは適								
/制度概	対象 (誰/何を 対象に) 企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退取			きまれる	なくされた	た労働者	Ť					
要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	(独)労働者傾 を行う。	健康安全機構が、	立替払の請求の	)受理	及び審査、	. 立替払	の決定	及び立替払賃金	の送金、事業主	Eに対する求償等	手に関する業務
	実施 体制	独立行政法人	、労働者健康安全	:機構が実施。								
294	年度予算額 (千円)	8,111,308	30年度予算額 (千円)	7,125,887	予	元年度 ·算額 千円)	7,019	9,023	令和2年度 予算額 (千円)	10,630,055	令和3年度 予算額 (千円)	22,188,497
294	年度決算額 (千円)	6,943,280	30年度決算額 (千円)	6,976,243	決	元年度 :算額 千円)	7,308	8,198	令和2年度 決算額 (千円)	6855062	令和3年度 雇用勘定予 0	(千円)
	29年度 算執行率 (%)	85.6	30年度 予算執行率 (%)	97.9	予算	元年度  執行率  %)			令和2年度 予算執行率(%)	64.5	<ul><li>一般勘定予 O ※予算執行率は行 考慮していない</li></ul>	(千円) 政経費を
それ	元年度評価と れを踏まえた  3年度事業の 見直し	令和元年度評価	А	成果目標を達成	<b>艾して</b> に	\るところ <sup>-</sup>	であり、『	引き続き	施策を継続			
	アウトカム 指標	る独立行政法人 よる(対象期間: <sup>3</sup> 令和2年度におけ ・不備事案を除い	及び立替払債権の 労働者健康安全機 平成31年4月~令利 ける目標は以下のと た請求書の受付日 平均20日以内」とで	構の中期目標に 16年3月)。なお、 おり。 1から支払日まで		アウト 指 <sup>i</sup> 【C	標		案を除いた請求: 均14. 4日」とな		ら支払日までの其	朋間について
2年度目標	アウトブット 指標	め、原則週1回のる証明が的確に3 等への動きをでいる型請調整を行い、変型請求者のけり一つフレステムを債権を関する。 ②賃金債権の回、ステムを活用し、事を行うとともに、事	3案を除く)の迅速が 立ちを 立を 立を 行われるようにする そも地方を する的な政策 が が いかの改む で の るたか で の るたか の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	産管財人等に主会 かための弁護士大事 をしている。主要である。 は低力行きまたと をしている。 は、大事 は、大事 は、大事 語図 は、大事 語図 は、大事 語図 は、大事 語図 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	2年度実績アウトを指し		プット 標	・・・私催会る・対滑・つ金得・請が・ラ・る②回確・つ・書等・債原の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の迅速化を2000年間 の迅速化を2000年間 の迅速化を2000年間 関度(年間計50回)の負別 大等の距り、1000年間 財替払制をはたた。 1000年間 1100年 1100年 1100年 1100年 1100年 1100年 1100年 1100	立替社会の支払金の支払金を対象を対象を対象を持続でする。 は、全は、全は、全は、全は、全は、全は、全は、全は、全は、全は、全は、全は、全は	確保した。 社の は一部を は一に は一に は一に は一に は一に は一に は一に は一に	影響によりない。 影響によりない。 第一年では、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の

2年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ■今後の課題	標「平均20日以内」を達成した。 目標理由は、原則週1回の立替払を堅持、大型請求 を適切に実施したこと、また、コロナ禍において従来近 国から218人の参加者を得ることが出来たこと、外国 やホームページの改訂等により周知を図ったこと等で	:急事態宣言下で7月まで立替払いの支払件数が急増していたが(7月末で前年比157.3%)、支払までの目 (事案に対する破産管財人等との事前調整、審査担当者の能力向上のための勉強会等計画していたこと ・ 場合のないでは、全人労働者向けパンフレットの対応言語を増やしたこと(2か国語→13か国語)、より分かりやすいパンフレット ・ はある。 田や債権等の差押命令申立を行い、清算型事案では確実な債権届出を行い、再建型では弁済督励等を
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 • 今後の課題	引き続き事業の適正な運営に努める。	
評価	Α	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和3年度 事業概要	令和2年度と同様	
令和3年度目標 (アウトカム指標)	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする 年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日まで	・独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標(対象期間:平成31年4月~令和6年3月)による、令和3 の期間について「平均20日以内」とする。
令和3年度目標 (アウトプット指標)	への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図る。	、原則週1回の立替払の堅持、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等 求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。また、請求者向 テムを活用し、常に弁済履行状況等の把握・確認を行うとともに、事業主等への確実な求償等周知、清算 弁済の履行督励等を行う。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	行きについては、感染症の動向を懸念しつつも、持ち 度以降増加傾向にあり、今後の経済情勢は新型コロ 件数の増加が考えられる。しかしながら、労働者救済	査において、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しさは残るものの、持ち直している。先直しが続くとみている。」とされている。令和2年度の立替払額は減少したものの、立替払件数は平成28年ナイルス感染症の影響により企業倒産の増加の懸念があることから、これに伴い未払賃金立替払請求のため迅速な審査対応が必要であることから、これまでの実績を考慮し「平均20日以内」とする。また、立 支払、破産管財人等への研修会等による支援その他前年度の取り組みを継続する。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係		-
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	未払賃金の立替払業務の着実な実施のため、必要な	3予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び立替払金の求償に主体的に取組む。

									、労働基準局労働	0条件政策課)
事業番号 (令和3年度) 事業名 過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し 事業番号 (令和2年度)									38 45	
事業の別 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) ##たな働き 係、働き方 方改善係、									新たな働き方推進 係、働き方・休み 方改善係、女性活	
5	<b></b> 能主体	都道府県労働局	<b>局及び委託先</b>							躍推進係
	目的及び必 要性 (何のため)	「仕事と生活の ている。 本事業により とから「社会復り また、不妊治り	調和推進のため 労働時間等の設 帯促進等事業」で 寮に対する理解さ とで、仕事と生活	の行動指針」等 定の改善が促進 行う必要がある と柔軟な働き方を	を踏まえ、労働時 されれば、長時 。 と可能とする制度	時間等の設定改間労働が解消で 間労働が解消で に取り組む企業	れた「仕事と生活善を進め、仕事と することによる過ご まを支援すること が働者の健康保持	≤生活の調和の 重労働の解消々 で不妊治療と仕	実現を図っていく ら健康障害の防」 事が両立できる	くことを目的とし 止につながるこ 職場環境の整
	対象 (誰/何を 対象に) 下記①、②、③は中小企業事業主、下記④、⑤は事業主および労働者									
事業/制度概要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	を せて から から から から から できます と で から から で で で で で で で で で で で で で で で で	とが企業にとって、 ・規模事業で、 ・利度事業で、 ・利度等係援援を ・大子の機関の、 ・大子の機関の、 ・大子ので、 ・大ので、 ・たので、 ・大ので、 ・大ので、 ・大ので、 ・大ので、 ・大ので、 ・大ので、 ・大ので、 ・大ので、 ・大ので、 ・大ので、 ・大ので ・大ので、 ・大ので、 ・大ので、 ・大ので、 ・大ので、 ・大ので、 ・大ので	でいる経営るたる にてれる経営るたる にたなる所述を にたなる所述を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	り、経営指支援事等 以革推進支援事等 対動な相談支援事等 対対のな管理・企 円滑に 対対する助 価格 対対する 価値 がに主次有給 になってきる になっている。 にな。 になっている。 になっている。 になっている。 になっている。 になっている。 になっている。 になって	ドに対して、労務業 善や、過重労働 行うため、民間等 では等の専門家に こ対応するため、 う。 働き方・休み方 の取得促進、特 保めるため、仕事	え、労務管理や党 管理のあり方や 動防止に資する時 事業者への委託に よる個別相談さ 、生産性を高めな 改善指標」や企う で別休暇等の を を いる である。	助成金活用に 同外労働の上 こより、47都道展 を援や電話相談 たがら働く時間の 業の好事例等を 促進、仕事と生	関するセミナーを 限規制への対応 時県に「働き方み改等を実施する。 縮減に取組む場 提供する「働きさ	実施する。 に向けた弾力 革推進支援セ 場合において、 ち・休み方改善及 た働き方普及
	実施 体制	都道府県労働	局及び委託先に	おいて実施する	5.					
	F度予算額 (千円)	2,100,667	30年度予算額 (千円)	5,307,141	令和元年度 予算額 (千円)	11,346,948	令和2年度 予算額 (千円)	13,173,322	令和3年度 予算額 (千円)	11,087,618
	F度決算額 (千円)	460,493	30年度決算額 (千円)	1,168,597	令和元年度 決算額 (千円)	10,287,410	令和2年度 決算額 (千円)	11,452,710	令和3年度 雇用勘定予 4,605,530	
	29年度 算執行率 (%)	5 <b>6.</b> 8	30年度 予算執行率 (%)	41.9	令和元年度 予算執行率 (%)	90.7	令和2年度 予算執行率(%)	86.9	一般勘定予	算額 ) (千円) 政経費を
それ	元年度評価と ルを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	В	予算額又は手流	去等を見直し					

	アウトカム 指標	1 働き方改革推進支援助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対し以上の事業主又は支籍業主団体に対し以上の事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにする。 2 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、相談対応について「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を85%以上とする。 3 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業の経営指導員等に対するセミナーにおいて、受講者に対してアンケートを実施し、講義内容について、「有益であった」「概ね有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を80%以上とする。 4 働き方・休み方改善に向けた事業働き方・休み方改善に向けた事業働き方・休み方改善に向けた事業者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい(普通を含む)」の回答を得る。		アウトカム 指標 【1~4:O】	1 労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合 ①労働時間短縮・年休促進コース:99.2% ②勤務間インターバル導入コース:99.5% ③職場意識改善コース:99.1% ④団体推進コース:99.3% 2 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は、98.8% 3 「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合は、80.1% 4 「使いやすい(普通を含む)」と回答した者の割合は、94.7%	
2年度目標	アウトプット 指標	1 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割(1,106件)以上とする。 2 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割(2,972件)以上とする。 3 働き方改革推進支援助成金(職場意識改善特例コース)の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割(1,352件)以上とする。 4 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割(1,352件)以上とする。 5 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和2年度予算における想定件数の7割(686件)以上とする。 6 「働き方改革推進支援センターによるアウトリーチ型支援による相談件数を、37,000件以上とする。 6 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業で開設した「働き方改革」に向けた周知・啓発事業で開設した「働き方改革与に向けた事業との。7 働き方・休み方改善に向けた事業のき方・休み方改善ポータルサイトのアクセス体数を500,000件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を22,000件以上とする。	2年度実績	指標 【1、3、5∶○	1 労働時間短縮・年休支援促進コース支給決定件数:1408件 2 勤務間インターバル導入コース支給決定件数:2449件 3 職場意識改善特例コース支給決定件数:8710件 4 団体推進コース支給決定件数:195件 5 アウトリーチ型支援による相談件数:40,897件 6 働き方・体み方改善ボータルサイトのアクセス件数:1,300,370件企業診断及び社員診断の診断結果件数:10,588件	
【アウトカム指標】 1 中小企業事業主に労働時間等の設定の改善に向けた支援となるようコースの見直し等を行ったことが要因と考えられる。 2 働き方改革推進支援センターの専門家が、企業の問題意識を踏まえて適切に助言支援を行ったことが要因と考えられる。 3 中小企業における時間外労働の上限規制が2020年4月から適用される等働き方改革の世間の関心が高かったことが要因と考えられる。 3 中小企業における時間外労働の上限規制が2020年4月から適用される等働き方改革の世間の関心が高かったことが要因と考えられる。 5 中心できた。 【アウトブット指標】 1 本コースは令和2年度に新設したコースで、柔軟な成果目標の設定が可能であり、4つの成果目標から1つ以上を選べる事業用しやすいコースとなっていたことが要因と考えられる。 2 本コースの支給件数は2,443件で、目標の約8割の状況であるが、職場意識改善特例コースに申請が集中し、働き方改革支援の予算が枯渇するおそれがあったことから、交付申請期限より前に募集を打ち切ったことが要因と考えられる。 3 新型コロナウィルス感染症対策として、特別休暇の制度導入に取り組む事業主が多かったことが要因と考えられる。 4 事業主団体への周知不足等が変要と考えられる。 5 令和3年4月から中小企業・小規模事業者等への同一労働同一賃金が適用されたことなどを受け、相談支援の需要が高かったと考えられる。 6 平成30年4月に働き方改革関連法が施行されてから3年が経過する中で、働き方改革関連法の改正内容の周知が一定程度がび特設サイトのコンテンツの見新しさが無くなったことなどが要因と考えられる。 7 アクセス件数については制用者のニーズ等を踏まえたポータルサイトのコンテンツの拡充やWeb広告を行う等の周知により、目きた。また、コロナ渦による働き方・休み方改革への関心の高まりも加わり、件数の増加に繋がったと考えられる。診断結果件数については働き方・休み方改革への関心の高まりも加わり、件数の増加に繋がったと考えられる。診断結果件数については働き方・休み方改革への関心の高まりも加わり、件数の増加に繋がったと考えられる。診断結果件数については働き方・休み方改革ボータルサイトの企業診断及び社員診断を行った者は39,668人であったが、診断された件数は10,588件で、目標を達成できなかった。サイトの総アクセス数は増加しているものの、診断画面へアクセスする者がなどが原因と考えられる。						
踏ます	由(原因)を まえた改善 ・べき事項 ・後の課題	募集を打ち切る必要があったため、今年度は適4について今年度は事業主団体やよろず支援拠コースの活用に向けた一層の周知を行う。 6について働き方改革関連法全体として概ね施・参考となるような先進的な取組事例について積7 働き方・休み方改善ポータルサイトについて、	切な予 点にも 行が完 極的に ポ <del>ー</del> タ	算執行に努める。 。周知用リーフレッ でしたことから、 <sup>そ</sup> 周知を行う。 マルサイトにアクセ	1一ス」に申請が集まったことにより、予算の都合上交付申請期限前にトの送付を行ったが、引き続き、「働き方改革支援センター」等で、同分後は特設サイトを通じて、他の中小企業が働き方改革に取り組む上でスした者が診断画面ヘアクセスする数を増やすための改修や、診断途改善策の提供や好事例の紹介等掲載情報の拡充を行い、使いやす	
	評価	В			予算額又は手法等を見直し	

## 令和2年度の事業に加え、以下の事業を実施する。 ① 働き方改革推進支援助成金 -ス」を廃止し、新たに労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む事業主向けに「労働 前年度の「職場意識改善特例コー 令和3年度 時間適正管理推進コース」を設立した 事業概要 ②不妊治療のための休暇制度等環境整備事業 仕事と不妊治療との両立を支援するための休暇制度等の環境整備に向けた事業主向けセミナーの実施・マニュアルの作成等の周知啓発等 を行う。 働き方改革推進支援助成金(4コース)の支給対象事業主又は支給事業主団体に対してアンケート調査を実施し、各コースとも85%以上の 事業主又は事業主団体から当該助成金制度を利用することによって、労働時間等の設定の改善等に役立った旨の評価が得られるようにす 令和3年度目標 2 働き方改革推進支援センターにおいて、相談を受けた事業主等に対し「満足度調査」を実施し、働き方改革を実施するに当たっての相談対 応について、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を90%以上とする。 (アウトカム指標) 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業の経営指導員等に対するセミナーにおいて、受講者に対してアンケートを実施し、講義内容につい て、「有益であった」「概ね有益であった」と回答した者の割合を80%以上とする。 働き方・休み方改善ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、85%以上から「使いやすい(普通を含む)」の回答を得る。 1 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)の支給決定件数について、令和3年度予算における想定件数の7割 (1,101件)以上とする。 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)の支給決定件数について、令和3年度予算における想定件数の7割(1.745 件)以上とする 3 働き方改革推進支援助成金(労働時間適正管理推進コース)の支給決定件数について、令和3年度予算における想定件数の7割(2,120 令和3年度目標 件)以上とする (アウトプット指標) (イングンに) の 本権進支援助成金(団体推進コース)の支給決定件数について、令和3年度予算における想定件数の7割(375件)以上とする。 ち 働き方改革推進支援センターにおけるアウトリーチ型支援による相談件数を、27,000件以上とする。 働き方改革関連法の法改正内容や働き方改革推進支援センターを始めとした各種支援策を掲載している「働き方改革特設サイト」のPV数 280万PV以上(令和3年4月~令和4年3月) 働き方・休み方改善ポータルサイトのアクセス件数を800,000件以上、企業診断及び社員診断の診断結果件数を11,000件以上とする。 【アウトカム指標】 1 働き方改革推進支援助成金について、当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため設定した。 2 働き方改革推進支援センターについて、相談内容に対する専門家の支援が効果的かどうか把握することが重要であるため、設定した。 3 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業について、講義内容が効果的かどうか把握することが重要であるため、設定した。 4 働き方・休み方改善に向けた事業については、企業及び社員の働き方の気づき・理解が重要であることから、ポータルサイトの使いやすさ ついて引き続き高水準を維持する目標とした 令和3年度目標の 目標設定の理由、 1 ~4 働き方改革推進支援助成金について、予算上の想定件数の7割程度を目標件数として設定した。 5 働き方改革推進支援センターについて、本事業は企業訪問による個別支援を重視していることから、目標として設定し、目標数値については、令和3年4月から中小企業・小規模事業者等への同一労働同一賃金の適用が始まり、働き方改革関連法全体として概ね施行が完了したことにより、本事業の今年度予算についても3割減らしたことなどを踏まえて設定した。 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由) 本事業は、働き方改革関連法における法改正内容や各種支援策、先進的な事例等について、全国津々浦々の中小企業・小規模事業者に 浸透させることを目的としていることから、各種広報にて誘導する「働き方改革特設サイト」のPV数を目標として設定し、目標数値については、 令和3年4月から中小企業・小規模事業者等異業者等への同一労働同一賃金の適用が始まり、働き方改革関連法全体として概ね施行が完了 したこと及び令和2年度実績(令和2年4月~令和3年3月で332万PV)を踏まえて設定した アクセス件数は過去の実績(過去3年平均)を踏まえた目標とし、診断結果件数は前年度実績を目標とする。 Ⅲ主要事項 (2)長時間労働の是正 令和3年度予算概算 ①生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援 要求の主要事項 ③勤務間インターバル制度の導入促進 ⑤長時間労働につながる取引環境の見直し との関係 ⑥年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進 ⑦ 不妊治療を受けやすい休暇制度等の職場環境の整備の推進 3 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 本事業が、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の普及促進、働き方改革に対する中小企業事業主の取 令和4年度要求に 組支援という重要施策を担っているものであることから、令和2年度の実績を踏まえつつ、事業内容の効率化を検討しながら、働き方改革を推 向けた事業の 進するための関係法律の整備に関する法律の遵法水準等を高めるため、また、不妊治療に対する社会の理解を深め、事業主の取り組みを促 方向性 進するため引き続き、必要な要求を行うこととしたい。

										(雇	星用環境・均等原	<b>局在宅労働課)</b>	
	事業名	テレワ <del>ー</del> ク普及・	促進等対策								事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	39 46	
Ē	事業の別	安全衛生確保等	等事業(根拠法令	労働者災害補	償保険	法第29条	:第1項第	第3号)			担当係	テレワ <del>ー</del> ク係	
5	実施主体	(一社)日本テレワーク協会、民間団体											
	目的及び必要性(何のため)		・ライフ・バランス	の向上に資する	とともに	、長時間	労働や	情報機器	━クを普及するこ。 景作業による健康				
	対象 (誰/何を 対象に)	労働者、事業主											
事業/制度概要	事務・事業の スキーム (決定スキー ムを含む)	では、2 務③ との 支④ ⑤ 図⑦ 適⑧ ⑨企 でし、2 務③ との 支④ ⑤ 図⑦ 適⑧ ⑨企 デてまテテ管働中し改※援働新テテ企る国国正大普テ企 中では、フロ東方企上の登場が、フロート、 中では、フロットででは、 では、フロットででは、 では、フロットででは、 では、フロットででは、 では、フロットででは、 では、フロットででは、 では、フロットででは、 では、フロットででは、 では、フロットででは、 では、フロットででは、 では、フロットででは、 では、フロットでは、 では、フロットでは、 では、フロットでは、 では、フロットでは、 では、フロットでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	①テレワーク神談センター及び訪問コンサルタント テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての質問に応じるテレワーク相談センターを東京に設置し、企業等からの相談対応を通じて、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。また、テレワークの導入を検討する企業に対して、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施。 ②テレワーク・セミナー テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例を紹介することにより、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。 ③働き方改革推進支援助成金(テレワークの普及促進を図る。 ③働き方改革推進支援助成金(テレワークコース) 中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図るため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組むことを目的としてテレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等を実施し、生産性の向上を図るなどにより、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に重点的に助成金を支給する。 ※新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主を支援するため、令和2年3月9日より働き方改革推進支援助成金(デレワークコース)に係る周知広報事業新聞広告をインターネット広告などを通じて当助成金の周知を行う。 ⑤テレワーク表彰・シンポジウム デレワークを発進的に進める企業等に対して表彰を行い、その取組を表彰式を兼ねたシンポジウムを通じて幅広く周知。 ⑥テレワーク度言応援 企業トップが、テレワークによる働き方の実現を宣言し、適正な労務管理下における良質なテレワークを導入する取組を広く周知し導入促進を図る。 フローククラ言応援 企業トップが、テレワークに関する援助 国家戦略特区のテレワークに関する援助 国家戦略特別区域内に、事業主に加えて、広く労働者を対象とする相談窓口を設け、テレワークを導入する取組を広く周知し導入促進を図る。 多大阪テレワーク相談センター事業 普及の余地が大きい大阪府を中心として、西日本地域のテレワーク導入促進を図るため、大阪にテレワーク相談センターを設置。 9テレワークの労務管理に関する総合実態調査研究事業 企業におけるテレワークの導入状況等について実態調査を実施するとともに、テレワークを既に導入済みの企業及びテレワークをまだ導入していない企業並びにそれぞれの企業のびラレワークをまだ導入していない企業並びにそれぞれの企業の労働者に対외恵、テレワークの導入・普及にあたっての労務管理上の課題等を調査。										
	実施 体制	①テレワーク相談センター等: 一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。 ②テレワーク・セミナー: 一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。 ③働き方改革推進支援助成金(テレワークコース): 厚生労働省で直接実施 ④テレワーク表彰・シンポジウム: 一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。 ⑤テレワーク宣言応援: 一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、凸版印刷株式会社が実施。 ⑥国家戦略特区のテレワークに関する援助: 一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。											
	F度予算額 (千円)	528,639	30年度予算額 (千円)	519,155	予	l元年度 ·算額 千円)	359	,871	令和2年度 予算額 (千円)	3,790,560	令和3年度 予算額 (千円)	116,917	
294	F度決算額 (千円)	254,615	30年度決算額 (千円)	274,799	決	1元年度 :算額 千円)	178	3,980	令和2年度 決算額 (千円)	5,082,961	令和3年度 雇用勘定予 2,70	2,296(千円)	
	29年度 算執行率 (%)	48.3	30年度 予算執行率 (%)	53.1	令和元年度 予算執行率 (%) 50.5 令和2年度 予算執行率(%) 128.7						<ul><li>一般勘定予算額 0(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。</li></ul>		
それ	元年度評価と いを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	В	予算額又は手済	去等を見	見直し							
2年度目	アウトカム 指標	いて、訪問コン・サート記的に検討する」を上とする。 ②働き方改革推ス)について、財企業事業主によ	るのテレワークに ナルティングを実 関査でデテレワーク 言の評価を受ける 進支援助成金( )成金の支給対象 がいて、対象労働 の週間平均が11 上とすること。	施した企業に対けの導入を積極る割合を80%以テレワークコーミとなった中小者がテレワーク	2 年度	アウト 指 【C	標	ングを が が が い 中 の の の の の の の の の の の の の	戦略特区のテレス 実施した企業に変 検らかというとも もらかというとも について、 12年度内に支給に コース)について、 、対象業主が かり事業主が該当)	するアンケート 「価を受ける割さ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	調査で「テレワー 合は、86.2%(29作 」旨の回答を含め 方改革推進支援 対象となった中リ Eした日数の週間	-クの導入を積 +中25件)であ かると96.5%(29 助成金(テレ い企業事業主に  平均が1日以	
日標	アウトプット 指標	(「テレワーク相 資料のダウンロ とする。 ②テレワーク・セ 上とする。 ③働き方改革推	テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以		· 実 績	アウトブット 指標 【〇】		①相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料ンロード件数含む。)は、8,717件であった。 ②セミナー参加者は、合計761名であった。 ③令和2年度の働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の 決定件数は、655件であった。					

2年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題	る的確なアドバイスを行ったため。 ②助成金の申請及び審査に当たり、助成金の対象とない。 (アウトブット指標) 【目標達成の理力・アウールス感染症拡大によりテレワークへ ②積極的な周知を行ったほか、企業が参加しやすいよ	の注目の高まる中で、テレワークに精通した専門家が丁寧な対応を行うとともに、テレワークの導入に関すなる支給要件・取組について丁寧な説明や助言を行ったため。 の注目の高まる中で、あらゆる機会を通じて周知広報を行ったため。 よう、平日の火曜日~木曜日に開催するとともに、オンラインで開催したため。 の注目の高まる中で、あらゆる機会を通じて周知広報を行ったため。
理由(原因)を 踏まえた改善 すべき事項 - 今後の課題	いずれの指標においても目標を達成したところで	あり、令和3年度においても引き続き適正な事業実施に努める必要がある。
評価	Α	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続
令和3年度 事業概要	<ul><li>・①、②、⑤及び⑦については、事業継続。</li><li>・③については、働き方改革推進支援助成金(テ)・④、⑥、⑧及び⑨については、昨年度までで事事</li></ul>	レワークコース)を廃止し、人材確保等支援助成金(テレワークコース)【雇用勘定】を創設した。 業終了又は昨年度限りの事業。
令和3年度目標 (アウトカム指標)		を参考になった」及び「参考になった」の旨の評価を受ける割合を80%以上とする。 いて、訪問コンサルティングを実施した企業に対するアンケート調査で「テレワークの導入を積極 ヒとする。
令和3年度目標 (アウトプット指標)	①テレワーク相談センターに対する相談件数(「うる。 ②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以」	テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を7,000件以上とす ヒとする。
(アウトカム指標 設定が困難な場	れる水準を目標として設定する。 ②引き続き安定的・効果的に実施するため、昨年度と (アウトブット指標) ①昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響に	よるテレワークの需要の増加もあり目標を大きく上回る実績を確保することができた一方で、本年度は引きれることから、昨年度実績の8割程度を目標を設定する。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ 主要事項 第1 働き方改革による労働環境の整備、生産 3 柔軟な働き方がしやすい環境整備 (1)雇用型テレワークの導入支援	性向上の推進
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性		行計画」等を踏まえ、また、「新しい生活様式」の実践例としてもテレワークが推奨されている中 ッグによる相談支援、セミナー等による改定後のテレワークガイドライン等の周知・啓発や導入支 ける良質なテレワークの普及促進を図る。

要生労働金本名、都進的条列側局、民間団体  国民がは実に力がり質の高い販金サービスを受けるためには、難しい動類環境にある原領等の販金技事者が健康で学のして聞なことが 、要性 ・												(労働基準局労働	协条件政策課)
東京の別   安全等主後保等事業(根拠法令   労働者)   長間団体   保護・   大型   大型   大型   大型   大型   大型   大型   大		事業名	医療従事者の研	雀保∙定着に向け	た勤務環境改善	善のため	かの取組					(令和3年度)事業番号	
要集集主義   東生労働省本名、都運用系分割局、民間団体   集長が日本におよりの高い医療サービスを受けるためには、商しい物の誘連技にある医師等の医療変術者が経過で変われて他にとかで ((470))。かったいから、大きないから、 (470)   東京の一大・大きないる。 (470)   東京の一大・大きない	事業の別 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1								第3号)			労働条件改善	
関数を指令が異なの議及とつているため、医療化事を含体の動物機能の改革に向けた抗策の更ら有理を包含の多がある。 (40) 大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	5	実施主体	厚生労働省本省	_ 担当除	係								
歴機機関に勃持する医療検験事件を 対象に対しているところであり、引き機能関に対する計画支援・医療と対しているところであり、引き続き施策を継続 29年度 19月 241,398 30年度 7月 255,777 (千円) 603,899 7月 672,550 (千円) 795,000 7月 705,000 7月 705,00		要性	環境整備が喫 本事業により医	るの課題となって 療従事者の勤務	いるため、医療環境の改善が	従事者	全体の勤	務環境	の改善	に向けた施策の更	でなる推進を図	る必要がある。	
度 東京・東京 のスキーム で	業 /	(誰/何を	医療機関に勤剤	<b>务する医療従事</b> 者	<b>首等</b>								
株制   1948年	度概	のスキーム (決定スキー	いう。)に医療労利 ②医療機関に対	务管理アドバイザー するアンケ <del>ー</del> ト調査	<ul><li>を配置し、医療機</li><li>、医療従事者の動</li></ul>	機関から 勧務環却	の労務管理 竟改善に向	理等に関 けた手法	する相談	炎支援等を行う。 のための調査▪研究	Ž.		
29年度決算額 (千円) 303.496 30年度決算額 (千円) 755.05													
241、396 (千円) 395.15 (美質額 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円)			303,496		585,777	予	算額	603	,869	予算額	672,650	予算額	755,053
29年度 予葉執行率 (%) 71.1			241,396		399,915	決算額		427	,195	決算額	479,380		算額 O(千円)
・ 令和3年度書標		算執行率	86 <b>.</b> 3	予算執行率	71.1	予算執行率		73.7			71.3%	※予算執行率は行	算額 O(千円) 政経費を
プウトカム 指標 アウトカム 温度の動態環境の関するジシントンステムを導入している 医療機関の割合を80%以上にする。 3 テンダースサイトのアクセス件数を60,000件以上とする。 3 であり 大変 実施し、外部委員による検討委員会を で 東東	それ	いを踏まえた 3年度事業の	令和元年度評価	А	成果目標を達成	<b></b>	いるところっ	であり、豆	引き続き	施策を継続			
日標 アウトブット 指標 アウトブット 指標 アウトブット 指標 アウトブット 指標 で素を実施し、外部委員による検討委員会を 定期的に開催し、報告書を取りまとめる。 ②動なセンターに関する周知広報の結果として、センターの認知率を70%以上とする。 ②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	年		30%以上にする。 ②医療動務環境改善マネジメントシステムを導入している 医療機関の割合を80%以上にする。 ③データベースサイトのアクセス件数を60,000件以上とす				している アウトカム ①49.5% 指標 ②81.9% ③156,385件						
□連由(原因) □・今後の課題  □理由(原因) □・今後の課題  □理由(原因) □・今後の課題  □理由(原因) □連由(原因) □	目		①医療従事者の勤務環境改善に関する調査・ 研究を実施し、外部委員による検討委員会を 定期的に開催し、報告書を取りまとめる。 ②勤改センターに関する周知広報の結果とし										を取りまとめた。
□ 今後も関係局と連携しながら、ウェブサイトの内容の充実及び勤改センター・医療労務管理アドバイザーの認知率の向上を図っていく。 ・今後の課題  □	のŦ	達成) 理由(原因)	医療機関に対す	↑る訪問支援、医	療従事者に対す	けるセミ	:ナ <b>ー</b> の開	催及び「	ウェブサ	∸イトの積極的な更	更新等を行った	ため。	
令和3年度 事業概要 医療機関への積極的な訪問による利用勧奨業務・個別支援業務を充実させつつ、令和2年度と同様にアンケート調査、ウェブサイトの運営 まナー開催をする。	踏まえた改善 すべき事項 今後も関係局と連携しながら、ウェブサイトの内容の充実及び勤改センター・医療労務管理アドバイザーの認知率の向上を図っていく。									ていく。			
事業概要 ミナー開催をする。  令和3年度目標 (アウトカム指標) ②医療勤務環境改善マネジメントシステムを導入している医療機関の割合を80%以上にする。 ③データベースサイトのアクセス件数を60,000件以上とする。  令和3年度目標 ①医療従事者の勤務環境改善に関する調査・研究を実施し、外部委員による検討委員会を定期的に開催し、報告書を取りまとめる。		評価		А				成果目 <sup>;</sup>	標を達	成しているところ	であり、引き	続き施策を継続	
************************************			 医療機関への積極的な訪問による利用勧奨業務・個別支援業務を充実させつつ、令和2年度と同様にアンケート調査、ウェブサイトの運営、セミナー開催をする。										
			②医療勤務環境	竟改善マネジメン	トシステムを導え	入してし	\る医療機			%以上にする。			
											 的に開催し、幸		<u></u>

令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	【アウトカム指標】 ①本満足度調査は毎年実施している医療機関アンケート調査のものであるが、勤務環境に対する満足度の経年変化を見ることによって本事業の達成度合いを確認することができるものと考えられるため。(令和元年度より設定) ②医療機関が、医療勤務環境改善マネジメントシステムにより自主的に勤務環境の改善に取り組むことを促進するため。 ③客観的な指標として、アクセス件数を継続的に見ていくことは重要であるため。 【アウトブット指標】 ①本調査・研究事業の報告書は、省内で各種施策等を立案する際に参考にされているものであり、取りまとめには十分な議論を経ることが必要であるため。 ②相談支援機関として、医療機関にその存在を知ってもらうことが重要なため。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ 主要事項 第2 地域包括ケアシステムの構築等に向けた安心で質の高い医療・介護サービスの提供 1 質が高く効率的な医療提供体制の確保 (3)医療従事者働き方改革の推進
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き勤改センターによる医療機関等に対する相談支援等の実施及び充実を図るとともに、医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境マネジメントシステムの効果的な普及促進を図るため、所要の予算要求を行う。

										(雇用	月環境・均等局勤	7万省生沽課)
	事業名	中小企業退職会	金共済事業経費								事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	41 48
事業の別 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号) 担当係 機構調										144 1# =E ## / T		
3	ミ施主体	(独)勤労者退職									<u>担当係</u>	機構調整係
<del></del>	目的及び必 要性 (何のため)	企業勤労者の礼退職金制度を研 積、技能の習熟 が確保されるこ	畐祉の増進と中小 産立することは、党 い図られ、よって とは、労働者が対	ト企業の振興に 労働意欲の向上 ご労働災害の防 労働条件の不安	寄与す 等によ 止に資 を持つ	ることを目 る労働能 するものことなく業	的とす 率の増 であるほ 務に集	る。 進や労働 か、社タ 中できる	条の仕組みと国の 動者の定着の促え 小積立型である中 っことにも繋がり、 」として実施してい	生に繋がり、これ ・小企業退職金 労働災害の防	れらにより労働者 共済制度により 止に資するもので	の知識の蓄 退職金の支払
業/制度	対象 (誰/何を 対象に)	中小企業事業主	主∙従業員									
概要		事業主の相互対軽減措置を行う		国の援助により「	中小企!	業の退職	金制度を	€確立す	るため、中小企業	<b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b> <b></b>	制度への加入時に	=掛金の負担
	実施 体制	(独)勤労者退即										
	F度予算額 (千円)	2,054,539	30年度予算額 (千円)	2,180,947	子	1元年度 5算額 千円)	2,29	8,337	令和2年度 予算額 (千円)	2,094,129	令和3年度 予算額 (千円)	1,641,698
	F度決算額 (千円)	2,054,539	30年度決算額 (千円)	2,155,898	決	1元年度 2算額 千円)	2,11	5,004	令和2年度 決算額 (千円)	2,092,375	令和3年度 雇用勘定予 5.924	算額 ,267(千円)
	29年度 算執行率 (%)	100.0	30年度 予算執行率 (%)	98.9	令和元年度 予算執行率 (%)		92	2.0	令和2年度 予算執行率(%)	99.9	一般勘定予 ※予算執行率は行 考慮していない	算額 0 (千円) 政経費を
それ	元年度評価と とを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										
2 年度	アウトカム 指標	令和2年度における新たに加入する被共済者 数を331,000人以上とする。				アウト 指: 【C	標	(令和2 【目標達 加入勧	入被共済者数が 2年度:367,510人 達成の理由】 奨対象の的確な り、効果・効率的	) 把握や地方自	治体、関係団体管	等との連携強化
目標	アウトプット 指標		人あたりの未加  均月15件以上と		実 積 アウトプット 指標 【×】 【×】 14.1件(令和2年度)であった。						に対する訪問件	数は平均月
のŧ	目標を達成(未 達成) 理由(原因) 今後の課題	標未達成となっ	<i>t</i> =。	-					としない場合には、 勧奨件数は平均			弋えたため、目
踏ます	由(原因)を まえた改善 ・べき事項 ・後の課題	新型コロナウィル	ルス感染症の感	染防止対策を十	分に請	背じた上で	、目標道	重成に努	める。			
	評価	B 予算額又は手法等を見直し										
	和3年度 §業概要	令和2年度と同	様									
	3年度目標トカム指標)	令和3年度にお	ける新たに加入	する被共済者数	女を325	—— 000人以」	 Ŀとする	•				
	3年度目標 トプット指標)	普及推進員等1	人あたりの未加	 入企業に対する	5訪問作	─ <b>───</b> ‡数を平均	— <b>——</b> 可月15件	 以上とす	<del></del> ける。			

	目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場	本事業は、掛金減額によって事業主の負担を軽減することにより、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、退職金制度を確立し、労働条件を改善することにより、従業員の定着の促進、労働意欲の向上等による労働能率の向上を図るものであることから、より多くの中小企業で働く従業員が本事業の対象となることが重要である。 よって、第4期中期目標及び中期計画を達成させるために、令和3事業年度計画により設定された新たに加入する被共済者数を目標としている。
İ	令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-
	令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き、効果的・効率的な加入促進活動を行い、退職金制度の普及を図る。また、減額要求を検討する。

											(政策統括官付	政策統括室)			
事第	業名	独立行政法人労働政策	₹研究・研修	機構の運営費・施設整備	<b>⋕</b> 費						事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	42 49			
事業	の別	安全衛生確保等事業(学) 労働者災害補償保険法		a立行政法人労働政策码 項第3号)	研究・研修機	構法第12条	έ.				担当係	調整第三係			
実施	主体	(独)労働政策研究・研修機構													
事 <sub>*</sub>	目的及び必 要性 (何のため)	(1) 労働行政職員研修は、 系的・継続的かつ斉一 衛生等に関する研修は 事業で行うことが必要で (2) 労働基準監督や安全律	地方組織も行いに教授する。、労働行政である。 「生等に関する」	営費、(2)において施設 含めた全国の労働行政 ることを通じて、労働政策 の現場で、適切な施策の る研修は、労働行政の る(独)労働政策研究・配	職員に対し、 をを効果的だ )実施のため 現場で、適気	. 法令等に基 いつ効率的に りに必要なも 切な施策の9	もづいた施録 に推進するか のであり、3	ための基盤を 労働者の安 に必要なも	を提供している 全衛生の確保 のであり、労働	るものである。 呆等を図るとい 動者の安全衛生	このうち、労働基う趣旨から、社会 をないない。となった。 との確保等に資う	準監督や安全 復帰促進等 するものである			
業/制度	対象 (誰/何を 対象に)	(1)労働行政職員 (2)(独)労働政策研究	•研修機構の	の施設・設備											
概要	実施	具体的な研修内容等に (2) 中期計画等で施設・設 あった際は、当該申請 助事業等実績報告書や 定する。	成果目標を含む事業の大枠については、国が決定する中期目標を受け機構において策定する中期計画等で定めている。 具体的な研修内容等については、厚生労働省のニーズを把握した上で、機構において毎年度、研修実施計画を策定している。 (2) 中期計画等で施設・設備の具体的な改修・更新計画を定めており、これに基づき、(独)労働政策研究・研修機構から国に対して施設整備費補助金の交付申請が あった際は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助金の交付が適正であるかの確認を行っているほか、工事終了後は補 助事業等実績報告書や工事現場写真等の施工状況の分かる資料の速やかな提出を求め、また、聞き取り調査による確認も行い、十分に精査したうえで交付を決 定する。 (独)労働政策研究・研修機構により実施												
	体制 予算額 ·円)	201,611 (1)106,986 (2)94,625	30年度予算 額 (千円)	160,815 (1)106,820 (2)53,995	予算	元年度 算額 ·円)	(1)1	3,693 106,660 137,033	令和2年度 予算額 (千円)	133,727 (1)106,502 (2)27,225	令和3年度 予算額 (千円)	199,331 (1)106,238 (2)93,093			
29年度	決算額 ·円)	195,730 (1)106,986 (2)88,744	30年度決算 額 (千円)	160,778 (1)106,820 (2)53,958	決算	元年度 算額 ·円)	(1)1	9,989 106,660 123,329	令和2年度 決算額 (千円)	114,425 (1)106,502 (2)7,923		97(千円)			
29年 予算载 (9	执行率	97.1 (1)100.0 (2)93.8	30年度 予算執行率 (%)	100.0% (1)100.0 (2)99.9	予算報	元年度 执行率 %)	(1)	4.4% 100.0 ) 90.0	令和2年度 予算執行率 (%)	85.6 (1)100.0 (2)29.1	一般勘定予: 406,26 ※予算執行率は行 考慮していない。	67(千円) 政経費を			
それを路 令和3年月	令和元年度評価と それを踏まえた 令和元年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続 見直し														
2年度目標	アウトカム 指標	(1)①研修生に対する。 使せているとの評価を得 ②当該研修生の上司に 1年程度)により、毎年和 2)当該研修生の上司に 1年程度)により、四 200「独立行平政法人! 進について」(平有識古人) 進について」(平有職古 を設無外の一名の一名の を設まり、年の一名の 実施する。 ②契約状況については ホームページで公表す。	で85%以上 5元との 5元との 5元との 5元との 5元との 5元との 5元との 5元を 5元を 5元との 5元を 5元との 5元との 5元との 5元との 5元との 5元との 5元との 5元との	の者から、業務に生か 調査(修了後半年から 地以上の者から役に 等合理化の取組の推 等大臣決定に基づき、 する「契約監視委員会」 よ人札参加要件の設定 かの点検及び適正化を	2 年度実績	アウ! 指 【(1)〇	標	・ 4 集とし、4 集とし、4 集とし、4 集とし、9 数修3.9 東 達	から8名月の間を 合によなりで、 いたので、 いたがでから、 のでで、 のでで、 のでで、 のでで、 のでで、 のでで、 のでで、 ので	、新型コロナウ ド中止していた。 による研修には デート」での「有け ・対していた。 ・対していた。 ・対していた。 ・対していた。 ・対していた。 ・ジャリンには、「契料 ・ジャリンには、「契料 ・デームペーシ ・シャーに基づき、	上司に対する事 レイルス感染症ない ため実績はない おける研修終了、 で変速成目標値8: で重ね、オンライ で質の維持に多く の監視委員会」を で公表した。) 経営会議等にお	は大防止対策 が、代替の評 値後に実施すると、その回答 と、その回答 ンによる研 ンたため。 4回開催し、			
	指標	(1)研修実施コース数 (2)令和2年度施設整 議等において進行管理 整備の計画的な改修・!	構に関する記 を適切に実活	十画に基づき、経営会 施するなどして、施設・		指	-プット 標 (2) <b>〇】</b>	(1) 未達成(新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえ、研修予定コース90コースのうち、複数回実施のものを1~2回に集約し52コスとした。このうち中止もくは資料送付とされた24コースを除く2コースについてオンライン代替等により実施した。) (2) 達成(令和2年度施設整備に関する計画に基づき、労働大学校Iいて、排水管厚生工事を実施した。) 【目標達成の理由】 施設・整備に関する計画等に基づき、経営会議等において進行行を適切に実施したため。							
の理由 ・今後の	(原因) の課題	(2) 施設・整備に関する計画	か。28コース 画等に基づき	についてはオンライン代  、経営会議等において	替等により 進行管理を	実施した。 適切に実施し	したことで、	目標を達成	<b>艾することが</b> で	きた。					
すべき	た改善	(1)令和3年度は、集合研修の再開に向けて、新型コロナウイルス感染症感染防止に万全を期すため、研修、宿泊生活等における必要な対策の検討を行い、保修所に内容確認を行いながら対応マニュアルや備品等の整備を行った。また、令和3年度においては、厚生労働省の方針により第1四半期及び第2四半期は集合研修が中止となり、可能なものはオンラインでの実施となっているため、令和2年度のオンラインで実施した実績を活かし、確実かつ効果的なオンライン研修を実施することに努めている。										半期は集合研			
評	価	B 予算額又は手法等を見直し													
令和3年度 事業概要 令和2年度と同様															

令和3年度目標 (アウトカム指標)	(1)①研修生に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から、業務に生かせているとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査(修了後半年から1年程度)により、毎年度平均で85%以上の者から評価を得ること。 (2) ①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、(独)労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。
令和3年度目標 (アウトプット指標)	(1) 研修実施コース(70コース以上) 研修コースについては、新型コロナウイルス感染症の影響により新たな研修手法としてオンライン研修を導入するほか、集合研修については収容人数を縮小して実施することとしており、それぞれの研修方法の特徴を踏まえつつ、引き続き新たな厚生労働省の行政ニーズに迅速・的確に対応した研修コース・科目の設定やその 円滑な運営を図るとともに、事例研究や演習、経験交流等、現場力の強化に資する真に必要な研修を効果的に実施することにより、研修を受講する職員等が、現場においてそれらの知識や技能を最大限活用して業務を遂行し、円滑な労働行政が推進されることに貢献する。 (2) 令和3年度施設整備に関する計画に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施するなどして、施設・整備の計画的な改修・更新を進める。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え、 (アウト) 力指標 設定が困難な場 合はその理由)	独立行政法人労働政策研究・研修機構の第4期中期目標・中期計画に定めた数値目標を設定。 なお、アウトブット指標については、毎年度策定する研修実施計画において定めた数値目標を踏まえ設定している。 【目標設定の理由及び水準の考え方】 (1) ・研修ニーズへの的確な対応、研修生のその後の実務における研修効果の発現の程度を測るアウトカム指標として、研修を受けた当事者及びその上司の有意義度評価を採用した。 ・目標水準については、第3期中期目標期間(平成24年度~平成28年度)の実績を踏まえ、その目標水準を上回る水準を設定することとした。 (2) 「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、同機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、利用者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり、施設の改修、更新を適切に実施するための目標を設定した。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	引き続き実施

D別		対策費								事業番号(令和3年度)	43					
	安全衛生確保等					個別労働紛争対策費										
主体		等事業(根拠法令	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)													
	実施主体 都道府県労働局雇用環境·均等部(室)、(公社					関係団体	<b>連合会</b>			_ 担当係	業務管理係					
的及び必 要性 (のため)	以前の個別紛争は解雇、雇止め、配置転換等労働条件に係るものが多かったが、近年、いじめ、嫌がらせ、パワハラに係る個別紛争が9年連続で最多となっており、内容も複雑困難なものが多くなっている。民事紛争の解決は最終的には司法の役割であるが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルであることから、司法との役割分担の下で、行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速、無料による紛争解決を目的として事業を行っている。 総合労働相談は13年連続100万件を超える状況であり、「いじめ、嫌がらせ、パワハラ」といった複雑困難な相談内容が9年連続最多となっている。また、依然として不当な解雇、雇止めや労働条件の引下げなどにより生計の手段を失ったり、本来の権利を侵害された労働者が「泣き寝入り」を余儀なくされること等がないよう、司法制度のハードルの高さや処理件数の水準も考慮し、司法との役割分担の下で、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」は、真に守られるべき労働者の権利を保障するために必要な事業である。 総合労働相談窓口に寄せられる相談内容や助言・指導の申出内容は、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ等種々あるが、これらの問題を簡易・迅速に解決するための手段を行政として提供することは、社会的に大きな問題となっている精神障害等の労働災害防止による労災保険給付の抑制に資するものであることから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。															
生/何を	直接実施部分においては、個別労働紛争の当事者である労働者及び事業主。 業務委託部分においては、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託することにより、労使関係者(企業の人事担当者、労働組合役 員など)が対象。															
務・事業 スキーム 定スキー を含む)	①全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置(全国379箇所)し、民事上の問題、労働基準法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる労働相談をワンストップで受け付け、対応する。また、民事上の労働紛争については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行う。これらは強制力は伴わないが、無料の制度であり、さらに厳密な事実認定などに時間と労力を要する民事訴訟に比べて、簡易・迅速に行うことができる。なお、相談対応は「総合労働相談員」(非常勤。社会保険労務士などに委嘱。全国758名)、あっせんは「紛争調整委員」(非常勤。弁護士などに委嘱。全国381名)が行っている。②平成29年度の業務委託より一般競争入札(総合評価落札方式)を毎年度実施し、平成30年度~令和3年度は公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託。労使団体、労働法学者、弁護士団体の協力を得ながら、労使関係者に対して法令や裁判例、紛争解決のためのロールプレイングなどを内容とする研修を行っている。															
労働紛争調整官:80名   実施   総合労働相談コーナー:全国379箇所   体制   総合労働相談員:758名   紛争調整委員:381名																
予算額 円)	1,016,761	30年度予算額 (千円)	1,087,918	予	算額	1,47	6,475	令和2年度 予算額 (千円)	1,658,583	令和3年度 予算額 (千円)	1,605,033					
央算額 円)	940,116	30年度決算額 (千円)	1,030,166	決	算額	1,310,495		令和2年度 決算額 (千円)	1,473,062	令和3年度 雇用勘定予算	算額 14 (千円)					
度 行率 )	92.5	30年度 予算執行率 (%)	95.0	予算	執行率	88.8		令和2年度 予算執行率(%)	一般勘定予算額		算額 973 (千円) 政経費を					
度評価と まえた 医事業の にし	令和元年度評価 A 成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続															
ウトカム 指標	決を図り、都道 の手続終了件数	『道府県労働局長による助言・指導 件数に占める処理期間1ヶ月以内		2 年度宝	指	旨標 判例・法令等に基づき、紛争当事者に対して個別労働紛争の問題点を										
ントプット 指標	助言・指導申出受付件数(令和2年度計画数 9,394件) (数値の根拠)平成22~令和元年度における申 出受付件数の平均値			美績	指	標	9,130 华	),130 件								
を達成(未 記) 原因) 課題	申出人が総合労働相談の段階で来庁して職員が本人確認や相談内容を把握した上で申出を受け付ける場合など、助言・指導の申出までに申出人が一度は来庁している場合が多いと考えられる。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、接触予防のために申出人が来庁を控えたことなどにより、申出件数が減少したものと考えられる。また、昨年度の予算要求時には影響等が不明であった労働施策総合推進法の施行(令和2年6月)により、大企業の職場におけるパワーハラスメントに係る事案が同法に基づき対応することとなり、個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導の申出件数が減少した(労働施策総合推進法の紛争解決の援助申立件数は308件)。															
因)を :改善 事項 )課題	感染防止対策の徹底等により来庁での申出は増加するものと考えているが、電話等による申出が可能である旨も説明していく。															
西	В						予算額又は手法等を見直し									
生) が 一	対/象   **キス含   に本   算)   算)   変元   評え事/   小指   ブ標 成 ) )   成 )   後	ある総理保 (東海を) (1) (東海を)	ある。総合労働相談窓口に寄せられた。 一般を簡易・迅速に解決するもの。 一般を行うできなど、は、公益を対しては、、公益を対しては、、公益のでは、、公益ののでは、、公益ののでは、、公益ののでは、、公益ののでは、、公益ののでは、、公益ののでは、、公益ののでは、、公益ののでは、、公益のののでは、、公益ののでは、、公益ののでは、、公益ののでは、、公益の、、、公益のでは、、公益のでは、、公益のでは、、公益の、、、公益の、、、公益の、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	ある。 総合労働相談窓口に寄せられる相談内容や問問題を簡易・迅速に解決するための手段を行政 災保険給付の抑制に資するものであることから 変に) 直接実施部分においては、個別労働紛争の当事 養務委託部分においては、公益社団法人全国等 責など)が対象。  ①全国の労働局及び労働基準監督署に「総合党 雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる第四を をでする事態となどに時間と労力を要する人あっせん。 (2)平成29年度の業務委託より一般競争入札(総関係団体連合会に委託。労使団体、労働法学者、ルプレイングなどを内容とする研修を行っている 関係団体連合会に委託。労使団体、労働法学者、総合労働相談コーナー・全国379箇所総合労働相談員:758名 総合労働相談員:758名 総合労働相談員:758名 総合労働相談の員:381名 第額 1,016,761 30年度予算額 1,087,918 第額 940,116 30年度決算額 1,030,166 を 92.5 予算執行率 95.0 を 92.5 予算執行率 95.0  第個と つかの実情に即した迅速かつ適正な紛争の解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導中出受付件数の平均値のものの割合を95%以上とする。  助言・指導申出受付件数の平均値 申出人が総合労働相談の段階で来庁して報員ら出入が来庁を控えたことなどにより、大全のものの割合を95%以上とする。  助言・指導中出受付件数の平均値 申出人が総合労働相談の段階で来庁して報員における申出人が総合労働相談の段階で来庁して報員における申出人が一度は来庁してなどにより、大全統合権進法の施行(令和2年度計画数9,334件)のものの割合を95%以上とする。  財富・指導中出受付件数の平均値 申出人が総合労働相談の段階で来庁して報員におり、大全院公司、第25年間、第25年	ある。終合労働相談窓口に寄せられる相談内容や助言・指問題を簡易・迅速に解決するための手段を行政として打災保険給付の抑制に資するものであることから、社会行災保険給付の抑制に資するものであることから、社会行災保険給付の抑制に資するものであることから、社会行業を集にのを整めては、公益社団法人全国労働基準を利益を支援を表して、公益社団法人全国労働制を負責などの対象を関わずあらゆる労働和設長とへを表して、会し、対しては、公益社団法人全国労働制を負責など、が対象。  「全国の労働局及び労働基準監督署に「総合働制を負責など、対象の等局局長による助言・指導や入札(総合評価と労力を要する民事訴訟に比べて、公益社団法人会国労働和侵害、となどに委嘱。全国758名、あっせんば、合評の関係の体理を含に委託。労使団体、労働法学者、介護の労働和設員、758名、紛争調整を負き、331名  「特別・1,016,761 30年度予算額 1,030,166 会別の手続終の労働相談員、758名紛争調整委員・331名  「中国・1,016,761 30年度予算額 1,030,166 会別の手続終の労働相談員、758名紛争調整委員、331名  「中国・1,016,761 30年度予算額 1,030,166 会別の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のものの割合を95%以上とする。 成果目標を達成してした。 成果目標を達成してした。 本の表に表により、中田人が必要の解析のものの割合を95%以上とする。 おりまにより、中田人が必要の解析のものの関係を95%以上とする。 は、また、は、中田人が必要が減り、対象値の根拠、平成22~令和元年度における中田人が一般は一般が一般地の限略で来庁して職員が本人と度は、本の施行(令和2年度月)により、大企業積額、表に表し、中田人が一般は表が減り、対象値の根拠、中田人が一般は表により、中田人教が減り、数値の根拠、中田人が一般は表により、中田人教が減り、数値の根拠、中田人が一般に表により、中田人が一般に表により、中田人教が減り、数値の根拠、中田人が一般に表により、中田人教が減り、数値の根拠、中域に表により、中間、対象値の限略で、表に表し、中間、対象値の限略で、表に表し、中間、対象値の限略で、表に表し、表に表し、表に表し、表に表し、表に表し、表に表し、表に表し、表に表	ある。 総合労働相談窓口に寄せられる相談内容や助言・指導の申出問題を簡易・迅速に解決するための手段を行政として提供する。 災保険給付の抑制に資するものであることから、社会復帰促進・ は実施部分においては、個別労働紛争の当事者である労働、業務委託部分においては、仏益社団法人全国労働基準関係団員など)が対象。  ①全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談ユーナー雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる労働相談長員会によるあるで、会議の展別を担け、会議の関係の関係を行っているが関係では、労働法学者、弁護士団体のルプレイングなどを内容とする研修を行っている。  労働紛争調整官:80名総合労働相談コーナー・全国379箇所総合労働相談ユーナー・全国379箇所総合労働相談リーナー・全国379箇所総合労働相談リーナー・全国379箇所総合労働相談リーナー・全国379箇所総合労働相談リーナー・全国379箇所総合労働相談員、758名紛争調整要員:381名  第額 1,016,761 30年度予算額 1,030,166	ある。 総合労働相談窓口に寄せられる相談内容や助言・指導の申出内容は関題を簡易・迅速に解決するための手段を行政として提供することは、党災保険給付の抑制に資するものであることから、社会復帰促進等事業とのを集にという。 直接実施部分においては、個別労働紛争の当事者である労働者及び事業務委託部分においては、公益社団法人全国労働基準関係団体連合等集にという。 ()全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置用機会等法など内容を問わずあらゆる労働相談をワンストップを関連開発の学務生などに時間と労力を要する民事訴訟に比べて、簡易・迅速に受害などに時間と労力を要する民事訴訟に比べて、簡易・迅速に受害などに時間と労力を要する民事訴訟に比べて、簡易・迅速に受害などに時間と労力を要する民事訴訟に比べて、簡易・迅速に受力な事実認定などに時間と労力を要する民事訴訟に比べて、簡易・迅速に受力を受力を対象した。 () (2 字成29年度の業務委託より一般競争入札(総合評価落札方式)を毎別所の体連合会に委託。労使団体、労働法学者、弁護士団体の協力をルプレプケなどを内容とする研修を行っている。 () (3 の場所を行っている。 (4 千円) (4 千円) (5 4 千円) (5	ある。 総合労働相談窓口に寄せられる相談内容や助言・指導の申出内容は、解雇や問題を簡易・迅速に解決するための手段を行政として提供することは、社会的に災保険給付の抑制に資するものであることから、社会復帰促進等事業として要ができない。 は会復帰促進等事業として要ができない。 は会復帰促進等事業として要ができない。 は会復帰促進等事業として要ができない。 は会復帰促進等事業として要ができない。 は会復帰促進等事業として要ができない。 は会復帰促進等事業として要ができない。 は会復帰促進等事業として要ができない。 は会復帰促進等事業として要ができない。 に会し、の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談ユーナー」を設置(全国雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる労働相談とワンストップで受け付け、動道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行う。 は会学をはなどに時間と労かる要する民事訴訟といべて、簡多一辺連に行うことでは、一般時が発生などに委嘱。全国789名)、あっせんは「紛争調整委員」(非常勤、弁・ビスキー保険学務士などに委嘱。全国789名)、あっせんは「紛争調整委員」(非常勤、弁・レブレイングなどを内容とする研修を行っている。  労働紛争調整官・80名総合労働相談コーナー・全国379箇所総合労働相談コーナー・全国379箇所総合労働相談コーナー・全国379箇所総合労働相談コーナー・全国379箇所総合労働相談コーナー・全国379箇所総合労働相談コーナー・全国379箇所総合労働相談コーナー・全国379箇所総合労働相談コーナー・全国379箇所を持つするといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる	ある。	ある。 総合労働相談窓口に寄せられる相談内容や助言・指導の申出内容は、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・頻問基を開易・迅速に解決するための下級を行政として提供することは、社会的に大きた問題となっている精神膜災保険給付の抑制に資するものであることから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。  直検実施部分においては、個別労働紛争の当事者である労働者及び事業主。 「何を表格差比部分においては、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託することにより、労使関係者(金月夜ど)が対象。  ①全国の労働局及び労働基準監督者に「総合労働相談のフーナー」を設置(全国378箇所)し、民事上の問題、労雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる労働相談のフーナー」を設置(全国378箇所)し、民事上の問題、労雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる労働相談のフーナー」を設置(全国378箇所)し、民事上の問題、労産利益保労物局長による助言・指令的争問整要員会によるあっせんを行う。これらは強制力は伴わないが、10年の学者などとは受職、全国788名)、あっせんば「物争制整委員(3年業別・非護すなどに受職、全国788名)、あっせんば「物争制整委員(3年業別・非護すなどに受職、全国788名)、あっせんば「物争制整委員(3年業別・非護・小妻を持てなどに要職。全国788名)、あっせんば「物争制整委員(3年業別・非護士団体の協力を得ながら、労使関係者に対して法令や別ルフレインなどを内容とする研修を行っている。  労働紛争調整言、80名 総合労働相談の一ナー・全国378箇所総合労働相談の一ナー・全国378箇所総合労働相談の一ナー・全国378箇所総合労働相談の一大・全国378箇所総合労働相談の一大・全国378箇所総合労働相談の一大・全国378箇所総合労働相談の一大・全国378箇所総合労働相談の一大・全国378箇所総合労働相談の一大・全国378箇所総合労働相談の一大・全国388を開放した、労働経済、(千円)  東  東  明 940.116 30年度予算 1,030.166 次事額を 1,310.495 介理事務 (千円)  東  東  明 940.116 A 成果目標を達成しているところであり、引き結き施策を継続  か争和要権 30年度 (千円)  東  東  明 940.116 A 成果目標を達成しているところであり、引き結を施策を継続  かのの一大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大	ある。 総合労働相談窓口に寄せられる相談内容や助言・指導の申出内容は、常是や労働条件の引下げ、いじめ、婚がらせ等種々あ 問題を開場・迅速に解決するための手腕を行政として提供することは、社会的に大きな問題となっている精神障害等の労働災害 実保施給付の即制に資するものであることから、社会関係進等事業として実施する必要がある。  「他を実施を託命分においては、個別労働紛争の当事者である労働者及び事業主 「何を実施を託命分においては、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に要託することにより、労使関係者(企業の人事担当者 異など)が対象。 「立全国の労働局及び労働基準監督署に「役合労働相談コーナー」を設置(全国379箇所)し、民事上の問題・労働基準法、労働 用機会対等表など内容を問わずあるゆう労働相談ローントー・プレストでは、おいたは強制力は行わないが、無料の制度であり、 が出海が実施をとどに特別とかから労働相談をランストップで受け付け、対応する。また、民事上の労働的やについては、 が出海が実施をとどに特別とかから労働相談を担け、「大き、民事・政権」といわらは強制力は行かないが、発力制度である。 がまたなどの情報を対しては、日本の関係をプレストゥリンででは、日本の関係をよる。相談対応が設定が動物を関係では、日本の関係を受ける状态を対象相談をより、 の学権を対象をよびでは、大きな主が、大きな主が、大きな主が、大きな主な、相談対応が設定が動相談と、 の学権を対してなどの存存を対している。  対象的や課題をするの名称を託といー配を考りている。  対象的や課題をするの名称を託とい一配を考している。  対象的や課題をするの名称を行うている。  対象的を課題をするの名称を行うている。  対象的や課題をするの名を、(千円) 「おおおよい、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな、大きな、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな主な、大きな、大きな主な、大きな、大きな主な、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大き					

令和3年度 事業概要	令和2年度と同様
令和3年度目標 (アウトカム指標)	都道府県労働局長の助言・指導の実施による個別労働紛争の解決率を50%以上とする。 (数値の根拠)平成23~令和2年度における助言・指導の実施件数に対する助言・指導の解決件数の割合
令和3年度目標 (アウトプット指標)	都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のものの割合を95%以上とする。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	個別労働紛争解決制度は紛争の実情に即した迅速かつ適正な紛争の解決を図ることを目的とするものとしているため、都道府県労働局長の助言・指導の実施状況を測るアウトブット指標として「助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のものの割合を95%以上」とするとともに、助言・指導の目的の達成状況を測るアウトカム指標として「都道府県労働局長の助言・指導の実施による個別労働紛争の解決率を50%以上」とする。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	Ⅲ主要事項 第5 ウィズコロナ時代の労働環境の整備、生産性向上の推進 4 総合的なハラスメント対策の推進 (3)早期の紛争解決に向けた体制整備等
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	相談件数はここ最近、依然として高水準で推移しており、いじめ・嫌がらせなど相談内容も多様化している。労働紛争に係る解決である本制度の役割は、「簡易・迅速」等であり、当該役割を損なわないため、既に行った取組に加え、あっせんの参加率向上に向けた取組と総合労働相談員の積極的な活用を図り、また今後増加が見込まれる外国人労働者からの相談について適切な援助を行うため、「多言語コンタクトセンター」(電話通訳)の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図る等により的確に紛争の解決を促進できるように努めてまいりたい。

											(労働基準局党	)動関係法課)	
	事業名	雇用労働相談センター設置・運営経費									事 業 番 号 (令和3年度) 事 業 番 号 (令和2年度)	44 51	
事業の別 安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補												労働契約係	
実施主体 民間団体											担当係	が国人で	
	目的及び必 要性 (何のため)	国家戦略特別区域法第37条に基づき、国家戦略特別区域(以下「特区」という。)において、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、雇用労働相談センターを設置し、弁護士等による雇用労働に関する法律相談等、事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものである。本事業により、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害防止等を図るものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。											
	対象 (誰/何を 対象に)	国家戦略特別区域における新規開業直後の企業及びグローバル企業											
事業/制度概要	事務・事業 のスキーム (決定スキー ムを含む)	特区内に雇用労働相談センターを設置し、主として以下の事業を行う。 なお、雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法第8条に基づき各特区が作成する区域計画において、雇用労働相談センターの設置 が記載され、内閣総理大臣により認定された場合に設置されることとなるものである。 (1)雇用労働相談員(社会保険労務士等)による電話相談、窓口相談等の対応 (2)弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応 (3)個別訪問指導 (4)セミナーの開催											
	実施 体制	一般競争入札(総合評価落札方式)により、以下のとおり民間団体へ委託して実施している。 (1)福岡市・北九州市センター : 有限責任監査法人トーマツが実施(平成26年11月29日設置) (2)関西圏センター : 有限会社監査法人トーマツが実施(平成27年1月7日設置) ※令和2年度は株式会社パソナ (3)東京圏センター : 株式会社パソナが実施(平成27年1月30日設置) (4)新潟市センター : 有限責任監査法人トーマツが実施(平成27年10月29日設置) (5)愛知県センター : 有限責任監査法人トーマツが実施(平成28年4月25日設置) (6)仙台市センター : アデコ株式会社が実施(平成28年6月28日設置) (7)広島県・今治市センター : 有限責任監査法人トーマツが実施(平成28年10月28日設置)											
	F度予算額 (千円)	387,648	30年度予算額 (千円)	390,511	令和元年度 予算額 (千円)		398	,277	令和2年度 予算額 (千円)	387,962	令和3年度 予算額 (千円)	309,759	
	F度決算額 (千円)	300,914	30年度決算額 (千円)	303,790	令和元年度 決算額 (千円)		321	令和2年度 決算額 (千円)		310,680	令和3年度 雇用勘定予算額 309,759(千円) 一般勘定予算額 O(千円) ※予算執行率は行政経費を 考慮していない。		
	29年度 算執行率 (%)	77.6	30年度 予算執行率 (%)	78.8	令和元年度 予算執行率 (%)		80	) <b>.</b> 6	令和2年度 予算執行率(%)				
それ	元年度評価と とを踏まえた 3年度事業の 見直し	令和元年度評価	В	予算額又は手え	去等を見直し								
	アウトカム 指標	員及び弁護士に	≣用労働相談センターにおける雇用労働相談 負及び弁護士による相談対応について、「相談 け応について参考になった」旨の回答を95%以 よとする。			アウト 指す 【C	標けたった		標の95%を超える約97.4%の利用者から「相談対応について参考に った」との回答を得た。				
2年度目標	アウトプット 指標	①雇用労働相談センターにおける1回当たりのセミナーの参加者数について、23人以上とする。 (※設置済のセンターにおけるそれぞれの集客目標の平均値((30人+20人+30人+20人+20人+20人+20人+20人)/7センター=23人)) ②各雇用労働相談センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、129件(令和元年度相談件数実績)以上とする。				アウト 指は 【×	標						
2年度目標を達成(未 達成) の理由(原因) ・今後の課題 アウトカム指標である相談対応の満足度については、専門的な知識を有する相談員が丁寧な相談対応に努めたが でカトプット指標(②に関し、各センターにおいてはベンチャー企業やグローバル企業などからの相談を対象としてし るにつれて、一部のセンターにおいて相談件数の減少状況が見られ始めたため、年度途中から急遽、オンラインに の改善策を講じるなど、相談件数の増加に向けた検討・対応を行ったものであり、一部のセンターでは過去最高の ど、次年度にもつながる適正な事業運営の実施に努めたものである。							しているところ、 インによるセミ <del>、</del>	新型コロナウイル. ナー・相談を積極的	に取り入れる等				
踏: す	由(原因)を まえた改善 べき事項 な後の課題	年度当初からオンラインによる相談体制の充実を図り、起業予定者などを対象とした相談獲得に向けた更なる周知広報を行うとともに、オンラ インセミナーの積極的な実施をするなど、センターの運営方法について改善策を講じた上で、引き続き、事業の適正な運営に努める。											
	評価	В						予算額又は手	予算額又は手法等を見直し				
	和3年度 雪業概要	令和2年度と同様											

令和3年度目標 (アウトカム指標)	雇用労働相談センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について参考になった」旨の回答を95%以上とする。
令和3年度目標 (アウトプット指標)	①雇用労働相談センターにおけるセミナー1回当たりの参加者数を23人(※)以上とする。 (※各雇用労働相談センターにおける集客目標の平均値((30人×2センター+20人×5センター)/7センター=23人)) ②雇用労働相談センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、雇用労働相談センターにおける直近3年間の1ヶ月平均相談件数を、115.4件(平成30年度から令和2年度の実績)以上とする。
令和3年度目標の 目標設定の理由、 その水準の考え標 设プウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	アウトカム指標については、相談対応が本事業の中核であり、相談利用者にとって参考となる相談対応を行うことが重要であることから、相談利用者の満足度を指標とすることとし、その水準は95%以上とした。アウトブット指標については、 ①適切な労務管理に係る情報提供を行うため、また、我が国の雇用ルールを的確に理解するため雇用指針を活用したセミナーを実施しているところであり、セミナーの参加者数を指標とすることとした。その水準は、使用予定の会場のキャパシティが限られることや、セミナーの受講対象者が特区内の新規開業企業等であり特定の地域の限られた属性の者であること、参加者の理解度を高めるため効果的にセミナーを実施する必要があることを踏まえ、集客目標の平均値(令和2年度目標)と同水準以上の参加者数を目標とした。 ②本事業の中核である相談対応について、引き続き特区内の新規開業直後の企業及びグローバル企業等を雇用労働の側面から支援する役割を果たすため、新たに、雇用労働相談センターにおける「クラーにおける「クラーにおける」の154件(平成30年度から令和2年度の実績)以上とすることを新たな目標とした。なお、目標設定の理由については、新型コロナウイルスの影響によって不安定要因が増加したことで、単年度実績により比較することが困難となったことによる。
令和3年度予算概算 要求の主要事項 との関係	-
令和4年度要求に 向けた事業の 方向性	各雇用労働相談センターにおける執行実績を踏まえるとともに、今後、特区の追加指定や雇用労働相談センターのない特区における雇用労働相談センターの新設等が行われる可能性を踏まえ、必要な要求を行う。